

令和6年度 認証評価

# 京都西山短期大学

## 自己点検・評価報告書

令和6年6月

## 目次

自己点検・評価報告書 .....	1
1. 自己点検・評価の基礎資料 .....	2
2. 自己点検・評価の組織と活動 .....	12
<b>【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】 .....</b>	<b>15</b>
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神] .....	15
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果] .....	21
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証] .....	28
<b>【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】 .....</b>	<b>32</b>
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程] .....	32
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援] .....	48
<b>【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】 .....</b>	<b>67</b>
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源] .....	67
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源] .....	73
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源] .....	75
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源] .....	77
<b>【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】 .....</b>	<b>83</b>
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ] .....	83
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ] .....	85
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス] .....	94
<b>【資料】</b>	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11-1～20] 基礎データ	

## 自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、京都西山短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 6 年 6 月 20 日

理事長

櫻井 悦夫

学長

加藤 善朗

ALO

脇田 修司

## 1. 自己点検・評価の基礎資料

## (1) 学校法人及び短期大学の沿革 (1600 字程度)

学校法人京都西山学園の法人としての始まりは、昭和 36 年 4 月に認可を受けて設立された学校法人西山短期大学であり、短（西山短期大学（現 京都西山短期大学）・高（西山高等学校（現 京都西山高等学校））・幼（向陽幼稚園）共通に仏教の精神を基にした人間教育を目指して設立された。

中でも京都西山短期大学の歴史は古く、その前身は 1280 年（弘安 3 年）に西山浄土宗総本山光明寺に開かれた学寮にまで遡る。大正 5 年の専門学校令により 3 年制の西山専門学校に、そして、昭和 25 年に仏教科を有する 2 年制の西山短期大学となり、西山浄土宗の僧侶養成を中心に据えた西山浄土宗の信仰に生きる人物の育成を行ってきた。仏教を根本とし、浄土宗を開いた法然上人の念仏の教えを基本にしなが、法然上人門下の善慧房證空上人（西山上人）の教義を建学の精神並びに教育理念を礎とする教育活動は時代に合わせてその幅を広げ、歩みを進めている。下表に学校法人及び短期大学の沿革を示す。

年	学校法人関係	短期大学関係
1280（弘安 3）年		前身の学寮（会下）ができ、光明寺による学寮の運営が始まる
1332（元弘 2）年		元弘の乱で光明寺被災
1651（慶安 4）年		学寮を復興（大衆寮と称す）
1868（明治元）年		明治維新後、学則を改正
1895（明治28）年		普通寮と専門寮の両寮制度の教令が発令される
1896（明治29）年		内務省訓令により、修業年限が高等科4年・研究科4年となる
1899（明治32）年		私立学校令により、浄土宗西山派立専門学寮となる
1916（大正 5）年		専門学校令により、西山専門学校3年制となる
1925（大正14）年		専門学校令により、西山専門学校4年制となる

1927（昭和2）年	西山高等女学校を創立	仏教科を有する 2年制の西山短期大学となる
1948（昭和23）年	学制改革により西山高等学校となる	
1950（昭和25）年	学制改革により西山短期大学となる	
1951（昭和26）年	学校法人西山学園が認可される	
1954（昭和29）年	学校法人西山学園 向陽幼稚園創設	
1961（昭和36）年	学校法人西山短期大学が認可され、 学校法人西山学園と合併する	
1970（昭和45）年		

年	学校法人関係	短期大学関係
1976（昭和51）年		福祉コースを設置 従来の仏教・国文も「コース」に改組
1978（昭和53）年		新館（現第9講義室の建物）を竣工
1987（昭和62）年		図書館を新築
1992（平成4）年		新館（現事務室等の建物）を竣工
1998（平成10）年		国文コースを日本文化コースに 名称変更
2001（平成13）年		仏教美術コースを設置
2004（平成16）年	学校法人西山短期大学を 学校法人京都西山学園に名称変更	京都西山短期大学と校名を変更
2005（平成17）年	京都西山高校単位通信制を開設	専攻科を新設
2006（平成18）年		仏教科を仏教学科に名称変更 仏教保育専攻に保育コースを新設 学舎「述誠館」を竣工

2007（平成19）年		仏教コースに時宗講座を開設
2008（平成20）年	京都西山高校にこども夢コース、 進学コースA を開設	幼稚園教諭二種免許状が取得 可能となる
2009（平成21）年		保育コースを保育幼児教育 コースに名称変更
2010（平成22）年		福祉コースをライフクリエ イトコースに名称変更
2011（平成23）年		別科（日本語専修課程）新設
2012（平成24）年		日本文化コースを国際教育 コースに改編
2015（平成29）年		国際教育コースを国際経営 コースに改編
2020（令和 2）年		ライフクリエイトコースを みらい創造コースに名称変更
2022（令和 4）年	京都西山高校を男女共学校化	
2023（令和 5）年		みらい創造コースと国際経営コース をメディアIT・ビジネスコースに改編
2024（令和 6）年		仏教科を共生社会学科に名称変更 保育幼児教育コースをこども教育 コースに改編

(2) 学校法人の概要

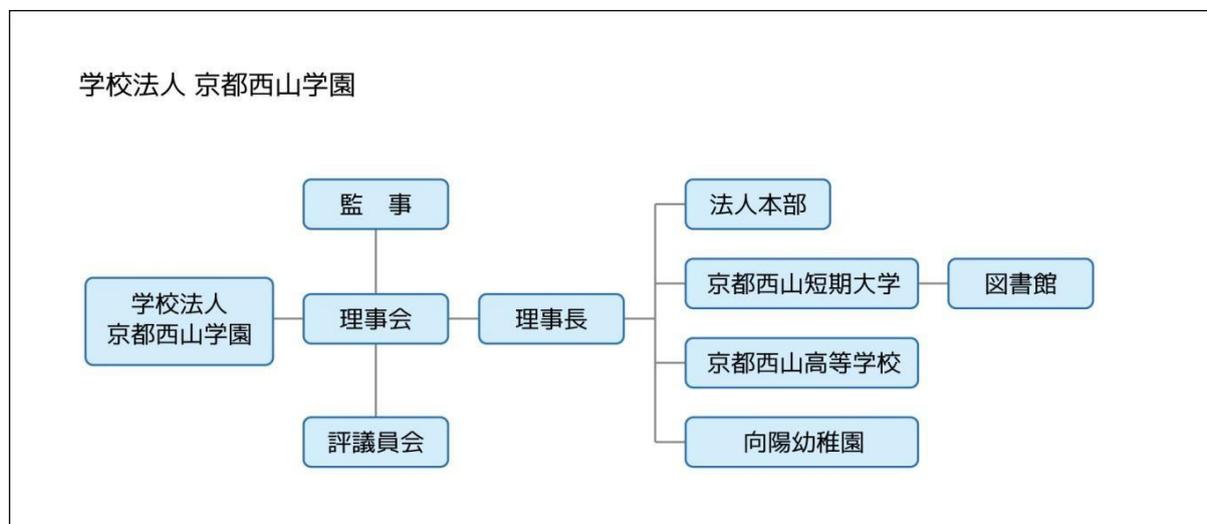
- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和6(2024)年5月1日現在

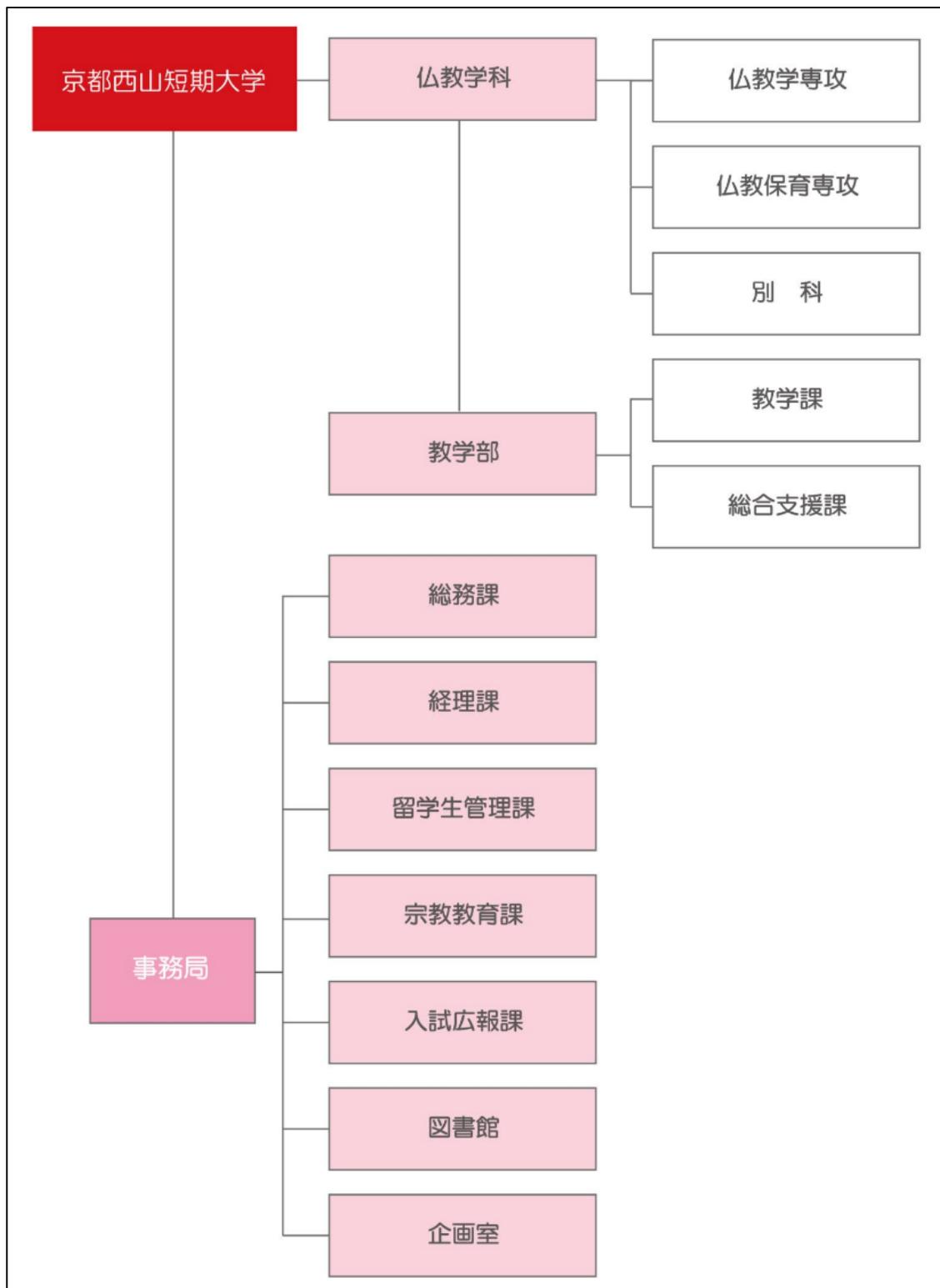
教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
京都西山短期大学	〒617-0811 京都府長岡京市 粟生西条 26	90	190	124
京都西山高等学校※	〒617-0002 京都府向日市寺 戸町西野辺 25	360	1080	659
		100	300	245
向陽幼稚園	〒617-0002 京都府向日市寺 戸町西野辺 25	190	590	210

※上段は全日制、下段は通信制

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和6(2024)年5月1日現在





(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

- 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）
- 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	令和元 (2019) 年度		令和2 (2020) 年度		令和3 (2021) 年度		令和4 (2022) 年度		令和5 (2023) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
北海道			1	1.1						
茨城									1	2.2
岐阜							1	2.5		
愛知	2	2.1			2	2.7	1	2.5	1	2.2
滋賀							1	2.5		
京都	27	28.7	20	21.5	38	50.7	34	85.0	33	71.7
大阪			1	1.1	6	8.0	1	2.5	1	2.2
兵庫	1	1.1			1	1.3				
奈良									1	2.2
和歌山					1	1.3	1	2.5		
徳島			1	1.1						
高知			1	1.1						
広島					1	1.3				
福岡	1	1.1	1	1.1						
熊本	1	1.1								
鹿児島					1	1.3				
中国	62	65.9	68	73.0	25	33.3			2	4.3
ベトナム									1	2.2
その他							1	2.5	6	13

[注] 短期大学の实態に即して地域を区分してください。

- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和5（2023）年度を起点に過去5年間について記載してください。

#### ■ 地域社会のニーズ

長岡京市第4次総合計画は『住みたい 住みつづけたい 悠久の都 長岡京』を基本構想のキャッチフレーズとして、「長岡京市が目指すひととまちの姿」を描いており、その中で、観光に関わる産業分野の5年後の目標は「工・商・農林業が都市の魅力・活力をつくり、市内外からの観光が新たな交流を生み出している」が位置付けられている。また、関連計画として「長岡京市シティプロモーションガイドライン」が並行して策定されており、「住みたい」と思ってもらうきっかけとしての「訪れたいまち」を目指していくことが描かれている他、福祉や都市整備、交通等の各分野で、観光に関連した施策が展開されている。（長岡京市ホームページより）

#### ■ 地域社会の産業の状況

長岡京市の産業を産業別にみると、事業所数は生産機械（13事業所・構成比14.4%）と金属製品（13事業所・同14.4%）がトップで、食料品（9事業所・10.0%）、電気機械（8事業所・同8.9%）がこれに次いでいる。

長岡京市の東部（JR線以東の地域）は工業適地に指定されており、事業所（構成比75.6%）が集中しており、製造品出荷額等においてもこの地域だけでも3,728億7,541万円（構成比95.8%）を占めている。良質な水質の地下水は、本市における工業発展の一要因となったが、現在は水位の低下がすすみ、水資源の保全が重大な課題となっている。

また、西部丘陵地では特産物「たけのこ」を産出する（長岡京市ホームページ参照）

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
<ul style="list-style-type: none"><li>・自己点検・評価報告書は、前回の第三者評価時以降公表されていないので、定期的な公表が望まれる。</li><li>・三つの方針は、ウェブサイトや学生便覧で表記が異なっているので、整理することが望まれる。</li><li>・シラバスは、「授業の概要・ねらい・到達目標・授業計画・注意事項など」と複数の項目を一緒に記述する様式になっているので、教員により過不足が見られる。項目を再検討して様式を整えるとともに、担当教員が作成した後に記述内容を確認するシステムの構築を図りたい。</li></ul>
(b) 対策
自己点検・評価報告書については、令和3年度からホームページ上で公表している。3つの方針については、文言の統一をはかり、再掲している。シラバスについては、項目を再検討するとともに、複数の項目が一緒に記述しないように様式を整えた。シラバスチェックはカリキュラム委員会と教学委員会の教員で行っている。
(c) 成果
指摘された事項がようやくルーティン業務となってきて、教育研究活動や学生支援を向上させるスタートラインに立てたようである。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
専攻課程ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について短期大学設置基準の規定どおり学則等に定められていないという問題が認められたが、機関別評価結果の判定までに仏教コースのディプロマ・ポリシーとアカデミック・ポリシーを見直すことにより改善を行った。
(b) 改善後の状況等
法令順守に努めている。

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
令和 5（2023）年度時点での学校法人京都西山学園の経営状態は、日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標の C3（イエローゾーン）に位置し、集中経営指導法人と判断された。関係省庁の指導を受け、経営改善計画を作成し報告を行っている。 学校法人京都西山学園は、短期大学、高等学校（全日制・通信制）・幼稚園を設置しており、令和 5 年度から 9 年度の経営改善計画で、学生・生徒・園児数の確保によって、経営を立て直す計画になっている。
(b) 履行状況
本学の安定した経営基盤を築くために、令和 6 年 4 月から仏教学科から共生社会学科に名称変更し、入学定員も 100 名から 90 名に削減して再スタートした。初年度の入学定員は充足できなかったものの、定員充足率は 86%まで回復した。

- (6) 公的資金の適正管理の状況（令和 5（2023）年度）
- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

現時点では、「京都西山短期大学公的研究費運営及び管理規程」を制定している。

## 2. 自己点検・評価の組織と活動

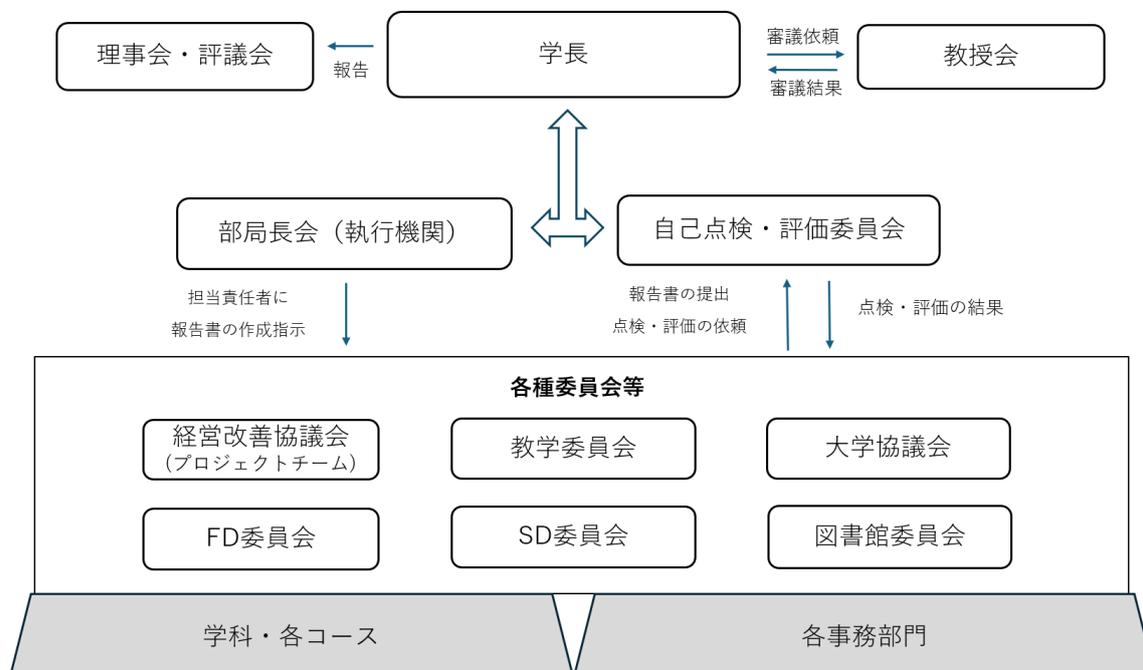
- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）
- 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）
- 組織が機能していることの記述（根拠を基に）
- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和5（2023）年度を中心に）

### ■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

委員長	加藤 善朗	(学長)
委員	山田 洋巳	(教学部長・学科長)
委員	脇田 修司	(事務局長)
委員	伊藤 真昭	(図書館長) ALO
委員	弓本 教正	(総務課長)

(令和5年5月現在)

### ■ 自己点検・評価の組織図



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

京都西山短期大学自己点検・評価委員会は、本学における自己点検・評価に冠する事項を審議するため、学長の下に設置している。

委員会は学長、教学部長・学科長、事務局長、図書館長、総務課長のほかに学長が指名した者で構成され、委員長は学長が、ALOは学長が指名した者が務めている。

委員会は年4回程度開催され、そこで決定された方針に基づいて、教職員が一体となって自己点検・評価に取り組む体制となっており、各評価項目の主体を担う担当責任者から提出された報告を基に委員会で点検・評価を行い、その結果を報告書にまとめ、学長に報告している。

近年定員割れが続く厳しい状況が続いているが、令和3年度は短大基準協会が定める基準項目を中心に点検・評価を行い、令和4・5年度は、それに加えて、プロジェクトチームである経営改善協議会が企画立案した新学科構想についても審議して、平成6年度から共生社会学科へ名称変更することになった。今後は新学科においても短期大学基準協会が定める基準ないし点検・評価のための観点ごとに、各担当責任者を中心として現状分析のための情報収集と改善のための協議を適宜行っていく。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（令和5年度を中心に）

時 期	活 動 内 容
令和5年4月～5月末日	アセスメントテスト（GPS-Academic）実施
令和5年5月22日	自己点検・評価委員会開催 ・ 認証評価の概要について ・ 認証評価機関とその申し込みについて
令和5年5月1日～末日	進路希望調査
令和6年6月13日	令和6年度認証評価受審申込み
令和6年6月27日	FD研修会（講演会 講師：上地明德氏、一般社団法人経済教育支援機構 代表理事） 演題：「金融リテラシーの重要性について（新学科開設に向けて）」
令和5年7月下旬	授業評価アンケート調査（春学期）
令和5年8月2日	自己点検・評価委員会開催 ・ 短期大学基準協会の評価項目および観点の変更点確認 ・ エビデンスの準備について
令和5年8月23日	ALO対象説明会参加
令和5年10月25日	FD研修会（講演会 講師：田中まみ氏） 演題：「生きがいについて」の著者、神谷美恵子の思想
令和5年11月19日	令和6年度認証評価受審決定通知受領

令和5年12月5日	『自己点検・評価報告書』（令和4年度に関する報告書）の学長及び委員への報告、ウェブページでの公表
令和6年1月下旬	授業評価アンケート調査（秋学期） 進路アンケート調査
令和6年1月22日	自己点検・評価委員会開催 ・前年度の自己点検・評価活動についての総括 ・『令和6年度版 自己点検・評価報告書』（令和5年度に関する報告書）の作成方法について ・学外評価員依頼について
令和6年3月1日	『令和6年度版 自己点検・評価報告書』（令和5年度に関する報告書）の作成方法に関する説明会開催 ・認証評価スケジュール ・報告書作成スケジュールについて ・提出資料・備付資料の準備について
令和6年3月6日	SD研修会（グループワーク） ・機能的な事務のあり方について
令和6年4月上旬	学外評価員の委嘱
令和6年5月14日	自己点検・評価委員会開催 ・『令和6年度版 自己点検・評価報告書』（令和5年度に関する報告書）の確認、外部評価員への評価の依頼
令和6年5月31日	自己点検・評価委員会開催 ・『令和6年度版 自己点検・評価報告書』（令和5年度に関する報告書）のに関して外部評価員による総括と専任教職員との意見交換

## 【基準 I 建学の精神と教育の効果】

### [テーマ 基準 I -A 建学の精神]

本学の教育目標は、学則をふまえ「仏教精神に基づき、地域や社会で活躍できる人材の育成を目指す」というところにある。さらにそれを目指すにあたっては、仏教の精神である「智慧と慈悲」の習得が必要であることから、本学は「智慧と慈悲」を建学の精神としている。智慧は正しい教えを身につけ発揮できる人間力であり、慈悲は思いやりのある温かい大きな心を身につけることにある。

本学に入学した学生は、先ず講堂で学長から建学の精神についての訓辞を聞くが、その際、正面には文殊菩薩像が祀られ、上方には建学の理念とする「学仏大悲心」と揮毫された扁額が掲げられている。これは文殊菩薩が智慧の象徴であり「学仏の大悲心を学ぶ」ことは、とりもなおさず慈悲を学ぶことに繋がるからである。これらを追い求める姿勢にこそ、本学で教えかつ学ぶことの意義があるのであり、またそれは同時に学外から期待されているものでもある。

こうした建学の精神・理念は決して一部の教職員のためにあるのではなく、常に全学共有のものでなければならない。そのため、学生には専攻・コースを問わず、仏教についての基礎知識を学ぶことのできる「仏教学概論(ブツダの教え)」や「仏教学概論」といった授業を必修科目とし、その正しい理解に少しでも近づけるよう配慮している。

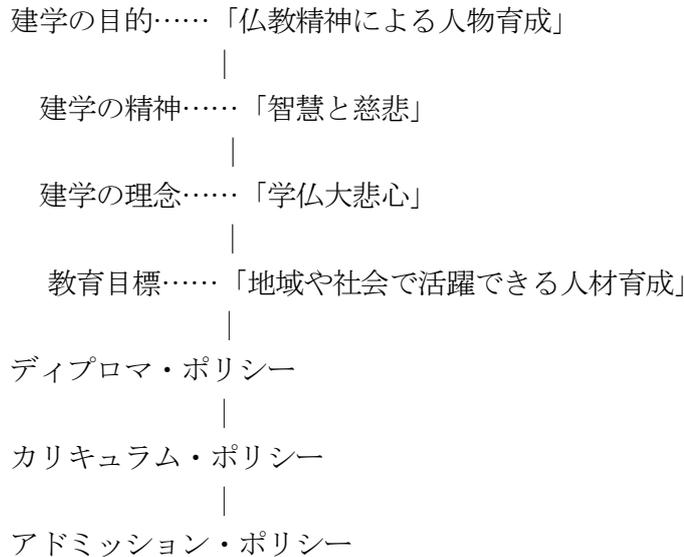
また、教職員に対しては、研修会などといった、より深い理解を身につけることのできるような機会をできる限り増やすよう心掛けている。これら以外に『学生便覧』にも「本学の建学の理念(学仏大悲心)」「教育目標」などの事項を明記し、さらに、京都西山短期大学のホームページにも同様のものを掲載するなど本学が展開する教育の根本がどのあたりにあるかを、広く理解してもらうための方策を取っている。

ただ、こうした建学の精神・理念といったものを浸透させるには、理屈を押しつけるのではなく、そのあるべき様態を常に念頭におきつつ、個も尊重しながら柔軟に対応していくことが求められる。それは言い換えれば教員、職員、あるいは学生としての生活に密着した精神であり、理念であらねばならないということである。今後もこうした建学の精神・理念をさらに浸透させ、それを学生生活と直結させるために、講義や研修会の内容を吟味し、さらに広く意見を取り入れながら、質の向上を図ってゆかねばならないと考えている。

次に、教育目標にいう「地域や社会で活躍できる人材の育成」に欠かすことのできない重要な3つのポリシーを挙げておきたい。

- (1) ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針)
- (2) カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の方針)
- (3) アドミッション・ポリシー (入学者受入の方針)

これら3つのポリシーは、それぞれが緊密に連携し合ってこそはじめて人材の育成という目標に結び付けることができるが、建学の精神がそれらを統括していることにより大学全体が一つの有機体として機能すると考えている。今ここには、建学精神・理念に基づき、3つのポリシーが重層的に位置づけられてアカデミック・ポリシーを形成している。様を図示しておきたい。



以上のように、3つのポリシーは、当然上記の建学の精神・理念と緊密に対応しつつ明示されていなければならない。それらの間に齟齬が生じていないかという点については、常に点検を怠ってはならない。このような構造のもと、学生が「智慧と慈悲」を体得する何よりの機会が、個々の教員による授業にあることは言うまでもない。本学の教育目的は、本来上記の建学の精神に基づいたものであり、個々の授業はさらにそれらを反映したものとしなければならない。これについては、『京都西山短期大学学則』第1章総則の第1条に、「本学は（中略）高等普通教育の基礎の上に仏教学の教養に重きを置く大学教育を施すことを目的とし、仏教精神をふまえ、広く社会の福祉に貢献する人物の育成をめざすことを使命とする」と明記している。そうした個々の授業は各担当者が『講義概要(シラバス)』を通して、その授業の目標や内容、展開、評価方法などを詳しく記しているため、本学のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーが適切に機能しているか否かをはかる一つの目安とすることができる。また各学期末に実施される授業評価アンケートが、授業がシラバスに記されている通りに運営されているかどうかをチェックする役割を果たしている。その他にも非常勤教員との打ち合わせを行う教学連絡会や、仏教、仏教保育の両専攻会議などを通して、常日頃から点検を怠らないように心がけている。

また、教育目標の遵守のみならず、昨今は教育の質的な面についても適切な対応が求められている。これについては単に学校教育法や短期大学設置基準などの法令を遵守するだけでなく、全学的な研修会などを通して自己点検や評価といった面を深く見すえ、その向上を図っている。言うまでもなく、こうした取り組みには終着点といったものはなく、常日頃から自己を客体化して虚心に見すえる態度を養うことこそが求められているのである。

また、その意味では7年毎に行われる第三者評価の実施を、ともすればルーティンに流れる教学面や管理運営面での問題点を自ら再チェックできる良い機会と捉えるのではなく、常日頃の見直しこそ自らを向上させる格好の道筋であると自覚しなければならない。

## <根拠資料>

- 提出資料 1. 2023 年度 学生便覧 [令和 5 年度]
- 提出資料 2. 2023 Guide Book [令和 5 年度]
- 提出資料 4. 2023 年度専任教員オフィスアワー一覧 [令和 5 年度]
- 提出資料 5. ウェブサイト「情報公開」<http://seizan.ac.jp/outline/information/>

備付資料 1. 長岡京市教育委員会との協定書等

## **[区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

## <区分 基準 I-A-1 の現状>

[建学の精神・理念]

本学の建学の精神は、仏教精神に基づくものである。その仏教精神の中でも、殊に基本となるのが「智慧と慈悲」の習得であり、それを探究する姿勢こそ本学に携わる者全てに求められるものである。

本学は教育機関であるから、授業等を通して学生があらゆる成長の糧となる正しい知識を得られるように努めなければならない。しかし、それが単なる知識の詰め込みに終始してしまえば、いつまでも豊かな人間性の獲得には結び付かないであろう。温かい大きな心を培い、個々の正しい知識を糧にさらにその先を見ずえる力を養ってこそ、はじめて「智慧」への道筋が見えてくるのである。そう考えたとき、「智慧」というものが本学の建学の理念である「学仏大悲心（仏の大悲の心を学ぶ）」と深く関わっていることに気付かされるのである。ここで言う「大悲心」とは大きな慈悲の心のことで、このうち「慈」とは他者の喜びを自分の喜びとして受けとめ、それを与えることができることであり、「悲」とは他者の悲しみを自分の悲しみとして受けとめ、それを取り除くことのできる境地をいう。したがって上記の「智慧」と「慈悲」は、優れた人間性を涵養するという共通の目的を持った学と心の道と捉えることができよう。本学が建学の精神として「智慧と慈悲」を掲げているのは、ここで学ぶ者は少しでもそうした智慧と慈悲の実践力を身につけることができるように、日々努力して欲しいとの思いが込められているのである。

[建学の精神・理念が確立した経緯]

本学の建学の精神・理念が確立した背景には、本来、西山浄土宗の僧侶養成のために設けられた学寮であったことと大きく関わっている。弘安 3 年 (1280)、日本では綜藝種智院（現種智院大学）に次いで古い学寮が創設され、それ以来、浄土宗西山派立専門学寮から 3 年制もしくは 4 年制であった西山専門学校、西山短期大学、さらには京都西山短期大

学と機構や名称は変わっても、その根本理念は変わることなく 740 年以上後の現在まで引き継がれてきた。

もともと、上記の建学の精神・理念が、最初から明文化されて伝えられてきた訳ではなく、現在の形をとるようになったのは比較的新しく、学校教育法に基づいて新制大学となった昭和 25 年のことである。とはいえ、「智慧と慈悲」、「学仏大悲心」をはじめとする言葉の数々は、この学府に関わった人々の間で脈々と受け継がれてきた教えであり、いわばその精神の精華とでも言うべきものである。

教育基本法においては「人格の完成」が教育の目的とされ、人格の内容については平成 18 (2006) 年の改正において、人格の内容を具体的に示すと考えられる「教育の目標」条項 (第 2 条) が明示されている。本学は、仏教の教えをもとにした情操教育による「人間」の心の育成を建学の理念と、教育の基本としている。そして、本学の教育目的は、『京都西山短期大学学則』第 1 章総則の第 1 条に、「本学は (中略) 高等普通教育の基礎の上に仏教学の教養に重きを置く大学教育を施すことを目的とし、仏教精神をふまえ、広く社会の福祉に貢献する人物の育成をめざすことを使命とする」と明記している。これは改正教育基本法第 2 条の各規定の求める人格の諸内容と一致していると考えられる。さらに私立学校法においては、私立学校の特性を、各校が建学の精神に根差した諸活動を展開することにあると捉え、その自主性を重んじることにより私立学校の公共性が高められると謳っているが、その面でも、仏教の精神に基づく固有の建学の精神を軸に教育・研究・地域貢献活動を展開している本学は私学法の精神にも応じうる公共性を有している。

#### 〔建学の精神・理念が確立した経緯〕

本学の建学の精神・理念が確立した背景には、本来、西山浄土宗の僧侶養成のために設けられた学寮であったことと大きく関わっている。弘安 3 年 (1280)、日本では綜藝種智院 (現種智院大学) に次いで古い学寮が創設され、それ以来、浄土宗西山派立専門学寮から 3 年制もしくは 4 年制であった西山専門学校、西山短期大学、さらには京都西山短期大学と機構や名称は変わっても、その根本理念は変わることなく 740 年以上後の現在まで引き継がれてきた。

もともと、上記の建学の精神・理念が、最初から明文化されて伝えられてきた訳ではなく、現在の形をとるようになったのは比較的新しく、学校教育法に基づいて新制大学となった昭和 25 年のことである。とはいえ、「智慧と慈悲」、「学仏大悲心」をはじめとする言葉の数々は、この学府に関わった人々の間で脈々と受け継がれてきた教えであり、いわばその精神の精華とでも言うべきものである。

#### 〔建学の精神・理念を周知徹底させる方策〕

高邁な建学の精神や理念を掲げていても、年々に入れ替わる学生や教職員への周知徹底を欠いては画餅の誹りを免れることはできない。そのために本学が取っている様々な方策は、平成 22 (2010) 年度と平成 29 (2017) 年度の「自己点検・評価報告書」をふまえたものであり、報告書の次のような内容を基点として、毎年、部局長会において確認を行っている。これは建学の精神・理念を周知徹底させるための重要な項目でもある。

### (1) 学生に対する周知の図り方

本学の建学の精神・理念が仏教の精神に基づくものであることは先に述べたが、それをより深く理解するのは、入学宣誓式の際の学長の式辞である。また、式典に引き続いてオリエンテーションが開かれるが、その際に配布される『学生便覧』にも建学の理念が明記されており、それを使って各専攻教員から教育方針などと共に説明している。

また、大学行事も建学の精神・理念について理解を得ることのできる良い機会である。具体的に挙げれば、入学宣誓式における勤行・光明寺参拝・同御忌参拝・週1回の朝の勤行（洗心アワー）・年4回の聖日勤行、あるいは宗教教育課と総合支援課の合同企画などが年間行事として行われている。

こうした建学の精神・理念は、仏教についての知識を身につけるにしたがって、より正しくより深く理解しようと考えており、仏教コース以外の学生も「仏教学概論(ブツダの教え)」や「仏教学概論」などの授業を通して、仏教についての基礎的な教養を身につけることができるよう配慮している。

### (2) 教職員に対する周知の図り方

専任教員に対しては、式典行事や年始会の際に学長より建学の精神・理念が伝えられ、周知が図られている。ことに新任教職員に対しては、辞令交付の後に『京都西山短期大学例規集』（以下『例規集』と略称す）を配付し、学長から建学の精神・理念を伝え、理解を促している。また、非常勤講師に対しては、新年度に先だて実施している教学連絡会を伝達の機会としている。

「自己点検・評価報告書」に記載するところは以上であるが、本学ではホームページにも、「建学の精神・理念」、「教育目標」、「学長挨拶」などといったコーナーを設け、それによってより幅広い層に本学が訴えたいところを知ってもらえるようにしている。

以上、述べたような方策を通して、学生・教職員への建学の精神・理念の浸透を図り、本学が学問教育の場であるばかりでなく、人に対する思いやりが育まれ、学問教育と人間教育の両立がはかられる場にもなるようにしている。

## **【区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

## **<区分 基準 I -A-2 の現状>**

本学は、長岡京市教育委員会と令和3年から地域連携協定を結んでいる。協定に至ったきっかけは、平成28年度以降、長岡京市中央公民館の講座講師に本学教員が招かれてきたことである。令和元年度から短大生の学びの場の意味を持つ両機関の共同プログラムとして講座が開かれるようになり、地域連携としての関係性深めるようになった。令和3年に

は、共同プログラムが公民館子育てプログラムの抽選に漏れた市民のニーズの補完的役割を果たしているとの評価を受け、同教育委員会と協定書を結んだ。協定前は講師講座の実施回数は年にわずか数件であったが、協定後の実施回数は3倍以上になっている。特に令和4年度は28回実施し、令和6年度に令和9年度までの協定更新を行っている。その他に、京都府教育局が主催する乙訓おやまなびフォーラムの講座への講師派遣や大学での研究を地域に還元する目的から年4回程の公開講座の実施がある。

また、長岡京市立長法寺小学校では、長岡京市青少年健全育成推進協議会と連携して、らくしん祭りに毎年仏教保育専攻の学生を中心に参加し、地域でボランティア活動を行っている。

### <テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

建学の精神についての課題を挙げるならば、まず一見すると易しように思える「智慧」と「慈悲」という言葉の表現を安易にとらえ、一知半解に陥ってしまい一口では言い表せない。そのため、建学の精神は入学宣誓式の際の学長の式辞で、誤解を与えないよう、それをより深く理解してもらおうようにしている。これらの言葉は普段の生活の中で使われた場合、「智慧」は「物事の理を悟り、適切に処理する能力」となり、「慈悲」は「いつくしみあわれむ心」（共に『広辞苑』による）の意味で使われることが多く、人はともすれば、より深い意味を問うこともなく過ごしてしまうからである。

しかし、本学の場合はいくまでも仏教精神に根付いた「智慧」であり、「慈悲」であることをいま一度確認する必要がある。これについては加藤善朗学長がそれぞれ次のように解説している。

「智慧」

智慧とは物事を正しく理解し、洞察する能力。正しい考えを身につけ実行できる力です。この「智慧」を養うことで、正しい方向へ進むことを目指します。

「慈悲」

仏典には慈悲について、慈とは与楽（楽を与える）であり、悲とは抜苦（苦を抜く）であると説かれています。つまり慈とは他者の喜びについて、ともに喜べることであります。そして、悲とは他者の悲しみを自らのこととして受けとめられることであります。さらに〈大きな慈悲〉とは分け隔て無きはたらきのことです。

言うまでもなく、建学の精神・理念といったものは、できる限り平易に語りかけられればそれに越したことはなく、ことさらに難解さを誇るがごとき姿勢は厳に慎まねばならない。しかし、同時に、安直さを求めるあまり本来の意味をねじまげてしまえば、精神や理念の持つ意味が雲散してしまうであろう。建学の精神・理念についての課題は、安易な解釈に流れてしまう姿勢を正しつつ、あくまでもまっとうな意味を踏まえた上で、学内に周知徹底させることの難しさということに尽きると考えられる。

### <テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

「建学の精神」については、学内外にいかにか周知徹底させるかといった方法論についての改善と捉えている。それは前項で挙げた課題をいかに克服するかということに繋がるため、以下、それについて列挙していく。

- ① ホームページ内の「建学の精神・理念」、「教育目標」「学長挨拶」といったコーナーの内容をさらに正確かつ分かりやすくするため、質の向上を目指さねばならない。そのため、こうした分野に詳しい教職員が内容を検討する担当となって定期的にチェックを行い、その結果を教学委員会で報告して改善点を協議している。
- ② 入学後に学生便覧等において「建学の精神・理念」、「教育目標」については、詳しくかつ分かりやすい説明している。
- ③ 毎年開かれる公開講演会や同窓会、あるいは保護者会には、大学関係者以外に多くの学外者の参加も見込まれる。これらは建学の精神・理念を広く知らしめるのによい機会であり、その点について時間を割いている。
- ④ 毎年、4月下旬に御忌参拝を行っているが、そうした行事の意義を学生に伝える際の説明に工夫を加え、より充実した参拝になるように、各ゼミナールが教学部と連携して指導を行っている。

こうした地道な取り組みによって、はじめて建学の精神・理念を各自の中にしっかりと根付かせることができると考えている。

## [テーマ 基準 I-B 教育の効果]

### <根拠資料>

- 提出資料 1. 2023 年度 学生便覧 [令和 5 年度]
- 提出資料 2. 2023 Guide Book [令和 5 年度]
- 提出資料 4. 2023 年度 専任教員オフィスアワー一覧 [令和 5 年度]
- 提出資料 5. ウェブサイト「情報公開」<http://seizan.ac.jp/outline/information/>
- 提出資料 6. 京都西山短期大学 学則

### [区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているか定期的に点検している。

### <区分 基準 I-B-1 の現状>

本学における教育の基盤をなすものが、基準 I-A-1 で述べた「建学の精神・理念」にあることは言うまでもないが、さらに具体的な教育目的については、「京都西山短期大学学則」第 1 章、第 1 条に次のように明記している。

第 1 条 本学は教育基本法並びに学校教育法に則り、高等普通教育の基礎の上に仏教学の教養に重きを置く大学教育を施すことを目的とし、仏教精神をふまえ、広く社会の福祉に貢献する人物の育成をめざすことを使命とする。

また同第1条の2には、「本学の設置する各学科又は専攻における人材の養成に関する目的その他教育研究の目的については別に定める」と記し、具体的な教育目標とディプロマ・ポリシーについては大学案内および学生便覧に、次のように明記している。

#### [教育目標]

「地域や社会で活躍できる人材の育成」

「他者への思いやり」の心を育みつつ、情報処理能力、想像力と創造力を働かせ自分の答えを見出し、他者との協働から納得解を出していく情報編集能力、一般常識と称されるマナーや考え方など、社会人に必要とされる力を総合的に身に付け、それをもって地域や社会で活躍できる人材を育成します。

#### [ディプロマ・ポリシー]

本学は、仏教の教えをもとにした情操教育による「人間」の心の育成を建学の理念と、教育の基本としている。本学の学位授与に関する方針は、次の通りである。

- ① 共感を通じて得られるよろこびや安らぎによって、他者を思いやることのできる心を育み、人々のために自分の持てる力を発揮することができる。
- ② 社会人に求められる幅広い教養と専門分野において必要な専門知識を身につけている。
- ③ 実社会で起こる様々な問題の解決策を考え、表現し、実践することができる。
- ④ 円滑なコミュニケーションを実践し、地域や社会の一員として協働することができる。

本学は仏教学科だけの単科大学であるが、その中で仏教学専攻と仏教保育専攻の両専攻に分かれている。さらに仏教学専攻には仏教コース、みらい創造コース、国際経営コースの3コースが設けられ、仏教保育専攻の保育幼児教育コースを加えると4コースに分かれている。これらのコースは学ぶ内容や進路など、いずれも性格を大きく異にしているため、次にそれぞれのコースに分けて、現状、教育方針、ディプロマ・ポリシー、課題といった点について述べたい。

## 1. 仏教学専攻

### (1) 仏教コース

#### 現状

本コースで学ぶ者は、仏教を学び僧侶資格の取得や僧侶としての修養を目指す者と、仏教を糧として知識と智慧の習得を目指す者へと大別できる。前者にはすでに他大学を卒業した者や社会人も混在するが、後者はそのほとんどが社会人である。こうした年齢や人生経験も異なる学生が助け合いながら勉学に励んでいる。

#### 教育方針

本コースの教育方針として、仏教精神を通して社会に貢献できる人材の育成が挙げられる。それをさらに詳しく述べると次の如くである。

- ① インドから中国、日本へと伝わった仏教への理解を深める。
- ② 本学の建学の精神およびその理念について理解を深める。
- ③ 西山浄土宗・浄土宗西山禅林寺派・浄土宗西山深草派の各派の僧侶資格取得を目指す。

## ディプロマ・ポリシー

仏教コースでは、本コースのカリキュラムを履修し、62単位の単位修得等の要件を満たし、次のような能力・資質を備えた人物に学位を授与する。

- ① 建学の理念である温かい思いやりのある心を身につけ、豊かな人間性を有している。
- ② 浄土宗西山派の僧侶としての専門的知識・技能を理解し、活用することができる。
- ③ 実社会で起こる様々な問題の解決策を考え、表現し、実践することができる。
- ④ コミュニケーション能力を活かし、地域や社会の一員として協働することができる。

### 課題

身近でない仏教を、いかに身近なものとして理解していくかが課題として挙げられており、教育課程の基礎ゼミナールを通して理解を深めさせていく。

## (2) 未来創造コース

### 現状

本コースで学ぶ者は、将来を見すえてさまざまな資格の取得を目指している。社会にはさまざまな職種があり、中には、現在の自分にどれが最も合っているのか分からず、自分はどの方面に進みたいのか、決めかねている者もいる。こうした資格取得を目指しつつ、より具体的な将来像を描くことができるよう導いていきたい。

### 教育方針

本コースの目標として、社会で活躍するためのスキルである対人関係能力を身につけるため、他者を敬う心を育み、心配りができるヒューマンスキルの習得を目指している。また情報社会に対応できるようパソコンスキルや秘書検定などの資格取得を目指している。

## ディプロマ・ポリシー

未来創造コースでは、本コースのカリキュラムを履修し、62単位の単位修得等の要件を満たし、次のような能力・資質を備えた人物に学位を授与する。

- ① 建学の理念である温かい思いやりのある心を身につけ、豊かな人間性を有している。
- ② 情報処理分野を主とした専門的知識や技能、また社会で必要とされる基本的な実務やマナーを理解し、活用することができる。
- ③ 社会で起こる様々な問題について、持続可能な発展や維持に貢献できるような解決策を、主体的に考え、行動することができる。
- ④ さまざまな人々を尊重しながら、コミュニケーションを図り、協働することができる。

### 課題

近年、資格の取得率は一定の水準を保っているものの、これをさらに上げる必要がある。そのため、個別面談を通して自分に合った職種を見つけようとする意識の向上を図っていく。

## (3) 国際経営コース

### 現状

本コースで学ぶ者は、主に海外からの留学生で、かつてはオーストラリアからも学びに来ていたが、現在はネパールからの留学生が中心である。本学で日本語や経済・経営、さらには日本文化を学びつつ、将来のために役立てたいとの希望を抱いている。

## 教育方針

本コースの教育目標として、「国際社会で活躍できる人材の育成」を挙げている。広い視野を持って異文化の理解に努め、日本と母国の架け橋となる人材の育成を目指している。

### ディプロマ・ポリシー

国際経営コースでは、本コースのカリキュラムを履修し、62 単位の単位修得等の要件を満たし、次のような能力・資質を備えた人物に学位を授与する。

- ① 建学の理念である温かい思いやりのある心を身につけ、豊かな人間性を有している。
- ② ビジネス分野における専門的知識・技能を理解し、活用することができる。
- ③ 実社会で起こる様々な問題の解決策をグローバルな視点から考え、表現し、実践することができる。
- ④ コミュニケーション能力を活かし、国際社会や地域の一員として協働することができる。

### 課題

本学で学ぶ留学生の中には、日本語能力に長け、京都の古文化にかかわる仕事に就いている者もいるが、一部には日本語を学んで間もない学生もおり、日本語能力は様々である。しかし卒業後の就職や進学を視野に入れ、まず日本語能力試験 N2 合格を目指し、それが達成できればさらに N1 合格を目指すといったように向上心を持ち続けるよう学習支援する。また英語の語学力が問われる場合も想定されるので、同時にその力も養えるよう学習支援する。

## 2. 仏教保育専攻

### (1) 保育幼児教育コース

#### 現状

本コースは、保育養成機関として 18 年が経ち、今春、保育士資格・幼稚園教諭 2 種免許を取得した第 17 期の学生を社会に送り出している。2 年間の学びにおいて、単なる知識や技術の習得に終わらせず、実践へと対応できるように努めている。

#### 教育方針

本コースの教育方針として、「他者に対し慈悲の心で接することのできる保育者の育成」を挙げているが、これは本学の建学の精神や理念に基づいたものである。保育技術の習得だけでなく、温かい大きな心で人に接することのできる保育者になってほしいと願っている。

### ディプロマ・ポリシー

保育幼児教育コースでは、本コースのカリキュラムを履修し、62 単位の単位修得等の要件を満たし、次のような能力・資質を備えた人物に学位を授与する。

- ① (思考・判断)  
建学の理念である温かい思いやりのある心を身につけ、ひとりひとりの子どもに寄り添う保育に必要な思考力と判断力とを身につけている。
- ② (知識・技能)  
保育者として必要な汎用的な知識や、技能を取得している。

③ (人間性)

実社会で起こる様々な問題について、持続可能な発展、維持貢献できるような解決策を主体的に考え、行動することができる。

④ (意欲・表現)

子どもや保護者等、さまざまな人々を尊重しながらコミュニケーションを図りつつ、具体的な保育を計画し、創造することができる。

**課題**

保育士資格・幼稚園教諭二種免許の取得率は、まだ充分とはいえない。保育者となるための知識と技術をさらに習得させ、資格・免許状の取得率向上を図る。

**[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

教育目的である「仏教精神による人物形成」や建学の精神である「智慧と慈悲」の習得については、こうした精神や理念を周知徹底させるための地道な取り組みによって、教職員はもとより、学生の間にもそれらを理解する下地が作られ、自ら体現への道筋もつけられてきている。ただ、本学の建学の精神は、在学中の2年間で完全に身につけることができるといった次元のものではなく、生涯をかけて追求すべき全人的なものであり、当然それを数値化して客観的に評価することは難しい。そのため、ここでは特定の大学行事だけを取り上げてその成果を見るのではなく、コースにとらわれず、学生生活全般の中にその萌芽を見ておきたい。

**<区分 基準 I-B-2 の現状>**

大学行事に即して見ていくと、御忌参拝の際、ほとんどの学生が自主的に参加し、熱心に法話に耳を傾けている姿を挙げておきたい。これは「学ぶ」という行為が何も授業に限ったことではなく、さまざまな機会を通して得られるという事を理解し実践した結果であり、まさに「智慧」への道の第一歩とすることができよう。また、同じく大学行事の学園祭に積極的に参加するだけでなく、進んでそれを下支えする役を買って出してくれる学生が多いのは、他を利するために骨身を惜しまない「思いやりのある温かい心」の表れであり、これは「慈悲」への道の第一歩であると評価している。

本学には2つの専攻に4つのコースが設けられ、ある者は僧侶に、ある者は保育士に、また、ある者は帰国して日本語教師になるといった、それぞれ違った目標に向かって勉学に励んでいる。こうしたコース設定は、その中での学生間の向学心による競争や交流を盛んにする一方で、異なったコースの者同士の交流を希薄にしてしまう傾向が見られた。ところが外国人留学生の入学できるようになり、留学生が戻ってくると、キャンパスに日本

語を母語とする学生との輪ができ、次第にコースの壁が徐々にではあるが低くなり、交遊の幅が広がったようになってきた。さらにそれはコース間ばかりでなく、年齢差を越えて社会人入学の年配者との間にも波及しつつある。文化の枠やさまざまな壁を越えて、広い心で人や物に接することを学んでくれたのであれば、それこそ本学の目指す建学の精神や教育目標の具現化と評することができるのである。

以上、挙げたように、自分に無いものを他から学ぼうとする謙虚な姿勢と人を思いやる行為が学園生活の端々に見られることこそ、「智慧と慈悲」という建学の精神や教育理念が脈々と受け継がれていることの証である。

**【区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

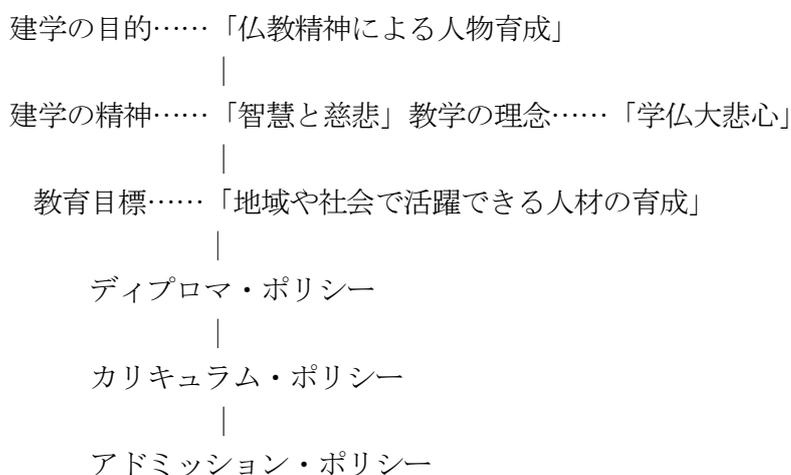
- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

**<区分 基準 I-B-3 の現状>**

教育目的にいう「広く社会の福祉に貢献できるよう努めることのできる人物の育成」の達成に向けて、重要な3つのポリシーを挙げておきたい。

- (1)ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）
- (2)カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）
- (3)アドミッション・ポリシー（入学者受入の方針）

これら3つのポリシーは、それぞれが緊密に連携しあってこそ、はじめて人材の育成という目標に結びつけることができるのであるが、さらに言えば、建学の精神がそれらを統括していることにより、大学全体が一つの有機体として機能することができるものである。今ここには、建学の目的、精神、理念に基づき、3つのポリシーが重層的に位置づけられ形成している様を図示すると次の通りである。



以上のように、3つのポリシーは、当然上記の建学の精神と緊密に対応しつつ明示されて

いなければならない、それらの間に齟齬が生じていないかという点については、点検を怠ってはならない。

このような構造のもと、学生が「智慧と慈悲」を体得する何よりの機会が、個々の教員による授業にあることは言うまでもない。本学の教育目的は、本来上記の建学の精神に基づいたものであり、個々の授業はさらにそれらを反映したものとしなければならない。これについては、『京都西山短期大学学則』第1章総則の第1条に、「本学は（中略）高等普通教育の基礎の上に仏教学の教養に重きを置く大学教育を施すことを目的とし、仏教精神をふまえ、広く社会の福祉に貢献する人物の育成をめざすことを使命とする」と明記している。そうした個々の授業は各担当者が『講義概要（シラバス）』を通して、その授業の目標や内容、展開、評価方法を詳しく記しているため、本学のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーが適切に機能しているか否かをはかる一つの目安とすることができる。また各学期末に実施される授業評価アンケートが、授業がシラバスに記されている通りに運営されているかどうかをチェックする役割を果たしている。その他にも非常勤教員との教学連絡会や、仏教、仏教保育の両専攻会議などを通して、常日頃から意見を聴取するように心がけている。

3つのポリシーのうちアドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）は、大学案内(Guide Book)、学生募集要項、ウェブサイトなどを通して受験生に示している。また、入試説明会や高校訪問、オープンキャンパス等において、本学の教職員が入学志望者と保護者に説明をするとともに、教員は実際の授業を想定した模擬授業を実施している。広報と入試に係る事務業務は入試広報課が一括して行っている。また受験の問い合わせや来訪者の相談などに対しては、入試課員が窓口になって適切に対応している。広報については学生募集を含めた広報業務の円滑な実施と充実を目指し、入試委員会のもとで積極的な学生募集活動を行っている。入試の実施については、入試の公正かつ円滑な運営を図るために、それぞれの学習募集要項にある選考方法及び実施要項に基づいて公正かつ適切な業務を行っている。

入学手続き者に対しては、「入学手続き案内」を送付し、入学手続き書類や奨学金、下宿等に関わる事項を案内している。入学者に対しては、入学式後に学習、学生生活のためのオリエンテーションを行っているが、スムーズな大学生活が過ごせるように、保育幼児教育コースとみらい創造コースでは、入学前事前学習会を行っている。模擬授業を行い、早期の大学教育の理解を得、大学生活への円滑な移行をねらいとしている。

#### <テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

建学の精神や理念を分かりやすく伝えることの重要性について触れたが、分かりやすく伝えるということは、同時に多くの難しい問題をはらんでいる。

たとえば、仏教コースの学生にとって建学の精神や理念はよく理解できる内容であるが、みらい創造コースや保育幼児教育コースの学生に理解してもらうためには、仏教の基本から説明していく必要が生じる。まして国際経営コースで学ぶ留学生を対象としたとき、そこには日本人と大きく異なった宗教観が根付いているため、いきなり仏教精神云々といったことを声高に述べても、戸惑いを覚えさせるだけであろう。こうした課題を克服して、はじめて学内に建学の精神が根付いたと評せられるのである。

入学者受け入れの方針について、入学予定者については、入学前の事前学習会を行っているが、限定的でありさらに検討して大学生活への円滑な移行を図る必要がある。

#### <テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特になし

#### [テーマ 基準 I-C 内部質保証]

##### <根拠資料>

提出資料 7. 京都西山短期大学 自己点検・評価委員会規程（提出資料-規程集 12）

提出資料 8. 京都西山短期大学 内部質保証の方針

備付資料 2. 令和3年度 自己点検・評価 簡易報告書

備付資料 3. 令和4年度 自己点検・評価 簡易報告書

備付資料 4. 令和5年度 自己点検・評価 外部評価報告書

備付資料 5. 本学独自の進学説明会における高等学校からの意見まとめ

備付資料 6. 京都西山短期大学 アセスメント・ポリシー

備付資料 7. 京都西山短期大学 内部質保証のための PDCA サイクル

#### [区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

#### <区分 基準 I-C-1 の現状>

自己点検・評価は、「京都西山短期大学自己点検・評価委員会規程」に基づき委員会を組織している。委員会は、次の事項について検討し、実施計画を作成して自己点検・評価等を行い、そのまとめを公表する。

- (1) 本学の自己点検・評価の項目及びその方法に関すること。
- (2) 本学の自己点検・評価の実施に関すること。
- (3) 本学の自己点検・評価の結果に関すること。
- (4) 本学の自己点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関すること
- (5) 認証評価及びその他の第三者評価に関すること

#### (6) その他委員会が必要と認める事項

委員会では、点検・評価事項に基づいて具体的な点検・評価を行うほか、認証評価機関の自己点検・評価項目に関する全学的点検・評価を総括している。

「自己点検・評価委員会」の委員長である学長が中心となって、随時本学事務局及び法人本部と連携を図り、建学の精神に基づく教育活動、研究活動、教職員組織、施設・設備、社会との連携、業務管理・運営、その他の必要な点検を実施している。

コロナ禍で海外からの留学生の入学が困難な状況で定員割れが続く中で、「京都西山短期大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、令和3年度と令和4年度は簡易の自己点検・評価を行い、その結果を簡易報告書としてホームページで公表を行っている。しかし、入学定員の充足がままならない状況で経営状態も悪化したため、令和5年には集中経営指導法人と判断され、現在、経営改善計画を作成し報告を行っている。令和5年度の機関別認証評価は、仏教学科から共生社会学科へ名称変更し、再建計画を立てながらの受審となった。

自己点検・評価報告書は、広く教職員が関わるができるよう各部署で分担して執筆・点検し作成している。さらに教授会で全教職員と情報共有し、本学ウェブサイト上でも公表している。令和5年度の自己点検・評価から第三者による学外有識者（他大学の教員や高等学校に勤務経験者）に外部評価を依頼して意見を伺っている、それ以外の在学学生、実習先、地方公共団体といった学内外ステークホルダーから教育活動を主とする意見聴取に関してはこれからである。

#### [区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

#### <区分 基準 I-C-2 の現状>

本学では、学校教育法や短期大学設置基準などといった法令の遵守に努めていることは言うまでもないが、教育目標を確実に実施し続けていくため、全学的な教育指針としての「京都西山短期大学における教学マネジメントの基本方針」に基づいて、教育内容の改善、教育方法の改善、教育の実施体制の確立に努めている。

そして、各専攻・コースのディプロマ・ポリシーが掲げる学習成果を測定するための指標として、また、全体的な学習成果の対応関係を可視化するために、令和5年度にアセスメント・ポリシーを策定し、大学レベル、専攻・コースレベル、科目レベルの3つのレベルで、単位取得状況や GPA、資格取得率、就職率、授業の成果発表会、授業評価アンケート、学生生活満足度調査アンケート、進路調査、リフレクション面談等を用いて教育の質を保証し、恒常的に改革・改善をするための内部質保証のための PDCA サイクルの整備を自己点検・評価委員会で行った。

科目レベルでは、各授業の担当者によって「成績評価の基準」、「授業方法」、「授業のねらい」、「授業の到達目標」、「授業計画」などを『講義概要（シラバス）』に明記してもらっている。これにより、授業の質や単位認定が適切に行われているか否かを確認する一つの手立てとしている。また、シラバスの質をさらに高めるため、授業計画に対する記述を増やし、学習成果の判定基準をより明確にするよう授業担当者に求めている。

学期末の授業評価アンケートをより点検を行い、授業内容や成績評価に対する不満や要望が書かれていた場合は、担当教員との話し合いの場を設け、より公平で学生の学習意欲を喚起できる授業になるよう促している。

専攻・コースレベルでは、単位取得状況、GPA、アセスメントテスト、学生生活満足度調査アンケート、資格取得状況など多角的な指標を用いてカリキュラム全体、学年ごと、コースごとの学習成果の獲得状況を確認している。併する。また、各コースにおいて、年2回教員が学生とリフレクション面談を行い、学生の学習成果の振り返りを実施して、学生個人の学習成果を確認している。さらに、保育幼児教育コースで学ぶ学生は、保育士資格や幼稚園教諭第二種免許状取得のための実習が義務づけられているが、その際には実習先からも評価を受けている。こうして同じ学生でも視差を用いて評することにより、その指導をさらに濃やかにし、教育の質の向上に繋げている。

本学では、各コースの教育が怠りなく実施されるように、担任・副担任を配置して、学生への支援を行っている。欠席が3回を超える学生がいれば欠席状況の報告してもらうよう授業担当教員に求めており、授業の出席状況の把握に努め、担任や各部署との連携により学生の意欲の低下や心身の不調への手立てを講じるなど、学習成果を獲得するためのサポートに取り組んでいる。学生の学習成果の獲得状況について成績評価を通して把握し、学生の既修得単位数及び成績評価、履修科目、修得予定単位数、卒業要件充足の状況を把握している。また、資格取得のための説明会を実施し、資格取得に向けた支援を行っている。このように、教学組織及び事務組織は、自らが所掌する教育関連活動について教育の向上、充実に向けての取り組みを行っている。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令に変更等があった場合は、事務局から教授会に報告後、事務局から全教職員に通知され、その内容を共有している。法令等の改正により、本学の規程等を改正する必要がある場合は、学科や各専攻、各種委員会での協議を経て教授会で審議して承認を得るというように適切な手続きがとられている。

#### <テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

基準 I-C-2 では、入学定員が充足できていないことや財政的に厳しい状況であることを踏まえ、令和5年度に内部質保証の方針及びアセスメント・ポリシーを策定し、内部質保証のためのPDCAサイクルを整備した。今後はそれらに基づき、自己点検・評価を制度化して実施することにより、教育の質の保証を継続的に行っていく。

#### <テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

特になし

## ＜基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

#### 【前回の行動計画】

建学の精神をより分かりやすく説くには、身近なものから説明していくことが最も有効であり、かつ大切であると考えている。そのため本学では、仏教が東アジアの大部分で長いあいだ信奉され、それぞれの地で根を下ろし、豊かな文化を育んできたという事象にはじまり、とりわけ日本では精神的なよりどころとして篤い信仰を集めてきたことや、そのため普段なにげなく使われている言葉や礼儀作法、あるいは行事などといった日常生活に密着した部分での影響が顕著であることを、できる限り平易に教えるよう心がけている。それによって、仏教は自分たちとは違う世界のものであるという思い込みを払拭し、ごく身近なものであり、しかも日本という国を理解する上で欠かせない生活の教え、生活の智慧でもあることを理解してもらいたいと願っている。

以上述べてきたような建学の精神を浸透させるさまざまな取り組みによって、本学では確実にそれが芽吹き、生い育っていると実感している。前述のように、これらがいつ花を咲かせ、実を結ぶかは計りようもないが、大学にはその日のために不断的な努力が求められていることだけは心しておきたい。

#### 【実施状況】

建学の精神・理念の浸透については、地道な活動を継続しており、また、短期大学の設置場所も法人母体である西山浄土宗総本山光明寺に隣接しており、来学すれば自然と体感できる環境であり、本学をめざす人には浸透しているものと判断している。しかし、伝えれば伝えるほど学科名称の仏教学科と相まって仏教色が強くなり、保育や国際経営、ITなどの専門分野を学べるコースがあるにも関わらず敬遠されがちで、入学定員を大きく下回り、結果的に令和5年に集中経営指導法人と判断された。

その反省を踏まえて、建学の精神・理念の基本的な考え方を継承する中で、令和6年度から学科名称を共生社会学科として、留学生と交流を通して多文化を理解し人々の多様な在り方を相互に認め合い、保育やビジネス・IT、仏教の専門分野での学びを活かして、地域や社会の発展に貢献できる人材の育成を目指すこととした。初年度の入学定員は充足できなかったものの、定員充足率は86%まで回復した。

### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

令和6年度から今までの建学の精神・理念に基づき共生社会学科として再スタートするが、仏教精神を取り入れたカリキュラムの編成についての説明等、学生募集対策としての高校訪問や、オープンキャンパスの実施を通じて、高校生やその保護者、高校教員にまで理解してもらえるよう情報発信を図って行きたい。

## 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

### 〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕

本学では、建学の精神に基づいた教育目標の達成のために、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。

#### 学位授与の方針

「仏教の教えである『智慧と慈悲』を建学の精神とし、教育の基本としている。教育課程の目標を達成し、専門領域を体系的総合的に修学し、温かい思いやりのある心を育み人間力を発揮することを目指す者に短期大学士の学位を授与する。」としている。この学位授与の方針は、学則第1条の目的に基づき定めたものであり、学生便覧や本学のホームページ等に掲載し、理解をはかり教育姿勢の周知している。

#### 教育課程編成・実施の方針

教育課程編成・実施の方針は、学位授与の方針に従って編成している。仏教学専攻、仏教保育専攻の両専攻とも、建学の精神や学位授与の方針に基づき「専門基礎科目」、「専門教育科目」、「基礎教育科目」を設定している。

これらの教育課程の修学を通じて幅広い視野と豊かな人間形成の育成をはかっている。「専門基礎科目」では、慈悲の心を育み、活かす力を身につけることを目的とした科目設定している。「専門教育科目」においては、各コースの専門的知識、技術、実践能力を身につけられることを目的とした科目設定をしている。「基礎教育科目」においては、外国語科目や一般教養科目を設置し、社会での活躍の基礎となる教養と基礎学力の向上をはかっている。また、それぞれの科目の「成績評価の基準」をシラバスに明記されている。シラバスには、その他「専攻名」「科目名」「担当教員名」「単位」「開講期間」「教科書」「参考文献」「授業方法」「授業の概要」「到達目標」「授業計画」等の項目を明記し、具体的に履修科目に対する修学理解が得られるようにしている。

教育課程は、毎年度、教学委員会等で慎重に見直し、改訂が必要とみなされたカリキュラムについては、教授会の議を経て学長が決定し、理事会の承認を得、文部科学省に学則変更の届け出を行っている。

教育課程の目標を達成し、学位を取得した学生の多くは各々の就職、進学等を果たしているが、就職については就職希望者の就職率は100%（令和5年度）であり、仏教保育専攻における、保育士資格、幼稚園教諭免許、両資格取得者の就職率は100%という実績を収め、一定の評価をしている。しかしながら令和5年度内の、退学、除籍者が9%あり、その要因は、学生生活上の問題、家庭の経済上の問題等、多岐にわたるが、少しでも、卒業、就職につながるよう学生との面談を通しての対話、指導につとめ学費支弁の保護者とも相談を行い修学の継続につなげている。

#### 入学者受け入れの方針

「本学が求め期待する学生像は、建学の精神・理念をよく理解し、温かい思いやりの心を育み人間力を発揮することを目指し自らの成長を望む人です」としている。この方針が実現されるよう教育課程のあり方を常に問い学問教育と人間教育の両立をめざし、仏教精神による温かい大きな慈しみの心を大切に教育している。

### <根拠資料>

- 提出資料 1. 2023 年度 学生便覧 [令和 5 年度]  
提出資料 9. 4 コースのカリキュラムツリー  
提出資料 10. 京都西山短期大学における教学マネジメントの基本方針  
提出資料 11. 学生募集要項 2023 [令和 5 年度]  
提出資料 13. 2023 年度 シラバス [令和 5 年度]  
提出資料 14. 2023 年度 学年暦 [令和 5 年度]
- 備付資料 8. 成績表 (学業成績原簿)  
備付資料 9. GPA 評価分布  
備付資料 10. 2023 年度 授業評価アンケート票及び集計結果 [令和 5 年度]  
備付資料 11. アセスメントテスト (GPS-Academic) 結果 [令和 5 年度]

### **[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
  - ① 卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

### <区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

学科・専攻課程の学位授与の方針は、建学の精神を教育の根幹として策定し、学習成果に対応したものになっている。この方針は「京都西山短期大学学則」に明示している。学則第 5 章に、教育課程及び授業科目、卒業単位及び資格取得単位、教職課程等の授業科目、授業の方法、履修登録、授業期間、単位の計算方法、成績の評価基準等を定めている。卒業の要件として、学則第 5 章第 29 条に「本学を卒業するために、学生は 2 年以上在学し、教育課程表に定めるところにより、62 単位以上を修得しなければならない。」と定めている。

成績評価の基準は、学則第 5 章第 28 条の「成績の評価基準」によって規定されている。試験などによる成績の評価は、優 (100～80 点)、良 (79～70 点)、可 (69～60 点)、不可 (59～0 点) の 4 段階とし、不可を不合格とする。成績と評価基準は、原則として各学期に行う定期試験によるが、受験資格は 3 分の 1 以上の欠席がないことを要件とし、それ以上欠席の場合は受験不可となる。40 点以上で不可となった者は、願い出により再試験を受けることができる。

資格取得については、学則第 5 章第 32 条に取得できる資格及び免許状を規定している。仏教保育専攻で保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状を取得することが出来る。仏教学専攻課程仏教コースにおいて卒業又は 1 年以上在学して所定の単位を取得した者は、西山浄土宗宗規により、西山浄土宗教師資格が与えられる。仏教保育専攻では、幼稚園教諭

二種免許状及び保育士資格を取得した者は、多くの学生が幼稚園、保育園等の専門職に就職している。本学において学位授与された者の近年の専門就職率は9割程度で、令和5年度は93.8%であった。

学則は、学生に周知徹底するために、「学生便覧」に掲載し、新年度のオリエンテーションで理解を促し、学内外には本学のウェブサイトにおいて公表している。

学位授与の方針については、年度毎に再評価するものとしている。また、本学では一つの専攻に3コースを設置しているが、教育内容も大きく異なっており、各コースでディプロマ・ポリシーを設定している。

各コースのディプロマ・ポリシーは下記の通りである。

#### **【仏教コースのディプロマ・ポリシー】**

仏教コースでは、本コースのカリキュラムを履修し、62単位の単位修得等の要件を満たし、次のような能力・資質を備えた人物に学位を授与する。

- ① 建学の理念である温かい思いやりのある心を身につけ、豊かな人間性を有している。
- ② 浄土宗西山派の僧侶としての専門的知識・技能を理解し、活用することができる。
- ③ 実社会で起こる様々な問題の解決策を考え、表現し、実践することができる。
- ④ コミュニケーション能力を活かし、地域や社会の一員として協働することができる。

#### **【みらい創造コースのディプロマ・ポリシー】**

みらい創造コースでは、本コースのカリキュラムを履修し、62単位の単位修得等の要件を満たし、次のような能力・資質を備えた人物に学位を授与する。

- ① 建学の理念である温かい思いやりのある心を身につけ、豊かな人間性を有している。
- ② 情報処理分野を主とした専門的知識や技能、また社会で必要とされる基本的な実務やマナーを理解し、活用することができる。
- ③ 実社会で起こる様々な問題について、持続可能な発展や維持に貢献できるような解決策を、主体的に考え、行動することができる。
- ④ さまざまな人々を尊重しながら、コミュニケーションを図り、協働することができる。

#### **【国際経営コースのディプロマ・ポリシー】**

国際経営コースでは、本コースのカリキュラムを履修し、62単位の単位修得等の要件を満たし、次のような能力・資質を備えた人物に学位を授与する。

- ① 建学の理念である温かい思いやりのある心を身につけ、豊かな人間性を有している。
- ② ビジネス分野における専門的知識・技能を理解し、活用することができる。
- ③ 実社会で起こる様々な問題の解決策をグローバルな視点から考え、表現し、実践することができる。
- ④ コミュニケーション能力を活かし、国際社会や地域の一員として協働することができる。

#### **【保育幼児教育コースのディプロマ・ポリシー】**

保育幼児教育コースでは、本コースのカリキュラムを履修し、62単位の単位修得等の要件を満たし、次のような能力・資質を備えた人物に学位を授与する。

##### **①（思考・判断）**

建学の理念である温かい思いやりのある心を身につけ、ひとりひとりの子どもに寄り

添う保育に必要な思考力と判断力とを身につけている。

② (知識・技能)

保育者として必要な汎用的な知識や、技能を取得している。

③ (人間性)

実社会で起こる様々な問題について、持続可能な発展、維持貢献できるような解決策を主体的に考え、行動することができる。

④ (意欲・表現)

子どもや保護者等、さまざまな人々を尊重しながらコミュニケーションを図りつつ、具体的な保育を計画し、創造することができる。

**[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
  - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
  - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
  - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
  - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
  - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
  - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

**<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>**

本学の教育課程編成・実施の方針は、学位授与の方針に対応して編成されている。いずれの専攻も、建学の精神や学位授与の方針に沿うように「専門基礎科目」「専門教育科目」「基礎教育科目」を設定している。

「専門基礎科目」では、本学生が豊かな感性と共生の精神、慈悲の心で社会と関わり、仏教の慈悲の心を育み、深い教養を身につけることを目指し、科目を設置している。豊かな人間形成の上で必須と考える教科4科目6単位を必須科目として開設している。これらの学びを通じて幅広い視野の育成と豊かな人間形成を図っている。「仏教学概論Ⅰ・Ⅱ」では、本学の基本精神である仏教についての基礎を学び、「基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ」では短期大学での学び方や卒業後にいかに働きたいか、どのような業種職種に就きたいかを考えるキャリア教育を行っている。中央教育審議会は、初年次教育について「主に大学新入生を対象とした高校からの“円滑な移行”をはかり、学習及び人格的な成長の実現にむけて大学での学習と生活を“成功”させるべく、総合的につくられた教育プログラム」と定義

している。それを受けて本学においても、初年次教育の必要性を重く受けとめ、1 回生対象である「基礎ゼミナール」を初年次教育の場として位置づけている。従来、専攻毎に行われていた「基礎ゼミナール」を、学期に1 度、仏教学・仏教保育両専攻合同で行うこととした。基礎ゼミナールの授業では、大学理解の場として、本学の歴史、建学の精神・理念、教育目標、「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」等の説明を行い、新入生への周知を図っている。同時に、教員の体験談を語る各専攻教員による「感話（慈悲に関するコラム的な話）」のコーナーを設定している。教員が自らの実体験を語ることにより、学生が何かを感じ、今後の人生において少しでも活かしてもらうことを目的としている。これまで実施してきた中での学生の感想文には、「身近に接している教員のこれまでの頑張りや失敗談が聞けて大いに刺激になった」との感想が多かった。今後も内容の充実をさらに検討し取り組んでいきたい。

「専門教育科目」では、豊かな教養・知識を身につけるためには有為な科目であると考えられる。各コースの専門的知識、技術、実践力を身につけるため、それぞれに相応しい科目を設定している。仏教学専攻での「総合ゼミナール」は、仏教コース・みらい創造コースが合同のクラスと国際経営コースのクラスとに分けられている。自己表現のための文章作成や口頭発表を実施し、文化への理解を深めるためフィールドワークを取り入れている。仏教保育専攻では、豊かな感性と共生の精神、慈悲の心で社会と関わることを「専門基礎科目」で学びながら、「専門教育科目」のカリキュラムにおいては、保育士資格・幼稚園教諭二種免許状の取得を前提に、児童福祉法施行規則、教育免許法施行規則に沿ったカリキュラムを開設している。特に「教育実践演習」では、各学生に保育者修学の集大成としての論文を課し、自らのテーマを発見し、自ら研究して問題を解決するべく、専任の担当教員が指導している。1 回生で基礎科目や、基礎的専門科目を多く設定し、2 回生では、将来の社会生活や職業に有為な専門科目や演習科目を設定し、2 年間の修学カリキュラムの学習の流れが理解出来るように授業科目を編成している。

「基礎教育科目」においては、社会での活動の基礎となる教養と基礎学力の向上を目指した教育課程を編成している。「文章表現法」「情報処理演習」「英語」「くらしと法律」など、各コース 10 単位以上を取得する選択科目である。仏教学専攻と仏教保育専攻とに分けて科目を開設している。

本学の成績評価は、学則第 5 章 教育課程（第 21 条～第 23 条）「学生は第 21 条に定める授業科目中、専門基礎科目 6 単位、専門教育科目より 14 単位以上、及び基礎教育科目より 10 単位以上を含み、総計 62 単位以上を 2 ヶ年で修得しなければならない」に基づき行っている。1 年間および 1 学期に履修登録できる単位数の上限は、1 年間に 48 単位、1 学期に 24 単位とすることを学則第 25 条の 2 に定め運用し、キャップ制や GPA により単位制度の実質化を図っている。

保育士資格の取得は「指定保育士養成施設指定基準」に定める所定の単位を修得しなければならない。幼稚園教諭二種免許の取得は「教育教員免許法施行規則第 66 条に定める科目」「教科に関する科目」「教職に関する科目」に定める所定の単位を取得しなければならない。

成績評価基準については、学則第 5 章第 28 条に則り、それぞれの教科で当該基準にしたがって適切に行っている。学生に対しては、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の

計画、「成績評価の基準」はあらかじめシラバスに明記している。

各専攻とも教員配置に関しては、教員の資格や業績を踏まえ、短期大学の設置基準の規程を満たす配置を行っている。特に仏教保育専攻においては、保育士養成施設としての基準及び、幼稚園教諭二種免許の課程認定基準を満たす教員配置を行っている。

教育課程の見直しは、毎年度カリキュラム委員会と教学委員会で十分に検討し、教授会審議を経て学長が決定し、理事会で承認され、年度の学則改正として文部科学省へ届け出ている。

本学は、通信による学科・専攻課程は設置していない。したがって通信による授業は行っていない。

本学では一つの専攻に3コースを設置しているが、教育内容も大きく異なっており、各コースでカリキュラム・ポリシーを設定している。各コースのカリキュラム・ポリシーと当該コースで取得が可能な資格は次の通りである。

#### **[仏教コースのカリキュラム・ポリシー]**

本コースでは、ディプロマ・ポリシーに掲げる4つの能力を身につけるために、「基礎教育科目」、「専門基礎科目」、「専門教育科目」を体系的に編成する。授業科目は、講義、実習、演習を適切に組み合わせて開講する。

- ① 建学の理念である温かい大きな心を育み、豊かな人間性を発揮するため「仏教学概論 I・II」を必修とする。
- ② 「基礎教育科目」では、教養と基礎学力の習得を目的とする。
- ③ 「専門基礎科目」では、必修科目「基礎ゼミナール I・II」、「総合ゼミナール I・II」を通して社会人基礎力の充実に図る。
- ④ 「専門教育科目」では、浄土宗西山派の僧侶としての専門的知識や技能を習得し、それらを活用できることを目的とする。

[当該コースで取得が可能な資格]

- ・ 西山浄土宗教師（住職）資格
- ・ 浄土宗西山禅林寺派教師資格
- ・ 浄土宗西山深草派教師資格
- ・ 時宗教師（検定試験免除）資格

#### **[みらい創造コースのカリキュラム・ポリシー]**

本コースでは、ディプロマ・ポリシーに掲げる4つの能力を身につけるために、「基礎教育科目」、「専門基礎科目」、「専門教育科目」を体系的に編成する。授業科目は、講義、実習、演習を適切に組み合わせて開講する。

- ① 建学の理念である温かい大きな心を育み、豊かな人間性を発揮するため「仏教学概論 I・II」を必修とする。
- ② 「基礎教育科目」では、情報処理、ビジネス実務、英会話、福祉に関する理解を中心とする教養と基礎学力の習得を目的とする。
- ③ 「専門基礎科目」では、必修科目「基礎ゼミナール I・II」、「総合ゼミナール I・II」を通して社会人基礎力の充実に図る。
- ④ 「専門教育科目」では、情報処理やビジネス分野における専門的知識や技能を習得し、それらを活用できることを目的とする。

[当該コースで取得が可能な資格]

- ・ 秘書技能検定 1 級・準 1 級・2 級・3 級
- ・ サービス接遇検定 1 級・準 1 級・2 級・3 級
- ・ 医科医療事務検定 2 級・3 級
- ・ ビジネス会計検定 3 級
- ・ 日商簿記 3 級
- ・ 調剤事務検定
- ・ マイクロソフトオフィススペシャリスト
- ・ 社会福祉主事任用資格

#### [国際経営コースのカリキュラム・ポリシー]

本コースでは、ディプロマ・ポリシーに掲げる 4 つの能力を身につけるために、「基礎教育科目」、「専門基礎科目」、「専門教育科目」を体系的に編成する。授業科目は、講義、実習、演習を適切に組み合わせて開講する。

- ① 建学の理念である温かい大きな心を育み、豊かな人間性を発揮するため「仏教学概論 I・II」を必修とする。
- ② 「基礎教育科目」では、世界の文化の理解および教養と基礎学力の習得を目的とする。
- ③ 「専門基礎科目」では、必修科目「基礎ゼミナール I・II」、「総合ゼミナール I・II」を通して社会人基礎力の充実に図る。
- ④ 「専門教育科目」では、ビジネス分野における専門的知識や技能を習得し、それらを活用できることを目的とする。

[当該コースで取得が可能な資格]

- ・ 日本語能力試験 N1・N2

#### [保育幼児教育コースのカリキュラム・ポリシー]

本コースでは、ディプロマ・ポリシーに掲げる 4 つの能力を身につけるために、「基礎教育科目」、「専門基礎科目」、「専門教育科目」を体系的に編成し、講義、実習、演習を適切にみ合わせて開講する。

教育内容

- ① 建学の理念である温かい大きな心を育み、豊かな人間性を発揮するため「仏教学概論 I・II」を必修とする。
- ② 「基礎教育科目」では、英会話や情報処理など、教養や基礎学力の習得を目的とする。
- ③ 「専門基礎科目」では、必修科目を通して社会人基礎力の充実に図る。
- ④ 「専門教育科目」では、保育者における専門的知識や技能を習得し、それらを活用できることを目的とする。

[当該コースで取得が可能な資格]

- ・ 保育士資格
- ・ 幼稚園教諭二種免許状
- ・ 幼児体育指導員
- ・ 社会福祉主事任用資格

**【区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

**<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>**

本学は基礎教育科目として教養教育を実施しており、学科の特性に応じて、語学やスポーツ、情報処理などの科目を設けている。学科の2専攻とも基礎教育科目に文章表現や情報処理に関する科目を置き、専門科目に必要な基礎知識を身につけることを目的としている。また、コースではそれぞれの専門教育に合わせて基礎教育科目も違っており、仏教コースでは教養と基礎学力の習得を、みらい創造コースでは情報処理、ビジネス実務、英会話、福祉に関する理解を中心とする教養と基礎学力の習得を、国際経営コースでは世界の文化の理解および教養と基礎学力の習得を、保育幼児教育コースでは英会話や情報処理など、教養や基礎学力の習得を目的として、それぞれ基礎教養科目を選択できるようにしている。

教養科目の効果については、専門科目とともにすべての科目について授業評価アンケートを行うことで測定している。また、年度末の各専攻の会議等で基礎教育科目の修学状況を確認し、科目の内容や教授法、開設科目の適切性などを検討し、改善の必要があれば教学委員会、経営改善協議会（ワーキンググループ）で改善を図っていく。

**【区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

**<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>**

本学の教育目標は、地域や社会で活躍できる人材を育成すること目指しており、4つのコースとも専門基礎科目では、必修科目を通して社会人基礎力の充実を図り、専門教育科目では、それぞれの専門に合った職業分野に必要な能力を持った人材育成をはかれるようカリキュラムを編成し、職業教育を実施している。各コースの専門教育科目は次の通りである。

仏教コースの専門教育科目では、浄土宗西山派の僧侶としての専門的知識や技能を習得し、それらを将来の職業として活用できるようカリキュラムを編成している。

みらい創造コースの専門教育科目では情報処理やビジネス分野における専門的知識や技能を習得し、それらをビジネス現場で活用できるようカリキュラム編成している。

国際経営コースの専門教育科目では、ビジネス分野における専門的知識や技能を習得し、

それらを活用できるようカリキュラムを編成している。

保育幼児教育コースの専門教育科目では、保育者における専門的知識や技能を習得し、それらを活用できるようカリキュラムを編成している。

職業教育の効果は、免許・資格取得率や就職内定状況、授業評価アンケート結果などで測定・評価している。職業教育に関わる各種検定・資格検定の受験を学生に勧めるとともにその結果を各専攻・コースとして把握し、職業教育の効果の測定に努め、その結果を専攻・コース会議で分析し、課題と対策を議論し、改善につなげている。また、令和5年度から、社会進出後に必要となる汎用的能力を測るGPS-Academicを導入している。学生は1回生と2回生の学年初めに受験し、自己の強み弱みや成長を把握したうえで就活に取り組めるようにすると同時に、教員による学生の成長度の理解や就職支援に役立っている。

#### **【区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

#### **<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>**

入学者受け入れの方針は、本学の教育理念や教育内容等を踏まえ、どのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針であり、同時に受け入れる学生に求める高等学校等での学習成果を示すものでもある。すなわち本学の建学の精神・理念と教育目標をよく理解して、温かい思いやりの心と深い教養と人間力を身につけようとする学生をもとめているのに対して、受験者に期待する高等学校等での学習成果等を表現したものである。本学では、入学予定者に対しては、短期大学への円滑な移行を目的として「事前学習会」を行っている。

入学者受け入れ方針は、大学案内パンフレットや募集要項、ホームページで明示し、授業料およびその他入学に必要な経費は募集要項に記載している。本学では入試広報課を設置し、資料請求した受験希望者への「学生募集要項」「大学案内パンフレット」の送付や受験の問い合わせ、本学オープンキャンパスの来場者、ならびに学外で行われる高校内ガイダンス、業者主催の進路ガイダンスにおいても対応している。入学者選抜試験においては、高校の調査書、自己推薦書、面接等を総合的に判断し教授会において、可否を決定している。一連の広報活動及び入試関連業務、受験生への対応は入試広報課が行い、入学者受け

入れの方針の見直しや入試制度の変更については、入試広報委員会で検討し、必要に応じて対応している。

本学では、毎年6月に高等学校教員対象に独自の進学説明会を実施している。その際、大学の概要と入学試験の概要以外に入学者受け入れ方針についても説明を行い、高等学校の教員に意見聴取する機会を設けている。

本学では一つの専攻に3コースを設置しているが、教育内容も大きく異なっており、各コースでアドミッション・ポリシーを設定している。

各コースの入学者受け入れの方針は次の通りである。

#### **[仏教コースのアドミッション・ポリシー]**

- ① 建学の理念を理解し、温かい大きな心を育み、豊かな人間性を発揮することを目指し、成長する意欲がある。
- ② 高等学校等での教育課程を幅広く修得している。
- ③ 地域や社会の動向に関心を持ち、知識や情報をもとに自ら考えることができる。
- ④ 仏教をひろく学ぼうとする心構えを持っている。
- ⑤ 浄土宗西山派の僧侶として必要な知識や能力、幅広い教養を身につけたいと考えている。

#### **[みらい創造コースのアドミッション・ポリシー]**

- ① 建学の理念を理解し、温かい大きな心を育み、豊かな人間性を発揮することを目指し、成長する意欲がある。
- ② 高等学校等での教育課程を幅広く修得している。
- ③ 社会で必要となる実務、マナー等についての能力を高めたいと考えている。
- ④ 地域や社会の動向に関心を持ち、主体性を養いつつ、貢献したいと考えている。
- ⑤ 一定のコミュニケーション能力を兼ね備えており、更にそれを高めつつ、社会の一員として協働したいと考えている。

#### **[国際経営コースのアドミッション・ポリシー]**

- ① 建学の理念を理解し、温かい大きな心を育み、豊かな人間性を発揮することを目指し、成長する意欲がある。
- ② 高等学校等での教育課程を幅広く修得している。
- ③ 国際社会や地域の動向に関心を持ち、知識や情報をもとに自ら考えることができる。
- ④ 専門的な知識や能力、幅広い教養を積極的に身につけ、卒業後には国際社会や地域に貢献したいと考えている。

#### **[保育幼児教育コースのアドミッション・ポリシー]**

- ① 建学の理念を理解し、温かい大きな心を育み、豊かな人間性を発揮することを目指し、成長する意欲がある。
- ② 保育者としての能力を高めたいと考えている。
- ③ 高等学校等での教育課程を幅広く修得している。
- ④ 地域や社会の動向に関心を持ち、知識や情報をもとに自ら考えることができる。

- ⑤ 一定のコミュニケーション能力を兼ね備えている

## 本学における入学選抜方法

本学の入学者選抜の区分は、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、特別選抜の4つである。それぞれの区分での入試制度は以下のとおりであるが、いずれの入学者選抜においても、区分の特徴に応じて学力の3要素を多面的・総合的に評価するため、調査書・推薦書等の出願書類と面接を重視して選抜している。面接は、当該専攻の専任教員2人が担当し、入学者受け入れの方針に沿った内容で実施し、受験者の入学前の学習成果や進学目的等の把握を行った上で、総合評価で合否判定を行っている。

### (1) 総合型選抜

学力試験または高等学校での成績・評価を重視するのではなく本学教員との面談により志願者自身の人物像を本学の求める学生像と照らし合わせて審査する。

#### ① A0入試

対象：本学の建学の精神や特色をよく理解し、志望するコースで学ぶことに対する強い意欲と関心のある者

出願書類：「入学願書」「調査書」「A0エントリーシート」

選抜方法：教員2名による個人面接の結果と調査書、自己推薦書を総合的に評価し合否判定会議を行う。

合否発表：合否判定通知書を本人宛に郵送する。学内掲示やメール・電話による連絡は行わない。

#### ② 自己推薦入試

対象：志望コースにおける勉学に熱意を有する者で、出願時に高校卒業見込み、もしくは学校教育における12年の課程を修了した者。

出願書類：「入学願書」「調査書」「志望理由書」

選抜方法：教員2名による個人面接の結果と調査書、自己推薦書を総合的に評価し合否判定会議を行う。

合否発表：合否判定通知書を本人宛に郵送する。学内掲示やメール・電話による連絡は行わない。

### (2) 学校推薦型選抜

高等学校の推薦を踏まえ、学力の3要素を多面的・総合的に評価する。

#### ① 指定校推薦入試

対象：本学が指定した高等学校在籍生徒で学校長の推薦を得た専願者

出願資格：本学が示す高等学校における評定平均値を満たす者

出願書類：「推薦書」「入学願書」「調査書」「志望理由書」など

選抜方法：教員2名による個人面接の結果と調査書、自己推薦書を総合的に評価し合否判定会議を行う。

合否発表：合否判定通知書を本人宛に郵送する。学内掲示やメール・電話による連絡は行わない。

#### ② 京都西山高等学校学内推薦入試（全日制・通信制）

対象：同一法人校である京都西山高等学校に在籍する生徒で、学校からの推薦を

得た上で専願する者。

出願資格：本学が示す高等学校における評定平均値を満たす者

出願書類：「推薦書」「入学願書」「調査書」「志望理由書」など

選抜方法：教員 2 名による個人面接の結果と調査書、自己推薦書を総合的に評価し合否判定会議を行う。

合否発表：合否判定通知書を本人宛に郵送する。学内掲示やメール・電話による連絡は行わない。

### (3) 一般選抜

筆記試験に加え、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」をより積極的に評価する。

対象：志望コースにおける勉学に熱意を有し、出願時に高校卒業見込み、もしくは学校教育における 12 年の課程を修了した者。

出願書類：「入学願書」「調査書」

選抜方法：国語の筆記試験及び教員 2 名による個人面接（面接は保育幼児教育コースの志願者のみ実施）の結果を総合的に評価し合否判定会議を行う。

合否発表：合否判定通知書を本人宛に郵送する。学内掲示やメール・電話による連絡は行わない。

### (4) 特別選抜

#### ① 宗門関係者推薦選抜

対象：浄土宗西山各派（西山浄土宗・浄土宗西山禅林寺派・浄土宗西山深草派）または時宗の寺院住職より推薦を得られる者。被推薦者は寺院後継者に限らない。

出願書類：「推薦書」「入学願書」「調査書」「志望理由書」

選抜方法：教員 2 名による個人面接の結果と調査書、自己推薦書を総合的に評価し合否判定会議を行う。

合否発表：合否判定通知書を本人宛に郵送する。学内掲示やメール・電話による連絡は行わない。

#### ② 社会人選抜

対象：満 21 歳以上で、社会人としての経験を 1 年以上有する者。

出願書類：「入学願書」「調査書」「志望理由書」「履歴書」

選抜方法：教員 2 名による個人面接の結果と調査書、志望理由書を総合的に評価し合否判定会議を行う。

合否発表：合否判定通知書を本人宛に郵送する。学内掲示やメール・電話による連絡は行わない。

#### ③ 外国人留学生 特別推薦選抜

対象：日本国籍を有さない者で、外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者

出願書類：「入学願書」「経費支弁書」「志望理由書」「修学理由書」「日本語能力検定合格証」「パスポート写し」

選抜方法：教員 2 名による個人面接の結果と志望推薦書、修学理由書を総合的に評価し合否判定会議を行う。

合否発表：合否判定通知書を本人宛に郵送する。学内掲示やメール・電話による連絡は行わない。

④ 外国人留学生 特別選抜(指定校推薦)

対象：日本国籍を有さない者で、外国において学校教育における 12 年の課程を修了し、本学と教育提携を結んでいる専門学校、あるいは日本語学校の在学する者

出願書類：「入学願書」「経費支弁書」「志望理由書」「修学理由書」「日本語能力検定合格証」「パスポート写し」

選抜方法：教員2名による面談により志願者自身の人物像を本学の求める学生像と照らし合わせて審査し、志望推薦書と修学理由書と併せて総合的に評価し合否判定会議を行う。

合否発表：合否判定通知書を本人宛に郵送する。学内掲示やメール・電話による連絡は行わない。

**[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

＜区分 基準Ⅱ-A-6 の現状＞

本学では、各専攻の教育課程に応じたカリキュラム編成を行っている。授業科目での具体的な学修成果として、シラバスに「ディプロマ・ポリシーとの関連性」「到達目標」を明示している。また、学習成果は、各コースにおける取得可能な資格の取得によっても、具体的に示している。

(1) 「学科・専攻課程の教育課程の学習成果は達成可能である」について

学習成果達成については、学位授与率、資格取得率により、査定することができる。仏教コースでは、仏教について幅広く学び、資格取得を望む多くの学生が、宗門の教師資格を取得している。みらい創造コースでは、実社会で求められるヒューマンスキルや実務スキルに関する資格取得を目指している。国際経営コースでは、日本文化や経営学、経済学の基礎を学び、留学生は日本語能力試験での N1、N2 合格を目指している。保育幼児教育コースでは、2 年間に 5 回の各事業所での実習を経て、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状取得を目指し、多くの学生が取得を果たしている。各コースとも、学習成果の達成は可能である。

(2) 「学科・専攻課程の教育課程の学習成果は一定期間内で獲得可能である」について

学則第 5 章第 29 条～第 31 条において「学生は 2 年以上在学し所定の単位を修得した者に短期大学士の学位を授与する」とある。すなわち卒業や免許・資格に必要な所定の単位を修得して学位が授与されることにより、各専攻の教育課程における学習成果が総合的に

獲得されたことを示している。全ての開講科目がそれぞれの期末に達成可能な到達目標をシラバスに明示しており、その到達目標確認指標により査定が行われている。そして2年間を通した教育課程により、学習成果は一定期間に獲得可能である。

(3)「学科・専攻課程の教育課程の学習成果に実際的な価値がある」について

各コースにおいて取得できる免許・資格は、国や各種団体が認定しているものであり、その多くが社会のニーズに対応した社会的認知、貢献度の高い価値ある免許・資格である。本学の多くの学生が、それらの免許・資格を活かして就職していることから、学習の成果に実際的な価値がある。また当然なことながら資格取得に向けた各科目の学習成果も実際的な価値あるとして捉えることができる。

各コースにおける各授業科目の学習到達度は、小テスト、レポート課題、学期末試験、受講態度などを数値化して客観的に測定している。また、保育幼児教育コースでは、これに技術の習得度、制作物、実習報告書等を加えて測定している。これらの評価方法は、シラバスに明示し成績評価としている。

### 過去3年間の学位授与率

	仏教(春)			仏教保育			全体		
	入学者数	授与数	学位授与率	入学者数	授与数	学位授与率	入学者数	授与数	学位授与率
令和3年度	41	42	56.8%	33	14	82.4%	75	56	61.5%
令和4年度	13	30	73.2%	27	32	97.0%	40	62	82.7%
令和5年度	16	9	69.2%	28	17	63.0%	44	26	65.0%

### 仏教春 詳細

	仏教			みらい創造			国際			メディア・IT		
	入学者数	授与数	学位授与率	入学者数	授与数	学位授与率	入学者数	授与数	学位授与率	入学者数	授与数	学位授与率
令和3年度	8	5	83.3%	18	1	33.3%	15	36	55.4%			
令和4年度	4	7	87.5%	9	16	88.9%	0	7	46.7%			
令和5年度	2	4	100%	7	5	55.6%	1	0		6		

### 過去3年間の資格免許取得率

	卒業者数	免許状取得者実数	幼稚園免許取得率	保育士資格修得者実数	保育士資格取得率	両免取得者実数	両免取得率
令和3年度	14	12	85.7%	13	92.9%	12	85.7%
令和4年度	32	28	87.5%	30	93.8%	28	87.5%
令和5年度	17	14	82.4%	15	88.2%	14	82.4%

### 過去3年間の専門就職率

令和3年度	令和4年度	令和5年度
100%	88.5%	93.8%

### 令和5年度卒業生の各コースの単位取得率

仏教コース	みらい創造コース	保育幼児教育コース
97.9%	95.1%	99.9%

【区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みを

もっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

#### <区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

単位制度の実質化を図るキャップ制やGPA測定により、総合的な学習成果の評価を行い、学生が自己の学習状況を把握するための指標に使用されているほか、適切な履修計画や助言を行うため、担任・副担任が学生面接等の学生指導時にも活用している。GPAによる評価は学習指導のほか奨学金の選考や成績優秀者の表彰にも活用している。

1年次の前期のGPAの値が、一定の基準に満たない学生には担任がリフレッシュ面談の際に特別指導を行っている。基準は前期のGPAの分布により教学委員会で決めており、令和5年度は1.2未満であった。2年次の面談でGPAが向上したことを確認している。また、直前の半期GPAによりゼミ担当教員が、履修登録科目の相談を行い、そのうえで学生は登録科目を決定している。

単位取得状況、学位取得状況、保育士・幼稚園教諭二種免許状取得状況は、集計されたものが卒業判定時に教学委員会に挙げられ、学習成果獲得状況が把握され、教授会に報告されている。学修成果の獲得状況の量的・質的データに基づき、各専攻・コースでは学習支援の方策を点検している。

自己点検・評価委員会を中心に令和5年度にアセスメント・ポリシーおよび内部質保証のPDCAサイクルを策定し、単位取得状況やGPA、資格取得率、就職率、授業の成果発表会、授業評価アンケート、学生生活満足度調査アンケート、進路調査等により常に検証し、点検していく。

短期大学で定めている学修成果の量的・質的データに加えて、新たな試みとして令和4年度入学生から、「思考力」「姿勢・態度」「経験」の視点から、その能力を可視化するアセスメント「GPS-Academic」を導入している。「思考力」は、学生に新しい気づきや学びとの結び付けを促し、「姿勢・態度」は、問題解決へ向かう姿勢・態度を通じて学生の強みやタイプを可視化し、「経験」は現時点でどの程度の経験を積んでいるかを、主観評価で数値化する。学生は個人結果レポートで、思考力は「批判的思考力」・「協働的思考力」・「創造的思考力」、姿勢・態度は「レジリエンス」・「リーダーシップ」・「コラボレーション」、経験は「自己管理」・「対人関係」・「計画・実行」でそれぞれの結果を確認できる。数値結果だけでなく、レベルアップするためのアドバイスや、今後力を入れたい項目(思考力のみ)について解説されており、学生はネクストアクションへのきっかけ作りに活用している。大学としては全体集計や専攻・コース別の結果を確認し、学習成果の評価に活用している。

**【区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。】**

#### ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

#### <区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

本学では、卒業生に対する進路調査を実施している。仏教保育専攻では毎年8月には、ゼミ担当教員の協力のもとに、卒業生に電話連絡し実習の受け入れ先調査と進路調査を兼ねて学生の状況を把握している。同様に定期的に年開催される同窓会総会の場においても、可能な限り卒業生情報を収集している。その上で、職場や進学先で不適応を起している場合には、総合支援課を中心に相談に乗る体制を取っている。仏教保育専攻においては、ゼミにおいて、卒業生を招くなど、可能な限り、卒業生の情報を収集している。実習訪問指導の際には、就職した学生についての聞き取り面談を実施し、在学生の就職指導に活かしている。保育所、幼稚園、社会福祉施設においては、おおむね、一定の良く頑張っているとの評価を得ている。

#### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

令和4年度入学生から導入している「GPS-Academic」は、「思考力」「姿勢・態度」「経験」の視点から、その能力を可視化するアセスメントであり、本学の学びと関連性を持たせて学修成果の獲得状況を把握する必要がある。そのためには、各授業科目において「GPS-Academic」で可視化できる能力等と関連性を持たせた授業展開が必要であり、授業科目担当教員に協力してもらい将来的にはシラバスに反映していく。

学位授与の方針と関わってくるのが授業展開を記したシラバスである。そのシラバスには記載項目として、「科目区分(コース名)」「科目名」「担当教員名」「単位」「開講期間」「授業概要」「学習到達目標」「ディプロマ・ポリシーとの関連」「授業計画」「成績評価の基準」「教科書」「参考文献」「オフィスアワー」「注意事項」を明示している。そのシラバスが科目によって情報量に差があったり、必要な情報が記載されていなかったり、各教科の内容や成績評価基準が教育の質の向上に即しているかという点については、専任教員が手分けをしてシラバスチェックを行い、不適切な箇所がある場合は学科長から担当教員に書き直しの指示をしている。近年、人件費削減等の影響により教員の異動も多く、シラバスを書く方もチェックする方も常に気を配っておく必要がある。

本学では、現行のカリキュラムを毎年度評価し、両専攻の提案をうけて、教学委員会に諮り、学長のもと教授会において審議し決定している。教育課程の問題については、評価の方法が確立できておらず、査定委員会の規程や内規が定められていないことが課題であり、現在整備しているところである。

本学では、入学者受け入れの方針を入学者に対して明示しているが、新学科となり方針の内容が分かりやすいものとなっているか、示し方が適切かといったことを検討し続ける必要がある。入学前の学習成果の把握・評価を明確に示すとともに、入学者受け入れ方針に沿った選抜方法を、より効果的に機能させていくための検討も必要である。現状として、多様な入試制度を設けているが、入学定員を大きく下回っており、入学者の確保が直近の大きな課題となっている。

学習成果は、主に学位授与率、資格取得率、専門就職率によって査定されることを鑑みた場合、本学ではいずれもまだ十分といえず、それらの向上にむけて取り組まねばならない。学位授与率では、留学生のための国際経営コースが最も低く、留学生にとっては、異国での生活習慣、経済的な問題、日本語能力の問題等、乗り越えるべき問題が多く、学位授与率にも影響を及ぼしていると考えられる。資格取得率においては、各コースとも緩やかながらも伸ばしてきている状況にあるが、十分とは言えず、実際に学生が受験し合格するための環境整備等も含め、さらに資格取得率向上を目指すことを課題としている。

卒業生に対する進路や就職先への調査が十分であるとは言えない。卒業生に関する情報は、在学生に対する進路指導・学習指導等にとって有用であることは確かである。今後は、就職先や卒業生に対するより正確な調査方法を検討し、実施する必要がある、それらが現役学生にとって活かせるような指導方法を確立していきたい。

#### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし

#### [テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

学生支援については、本学にふさわしい事務局体制のあり方を求め、教務指導と学生生活指導を併せておこない学生の修学と学生生活を理解し指導対応することを目指して、教学部統合している。従前より専任教員もアドバイザーを含めて事務を兼務しており全教職員による指導体制をとっている。

また、学生の就職、進学指導、支援を行う総合支援課、留学生の日本語、英語等の基礎学力の向上と大学編入学指導、寮やアルバイト等の学生生活支援を行う留学生管理課を設け、学生の志望する進学、就職の実現につとめている。

さらに、教職員と学生との懇話の場であり学生生活や修学上の悩みの相談の場として学生相談室を設けている。また、図書館も書籍に接する場として学生の支援を行っている。

##### ○ 総合支援課の就職支援

本学では総合支援課が中心となり、教学課、各専攻、留学生管理課との緊密な連携を通じて、学生支援の活動を展開している。生き方の哲学体系でもある仏教を建学の精神とする本学では、「働く意義は何か？」という根源的な問いに照らし、学生それぞれの動機付けを明確にさせ学生のキャリア形成を支援している。

つまり本学における教育活動と一体のものとして、入学から卒業にいたるまで、さまざまな形での学生支援を位置づけ、これに取り組み、全学生の面談、進学ガイダンス、就職マナー講座、先輩留学生を招いての留学生ガイダンス、基礎ゼミナール、総合ゼミナールを実施し、自分の将来を考える会を開催して、学生それぞれの志望動向と資質に合わせたキャリア形成支援をおこなっている。

さらに、卒業生の進路先の情報提供にかかわる進路調査を実施している。卒業生の動向を把握し、卒業生の進路開拓と本学の教学システム改革に資するための情報収集を心掛けて

いる。

### ○ 総合支援課の進学支援

本学では短期大学の課程に続き、学生の資質を伸長し、進路開拓の可能性をもたせるため、4年制大学への編入学を積極的に推進している。本学に指定校推薦枠をうけている大谷大学、追手門学院大学、佛教大学、花園大学、種智院大学、京都光華女子大学、京都文教大学など、それぞれ進学先のカリキュラム紹介や進路先についての説明を行い、また、留学生を中心に進路希望者の多い龍谷大学国際学部は別枠で進学ガイダンスを実施している。個別のガイダンスを通じて、指定校推薦の出願方法や、受験対策をおこなっている。留学生に対しては、留学生管理課が中心となり、日本語文章指導などの学習支援を充実させ、さらに日本語能力の向上をはかっている。

就職を希望する留学生に対しては、適格な情報収集に努め、安易な進路選択から就職が全うできず、不法滞在につながらないようにハローワーク京都の留学生支援センター等と連携し、学生各人にふさわしい就職となるようにしている。

また、留学生に関して、英語能力の向上に努め、進路選択の幅を広めるよう、カリキュラムの充実と学習の機会を拡充している。さらに日本語能力試験や日本留学試験、そして英語能力の測定試験である TOEIC、TOEFL の受験を促し、能力の向上を図っている。

### ○ 総合支援課のキャリア形成支援

[基本的な考え方]

キャリア形成支援に関して言えば、専門知識をもった職業人養成という点にとどまらず、対話を通じて、これまでの自己をふりかえり、就活プランの立案、フィードバック を意識して総合ゼミナールを運営している。

また、学生の自己肯定感を高め、コミュニケーション能力を開発するための職員の指導・対応が大切である。いわば就活をともに考える伴走者としての支援体制の強化が必要であり、短期大学では学生への教育とともに、学生生活に対する幅広い支援がもたれている。学生支援は、学生の本分である学習の活性化を促すと同時に、個性豊かな人間性を涵養する上で不可欠なものであり、入学前から卒業にいたるすべてのプロセスにおいて、適切な措置が講じられなければならない。

このような観点から、本学では総合支援課を中心にして①学生のキャリア形成支援、②生活・学習両面にわたる支援、③大学編入に焦点をあてた日本語教育、④進学・就職にかかわる情報提供と面接をあわせたガイダンス等に取り組んでいる。

学生を支援するための組織やシステムを整備し、教学部、図書館などの各部局と連携しながら、よりきめ細やかで実効性のある支援体制としている。とくに保育士養成課程のなかでは、専門性と保育力の高い学生の養成に力を入れて取り組んでいる。国の子育て支援制度の拡充により、新設園の増加や、小規模保育施設の開設により、学生はより正確な職場情報の理解と把握が迫られている。

[来年度への展望]

総合支援課では、学生がそれぞれの進路を主体的かつ自発的にイメージして就職活動を計画し、行動できるようになるためのサポートを、進路選択支援として、重要なステップと考えている。この最初の一步を踏み出すための進路選択支援をキャリアガイダンスで示すことが出来た。来年度は具体的な行動モデルを示すことができるよう、キャリアガイダン

スを実施する。

春学期 5 月頃から「自分の将来を考える会」などに参加し、早期に就職活動を開始する傾向がみられた一方で、総合支援課やゼミナール担当教員が促しても活動に取り組めない学生もいた。これら二極化の現状に対応し、学生各人の個性に合わせた、持続的な学生支援を行っていく。

内定を得た学生は、例年よりも早く 1 ヶ所～2 ヶ所の受験で決まり、決まらない学生は数ヶ所採用試験にトライしても内定を得ることができないこともあった。特別な支援が必要な学生については、授業に支障のない範囲で、能力と体力を家族も理解した上で、訓練付きのインターンシップや就職につながるインターンシップの紹介を、京都府福祉人材・研修センターや大学コンソーシアム京都などインターンシップ調整機関とも連携して対応していく。

一部の特別に支援が必要な学生に関しても、結果としてインターンシップに参加することで、本人の社会性や障害受容の状況に応じた、主体的な就職活動の場が与えられたと考えており、今後も継続していく。

また、実際の就職先決定につながるためには、引き続き一人一人の状況に合わせた支援が必要である。そのためには、支援センターの教職員とゼミナール担当教員との連携をさらに密にして支援していく。

#### ○ 留学生管理課

留学生の日本語力向上のため、その指標の一つである日本語能力試験の受験指導に積極的に取り組んでいる。過去 3 ヶ年の日本語能力試験 N1・N2 取得率は、令和 3 年度が 35.1%、令和 4 年度が 40.1%、令和 5 年度が 15%と急激に低い水準となった。これは、令和 5 年度の入学者のうち、入学前に N2 取得者の占める割合が高かったことに起因していると考えられる。

日本語力向上のための方策として、当初は週 1 コマ日本語能力試験 N1 対策科目である「試験対策講座」を、試験分野の総合的演習を行う「総合日本語 I・II」に名称変更し、通年開講として開講している。しかし、演習時間の不足や N2 取得者と未取得の受講者のレベル差への対応等、改善すべき課題が生じたことで、「総合日本語 I・II」を N1 対策と N2 対策とにレベル分けし、受講者へよりきめ細かい指導を行うことで、合格率の更なる向上を目指している。

日本語資格の必要性については、従来から基礎ゼミナールや総合ゼミナール等で説いてきた。ここ何年かは進学希望者や就職希望者といった対象別に、より内容の充実した指導を行いながら、進学・就職に必要な日本語力について、一層の意識の浸透を図っている。指導の際、日本語力が十分でない学生に対しては、母語での指導を含め留学生管理課の教職員で協力して行っている。また、学習環境を整備するため、留学生管理課では語学テキスト及び問題集に加えて、新試験対応の書籍（参考書・問題集）を配備し、適宜必要な書籍を追加購入している。学生貸出用の書籍の充実により、自律学習を促し、日本語能力試験の合格率向上並びに日本留学試験の得点向上を図っている。

その他、評価法に関して、客観的基準は教員にとって授業の点検・改善に、学生にとって学習の困難点の可視化・克服に有効と考えられることから、コロナ感染が始まる前には、「アカデミックライティング」において、ルーブリックによる作文・レポートの評価を行

っていた。ルーブリック評価に対する学生の反応は、書くべきことが分かり意識した、自分に足りないところが分かった等、概ね好評だった。研究会への参加並びに別科の日本語教員を中心としたルーブリック評価導入のための勉強会を開催したが、コロナ禍で日本への入国の制限により留学生が減少したこともあり、現時点では、アカデミックライティングは開講していない。共生社会学科に移行する中で科目名称にこだわらず英語の科目の中で再開していくことを検討している。

また、共生社会学科では、留学生の英語力向上のため、現在「英語Ⅰ～Ⅳ」並びに「英会話」を開講しているが、TOEFLやTOEIC等の指導は不十分である。難関私立大学への編入学を目指す場合、TOEFLやTOEIC等スコアが必要となるため、これらの英語力測定試験の対策に関し、指導形式（正課或は正課外）や受験者への補助等、学生に利益となるものを提供できるようあらゆる角度から検討を行っていきたい。

#### ○ 学生相談室

学生と教職員との対話、懇話の場として、また、学生生活上、悩みや問題ある学生の相談指導を行うために設置しており、認定心理士の資格を持つ教員を学生の相談員として対応指導を行っている。また、相談室企画としてアドバイザー教員の出講に合わせて「学習サポート・デイ」を設けている。基礎学力が必要とされる学生や就学上に悩みのある学生が自分の資質に気づき、早期に対処し、充実した学生生活を過ごす学力を得られることを目的に実施している。

入学者が激減して参加者が少ない中で、相談員は参加する学生に対して、学習を話題にした対話を意図的に行っている。これはノートの取り方、学習資料の整理の仕方、期日までの遂行課題等を計画的に実施する方法などを苦手としており、能力を発揮できない学生のために、単位を落とすことのないようにという願いをもってこのことを行っている。この企画は発達障害の一面を有する学生や基礎学力に問題ある学生にも大切な支援対応指導と考えている。障害者差別解消法が施行されたことにより、本学でも入学者が多くなると考えられる発達障害学生やグレーゾーン学生への対応になればと考え開催している。グレーゾーン学生の相談があり、相談員が話題提供することで初めて学習への意識を持てる学生、単位を落としてから気が付く学生がいることなどが明らかになってきた。したがって、ゼミナール担当教員とも連携体制をとり指導を行っている。

また、総合支援課の「自分の将来を考える会」で、自らの課題、目的を持った学生が積極的に、学生相談室の活用をすすめている。総合支援課の教職員とも連携指導を行うことで、短大に来ることが楽しく、充実したキャンパス・ライフを過ごせるよう、人間関係のみならず、学習上の不安の解消をはかりたい。

#### ○ 図書館

図書館では、学生の学習成果がさらに向上し、学生生活がより充実するように、主に図書資料提供の面からの支援を行っている。それには、先ず所蔵図書の充実が求められるが、本学図書館ではできる限り、各コースの基本となる図書をバランスよく購入できるよう配慮している。またシラバスに載せている授業のテキストや参考書専用のコーナーを設けている。購入した図書は登録を終えると、十進分類法に則って順次配架されるが、その際に基本とすべき図書はできる限り閲覧室の開架図書とし、学生が利用しやすいようにしている。この図書の配架場所の設定については、各コースの専門教員が助言をし、より適切な

ものになるよう心掛けています。

開架図書は館内で自由に閲覧が可能であり、閉架図書は図書館員に申し込めば、特殊な書籍でない限り、すぐさま閲覧することができる。さらに開講期間中は5冊以内の図書を2週間以内に限って貸出しているが、夏期休暇や春期休暇などの長い休暇期間中は、そうした時間を利用してじっくりと本に親しむことができるように、長期貸出しを行っている。こうした図書館利用についての詳細は、『学生便覧』に記載しており、また年度始めのオリエンテーションでも説明に努めている。さらに各コースのゼミナールの時間に図書館ツアーを実施し、より具体的に口頭での説明を行っている。

本学で所蔵していない資料や、資料の一部の複写を他の図書館から取り寄せることができる「ILL(Inter Library Loan)」という図書館相互利用サービスなど学外のネットワークを活用し、幅広く学生の学習や教員の研究に対応している。

図書館についての日常業務は図書館員が行い、年度毎の活動方針や収書等については定例の図書館委員会において協議、決定されている。また教職員以外にも、毎年、学生の中から図書館について学ぼうとするグループが申し出て、欠本調査や図書の配架など、業務の一端を手助けしてくれている。

#### ○ 授業評価アンケートによる授業の改善

授業評価アンケート「授業をよくするための調査」は、学期ごとに各授業の的確な受講生の評価を得るために実施し、そのアンケート結果をもとに内容を精査し、担当教員にフィードバックしこれからの授業の改善に活かせるようにしている。また、授業担当の教員からは授業の自己評価としての「コメントシート」の提出を求め、学生、教員双方の授業評価の把握につとめている。教学部では授業評価アンケートは授業改善の大切な資料と位置づけている。

教職員の言葉遣いについては、過去に授業中における学生に対する教員の発言がハラスメント問題であるという訴えを受け、「授業における教員、学生の言葉遣い」をテーマとして教職員の研修を実施した。研修に際し「教職員の授業や事務局での日常の言葉遣いは学生指導上、共通の見識と対応を問われる大学人として、大切な課題であり、その表現力によっては学生各人の向上心や問題解決につながり、また、反面、適性でない表現、言葉遣いは個人の尊厳を傷つけ、ことによっては人権にかかわる問題ともなる。」という研修会の主題を掲げ、教職員として責任ある言葉遣いと表現を相互研修した。

#### ○ 学友会への支援

全学生で構成する学友会の支援については、教学部が所管し、対応指導を行っており、学友会との協議の場として平成20年度より大学協議会を設置している。大学協議会は学生、教員、職員という短大社会の中で、学生の意見を代表すべき学友会が大学と協議する月例会として実施してきた。協議会の目的は(1)短大の教学、運営への相互理解(2)短期大学施設展開への理解と提言(3)学友会の運営、行事等に関する事項と大学協議会規程に定めており、短大の教学運営、施設等の展開についても学友会の意見を聴き、大学の運営に理解を得るようにしている。学友会の主催する学園祭や新入生歓迎会等の行事については、学友会の提案を受け、大学行事にふさわしいものとなるよう協議を重ねている。今後の課題としては大学の授業や指導、施設の活用等についても、学友会としての議題提案がなされ、本来の協議会の目的がはたされる会となるよう議論を重ねている

## ○ その他の学生支援

各専攻においては、週に1度定例の専攻会議を開き学生の修学、生活状況の把握を行い、指導面での専攻教員共通認識をはかり、学生支援を行っている。専任教員はアドバイザーも含めて事務職も兼務しており事務職員と常に業務の連携をはかり、学生への指導、支援を行っている。事務職員は教育目的・目標をよく理解し、各自の職務遂行に関わって互いに協議しながら教育と学生支援にあたっている。学生支援のキャンパス・アメニティについては、学生交流室の設置し、食堂の整備充実、中庭の園庭の整備等を行い、学生生活の環境整備をはかっている。

学生の経済面の支援制度としては、修学および学生生活のために緊急な金銭の援助を必要とする者に所定の金額を短期間に無利子及で貸し付けることを目的として「短期貸付金制度」を設けている。また、家庭環境問題による家計急変があり経済的理由のため修学困難な者に対し学費を給付し、学業の継続を援助することを目的として「給付奨学金制度」を設けており、経済的に厳しい現状にある学生も多く、給付奨学金制度については、これよりも制度の充実につとめたい。

## <根拠資料>

- 提出資料 1. 2023年度 学生便覧 [令和5年度]
- 提出資料 2. 2023 Guide Book [令和5年度]
- 提出資料 3. 2024 Guide Book [令和6年度]
- 提出資料 4. 2023年度 専任教員オフィスアワー一覧 [令和5年度]
- 提出資料 8. 学生募集要項 2023 [令和5年度]
- 提出資料 9. 学生募集要項 2024 [令和6年度]
  
- 備付資料 10. 2023年度 授業評価アンケート票及び集計結果 [令和5年度]
- 備付資料 12. 2023年度 学生生活満足度調査アンケート集計結果 [令和5年度]
- 備付資料 13. 進路調査結果（就職・進学状況調査結果）
- 備付資料 14. 入学手続資料 [令和5年度]
- 備付資料 15. 2023年度事前学習会実施案内文・次第等 [令和5年度]
- 備付資料 16. オリエンテーション資料、新入生への配布資料 [令和5年度]
- 備付資料 17. 学籍原簿
- 備付資料 18. 進路希望調査票
- 備付資料 19. 個人面談シート
- 備付資料 20. 進路一覧表 [令和3年度～令和5年度]
- 備付資料 21. GPA 評価分布

## [区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。

- ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
  - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
  - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
  - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
  - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
- ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
  - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
  - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
  - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
  - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
  - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
  - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
  - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

#### <区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

##### (1)「教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている」について

教員は、学則に明示している学位授与の方針に対応した成績評価基準に基づいて、学習成果を把握し評価している。成績評価の基準は、学則第5章第28条の「成績の評価基準」によって規定されており、優（100～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）、不可（59～0点）の4段階である。各教員はそれらの評価基準に則り学習支援の評価を行っている。

評価方法は、小テスト、課題提出、期末試験、実技、授業態度等で評価している。科目担当の教員は、シラバスに成績評価基準の他、授業の概要・ねらい・到達目標・授業計画等を掲載し、学生自身が受講科目の学習過程を把握できるようになっている。

個々の学生の成績及び履修情報は、教学部においてシステム管理されており、成績表については、春学期・秋学期末に学生と保護者に配布し、学習成果が把握できるようになっている。教員は、定期的に行われる専攻会議で学生の履修、進路、生活状況について情報交換を行い、学習成果の獲得状況を適切に把握している。

本学では、全学的な教育活動の改善のために、毎年学期末に「授業をよくするための調査」として学生による授業評価アンケート調査を実施している。履修人員の多少にかかわらず全授業科目を対象に行い、教員は定期的に授業評価を受けている。アンケートは、5段階のマークシートによる選択形式及び自由記述式の回答方式で行われ、集計の結果は、教学部より各科目の教員にフィードバックしている。教員には、このアンケート結果を受け

て、改善等コメントシートの提出を求めている。それゆえ教員は、学生による授業評価の結果を把握している。教員は、このアンケートの結果をよく知ることによって学習成果を確認し自己点検を行っている。さらにその結果を受けて、教員には改善コメントの提出を求めている。それらのことから、学生によるこの授業評価アンケートは、教員の授業改善のために活用されている。

新年度からの講義に際し、毎年3月には、非常勤講師を対象とした「教学連絡会」を開催している。会議では本学の建学の精神・理念や教育目標の理解のために、また授業運営に伴う諸事項を周知していただくことを目的としている。その後各専攻に分かれ、非常勤講師と専任教員との間で情報交換会を行い、より良い教育の実現に向けて取り組んでいる。これにより授業担当者間での意思の疎通や、協力体制を図っている。仏教学専攻の3コースでは、教育目標や進路等が多様であるので、それらへの理解を図り、指導に反映するよう依頼している。保育幼児教育コースでは、保育内容や、音楽、図工、体育、保育実習等の科目間連携を実施し、その学習成果の一環として、学園祭や保育現場での保育実践発表を行っている。

学生支援の一環として専任教員・非常勤講師が学生より授業に関わる対話の場として、学生より相談を受けるための「オフィスアワー」を設定した。しかし、現在多くの大学で課題となっている学生としての「主体性の欠如」「基礎学力の不足」「学習意欲の不足」等について、本学においても、いかに取り組み、改善すべき現状にある。現状の教員によるFD活動は、決して十分とは言えず、教員の教育内容・方法の改善、学生の授業に取り組む姿勢・意欲の向上を図るべく、FD委員会をしっかりと機能させたい。

教員は、毎週開催される専攻会議を通して所属するコースの達成状況を把握し評価している。単位取得状況や就職等についても把握し、個別指導は主に専攻科教員や総合支援課職員が指導を行っている。本学は在学中の修学について、学問だけではなく人間教育の責務も担っている。その指導の一環として、新入生向けのオリエンテーションや、年度当初の2回生へのガイダンスにおいて、本学の建学の精神・理念・教育目標・3つのポリシーの理解を促し、その後、教学部への登録はゼミナール担当教員指導のもと、適正な登録がなされるように、登録に際して履修登録科目確認表を学生にフィードバックし、一定の登録変更期間を設けて教員と共に精査して最終的な登録をしている。学生には適宜面接を行い、免許・資格取得の履修計画や状況の把握を促している。また春学期・秋学期の定期試験で単位取得状況の良くない学生、学生生活を続けることが困難な環境にある学生に対しては、ゼミナール担当教員を中心に、専攻教員の協力を得て、個別指導を行い、卒業に向けて指導を行っている。

## (2)「事務職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている」について

事務職員は、各専攻・コースのカリキュラムを掌握し、時間割の編成にも関わっている。新入生オリエンテーションや2回生ガイダンスにおいては、履修指導や学生生活の指導を行っている。履修登録の不備や理解不足の学生に対しては、教員が個別に指導を行っている点からも学生の学習成果の獲得に尽力している。本学では、教授会を除く各種委員会に事務職員を委嘱し、教員と連携して事務及び学習目

標達成に関わっていることから、学科・専攻課程の教育目的・目標達成状況を把握していると言える。

事務職員は、主に京滋地区で開催される教務・学生関係の会議及び研修会に参加し、学内では事務研修会、SD研修会を通して自己研鑽に努め、学生支援の職務を充実させるべく取り組んでいる。

事務職員は、4月のオリエンテーション期間でのガイダンスにおいて、教員とともに学生指導にあたっている。日常的には、個々の学生の成績及び履修情報の管理を行い、各種委員会に出席し、学習成果の獲得達成に向けて、職員各人の責務に努めている。そして各専攻・コースのカリキュラムをよく掌握し、履修指導や学生生活指導を行っている。

学生の学籍簿および成績原簿は、文書保存規程に基づき永久保存となっており、適切に保管している。

### (3)「教職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している」について

図書館では、学生・教職員の学習成果および学習指導の向上のため、主に図書資料提供の面からの支援を行っている。そのため、各コースの基本となる図書をバランスよく購入し、所蔵図書の充実に配慮している。また、シラバスに載せている授業のテキストや参考書を取り揃え、専用のコーナーに配架している。

購入した図書は登録後、順次配架されるが、基本とすべき図書はできる限り閲覧室の開架図書とし、学生・教職員が利用しやすいようにしている。この配架場所の設定については、各コースの専門教員の助言を受け、より適切なものになるよう心掛けている。また、図書は館内で閲覧できるばかりでなく、貸し出しもしている。特に長い休暇期間中は長期貸出しをし、利用者の便宜を図っている。

学内には、コンピュータ教室が整備され、全てのコースで、コンピュータ関連の教科が設けられ、空き時間には授業の予習復習及び、レポート課題の作成等、学生が自由に利用することができる。卒業後社会で必要とされる情報リテラシーに役立てるためにも学生によるコンピュータの利用を促進している。教職員は、教育研究や学校業務のためそれぞれが1台ずつにパソコンを所有し、授業や学校運営に活用するとともに、さらにコンピュータ利用技術の向上を図っている。

### [区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。

- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

#### <区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報は、毎年作成する「Guide Book」およびホームページに掲載している。新年度のオリエンテーション・ガイダンスとして、新入学生には入学宣誓式における学長の式辞に始まり、そこで建学の精神や教育目的の周知に努めている。当日の午後より2日間にわたり「新入生オリエンテーション」を行っている。午前中の入学宣誓式の後、午後から学生便覧を使い、教務課・図書館・総合支援課・留学生管理課・学生相談室・経理課・学友会等、各部署から教学事項と学生生活の基本的な事柄について指導を行っている。2日目は、専攻別にシラバスの見方、単位制や授業科目、資格取得、履修登録の方法、教科書販売、大学編入学や単位互換、奨学金、大学の講義の受け方などの新入生オリエンテーションを行っている。専攻の担当教員は履修指導を行い、担当教員が確認した後、教学部職員が最終確認を行い、履修登録をしている。

学生には、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、「学生便覧」及び「シラバス」等により、新年度のオリエンテーションにおいて教学事項や学生生活を理解し、ひいては学習成果の獲得につながることを願い指導している。なお、学生便覧及びシラバスについては、本学のウェブサイトにおいて開示している。

#### 「基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている」について

日本語力が不足している外国人留学生には一定期間の特別授業を実施している。また、学生相談室においても、アドバイザー教員の出講に合わせて「学習サポート・デイ」を企画し、各専攻の教員と相談室担当の教職員が中心となり学生がノート・プリント類の整理仕方や、課題確認、学習の悩みなどの相談に応じている。

#### 「学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している」について

各専攻では週に1度定例の専攻会議を開いているが、議題のひとつとして学生の修学、生活状況の把握を行い、専攻教員と共通認識をはかり、学生指導を行っている。専任教員はアドバイザーを含めて事務職も兼務しており、事務職員と常に業務の連携をはかり、学生への指導、支援を行っている。事務職員は共通の教育目的・目標をよく理解し、各自の職務遂行に携わって協働しながら教育と学生支援にあたっている。また、オフィスアワーは授業の科目教員がシラバスに時間等を設定し適切な指導助言を行う体制を整備している。非常勤講師に関しては、各授業の前後に可能なところに対応していただくよう依頼している。学生の相談内容によっては、ゼミナール担当教員や専攻教員、相

談室担当教職員、教学部職員、保護者などと連携し対応している。

#### 「進度の早い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている」について

教科によっては実情に応じて学習支援を行っている。「音楽Ⅰ・Ⅱ」ではグレード制を設けており、グレード上級者に対しては、レベル相当の課題を与え、個人レッスンを行っている。さらに補講希望学生に対しては、授業外の時間や授業終了後、個人レッスンを行っている。

また、留学生のための「基礎日本語」においては、習熟度別クラスを編成し対応している。「外国人留学生特別入試制度」を設け、仏教学科仏教学専攻の中に、留学生のための国際経営コースを設置し、留学生の受け入れを行っている。さらに本学には、別科日本語専修課程が併設され、海外からの留学生が日本語を学習するために入学している。彼らは別科修了後、本学に入学するか、もしくは日本の四年制大学や大学院に進んでいる。令和5年11月の時点で、本科生は52名、別科生は41名の留学生が在籍しており、在学生における留学生の占める割合は大きい。

#### 「学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している」について

学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき、各専攻・コースでは学習支援の方策を点検している。自己点検・評価委員会を中心に令和5年度にアセスメント・ポリシーを策定し、単位取得状況やGPA、卒業率、資格取得率、就職率、授業の成果発表会、授業評価アンケート、学生生活満足度調査アンケート等により常に検証し、学習支援方策を点検している。

短期大学で定めている学習成果の量的・質的データに加えて、新たな試みとして令和5年度入学生から、「思考力」「姿勢・態度」「経験」の視点から、その能力を可視化するアセスメント「GPS-Academic」を導入している。学生は個人結果レポートで、思考力は「批判的思考力」・「協働的思考力」・「創造的思考力」、姿勢・態度は「レジリエンス」・「リーダーシップ」・「コラボレーション」、経験は「自己管理」・「対人関係」・「計画・実行」でそれぞれの結果を確認できる。大学としては全体集計や専攻・コース別の結果を確認し、学習成果の評価に活用しているが、「GPS-Academic」で測れる能力を新学科での教育と結びつけられるよう、今後、各授業科目において身につく能力と連動を検討していく。

#### 「通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導体制を整備している」について

本学では通信による教育は行っていない。

#### 【区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。】

### ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

### <区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

#### (1)「学生の生活支援の為の教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している」について

本学では教学部に教務課と総合支援課の2課で、学生支援体制をとっている。所管する委員会が教学委員会で、教員と職員で構成されている。教学委員会は、月に1度の定例会議として、教育課程や学籍異動、学生指導、学生支援、厚生補導等の諸事項を審議、運営している。

また、総合支援課では、就職・進学等の進路支援、学生の心身の健康管理について担当教員が学生相談支援に当たる体制をとっている。

#### (2)「クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制が整備されている」について

教学部は、学生指導・支援の所管として、クラブ活動、学友会活動、学園行事等に学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援している。また、学友会との協議の場としては平成20年度より大学協議会を設置している。大学協議会は学生、教員、職員という短期大学社会の中で、学生の意見を代表すべき学友会役員が大学と協議する月例会として実施してきた。協議会は(1)短期大学の教学、運営への理解 (2)短期大学施設展開への理解と提言 (3)学友会の運営支援を協議目的としている。学友会の主催する行事については、学友会の提案を受けて、大学行事にふさわしいものとなるよう協議を重ねている。

#### (3)「学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している」について

本館1階の事務所を明るくオープンにし、より学生指導、事務対応が円滑に行われ、学生との十分な対話や指導が可能なスペースを確保できるように改修を行った。事務所前のロビーに新たに学生が憩うスペースを確保するため「学生ホール」を設置した。ホールは、

学生、教員、職員が共に対話、交流ができる場として活用されている。また環境設備については短大キャンパス内の園庭を見直し、樹木、人工芝による整備を行った。述誠館には食堂及びテラスを整備している。また、学生のニーズに合わせて文房具の販売を事務局教育学部で行っている。

#### (4)「**宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている**」について

本学には学生寮の設備はないが、留学生のために民間業者との提携で本学専用の宿舍を斡旋しており、ほとんどの留学生が入寮している。日本人学生のためには、実績・信頼のある業者を介し、宿舍の斡旋に努めたい。

#### (5)「**通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置を図っている）**」について

スクールバスを授業に合わせて配備運行し、学生の通学の便宜を図っている。コースは本学最寄りの阪急電鉄の長岡天神駅と JR の長岡京駅を循環させている。自動車による通学は、届出制としており、免許証および保険加入の確認等を行い認可している。自動二輪車や自転車は届出制としており、いずれも本学駐輪場に駐車できるようにしているさせている。

#### (6)「**奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている**」について

学生の経済面の支援制度として、本学独自の奨学金制度「京都西山短期大学給付奨学金規程」並びに「京都西山短期大学短期貸付金規程」を設け、学生支援を行っている。

「給付奨学金制度」は、家庭環境問題による家計急変があり、経済的理由のために修学困難な者に対し上限 30 万円の給付を行い、学業の継続を援助することを目的としている。

「短期貸付金制度」は修学および学生生活のために緊急な金銭の援助を必要とする者に上限 3 万円の金額を短期間に無利子で貸し付け支援を行っている。

令和 5 年 9 月在籍者で特別支援新制度の支援区分[Ⅰ]は 17 名、[Ⅱ]は 3 名、[Ⅲ]は 3 名であったが、令和 6 年度から「直近 3 年間の収容定員充足率が 8 割未満」のため支援対象機関ではなくなった。日本学生支援機構等から奨学金を受けている学生数は、1 回生 16 名、2 回生 14 名である。また、京都府保育士修学資金貸し付制度奨学金を 3 名が受給している。他に本学では、入学時の学納金を減免する「学費減免制度」を設けている。

#### (7)「**学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている**」について

教育学部が標題の担当所管であるが、小さな短期大学であり授業を通して常に教員が学生の健康状態の把握している。学生と教職員との対話、懇話の場として、また学生生活上、悩みや問題のある学生の相談指導を行うために総合支援課に「学生相談室」を設置している。学生相談室では、臨床心理士の資格をもった教員を中心に、発達障害の一面を有する学生、基礎学力不足学生等への対応など学生支援のための指導体制を整えている。現状としては、一定の学生の相談があること、相談員が話題提供することで初めて学習への意識を持てる学生、単位を落としてから気がつく学生がいることなどが明らかになっているため、専攻科教員とも連携をして対応している。

以前は「学習ピア・サポートデイ」を設け、基礎学力が必要とされる学生、就学上に悩みのある学生が自分の資質に気づき、また学習の悩みなどを学生同士で話し合い、早期に対処し充実した学生生活を過ごす学力を得られることを目的に実施していた。しかし、コロナ禍で外国人留学生在が激減し、入学定員を大きく下回り、しばらく実施できていなかったが、現在、外国人留学生在の入国ができるようになり学生数の多くを占めており、日本語を母語とする学生との学び合いを中心に「学習ピア・サポートデイ」として再開することとした。共生社会学科に名称変更し、留学生在も6か国から来ていることから、内容的には多文化理解と異文化間コミュニケーションをテーマに、参加した学生に対して、それぞれの国の文化的なバックボーンを話題にした対話を意図的に行い、多文化間共生力を身につけ、急激に進む日本社会の国際化に適応できるようにという狙いを持ち、実施していく。

今後は入学が見込まれる基礎学力不足の学生に、充実した学生のキャンパス・ライフを過ごせるよう、人間関係のみならず、学習上の不安の解消もはかり、以前に実施していた内容も段階的に再開していく。

<以前に実施していた学習ピア・サポートデイの内容>

- ① ノート・プリント類の整理、課題確認などを学生同士で行う場作りとする。
- ② 学習上の悩みなどを話すきっかけにする。
  - ・支援を求める学生のコミュニケーション能力向上、安心感、授業に対する準備ができる。また支援する学生も適切な支援方法を学び、自信につながることを期待される。ただし、必要以上には上下関係を生み出す場とならないように、相談員や教職員が同席し、同期関係・先輩後輩関係を活かせる場に育てていくことを目的としている。
  - ・学生が学習内容を理解できていない時や、プリント等を紛失した場合などは、それぞれ「どこへ、どのように相談に行くべきか」等を学生と話し合い、すぐに行くように促す。また教職員間の連携も同時に行う。

#### **(8)「学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている」について**

標題の件について、学生生活満足度調査アンケート以外に、教学部と学生相談室が中心となって常に学生の意見を聴取する体制を整えている。また、学生の意見や要望を受ける機関である大学協議会等で学友会から学校側への要望が提出された場合には、よく協議してその可否を判断し、良き良い案であれば実現するようにしている。学生が有意義な学生生活を過ごすためにも、学生からの意見や要望には真摯に向き合っている。

#### **(9)「留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている」について**

本学では留学生の学習及び生活支援をするための組織として、留学生管理課を設置し体制を整えている。国際経営コースでは、カリキュラムの検討を経て、留学生向けの経営に関する科目を新設した。今後も卒業後の大学編入学の要望を実現すべく留学生教育を継続したい。留學生に対する支援は、留学生管理課と総合支援課が協力し行っている。留学生管理課では、外国人事務職員を任用し、学生生活全般に至る支援を行い、留學生の日本語、英語等の基礎学力の向上と大学編入学指導、寮やアルバイト等の学生生活支援を行い、学生の志望する進学、就職の実現につとめている。

#### **(10)「社会人学生の学習を支援する体制を整えている」について**

他大学を卒業してから入学した社会人学生については既修得単位を認定することで負担を軽減しているほか、授業料減免制度、長期履修制度等を設け、支援を行っている。

**(11) 「障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている」について**

現在、障がいのある学生は1名在籍している。車いす障がい者のためのバリアフリーや多目的トイレを整備している。身体障がい者（肢体不自由、聴覚障がい、視覚障がい等）受け入れの施設面での対応については、大学の教育責任、教職員スタッフ、施設設備の予算等の諸問題に検討を重ね対応したい。

**(12) 「長期履修生を受け入れる体制を整えている」について**

本学の学則第9章第48条の5に「本学則第5条に定める修業年限を超え、一定の期間にわたる授業科目の履修を目的として、入学を志願する者があるときは、選考の上、長期履修学生として入学を許可する。」と定めている。

**(13) 「学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動）に対して積極的に評価している」について**

乙訓おやまなびフォーラムや、あらぐさ祭り等で毎年仏教保育専攻の学生を中心に参加し、ボランティア活動を行っている。他にボランティアサークルがあり、地域へのボランティア活動に取り組んでいる。

**【区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

**<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>**

就職支援のための教職員の組織を整備し、活動しているかについては、学生に対して日々の直接的な学生への指導対応は、総合支援課の教職員の職務として、教学部職員、各専攻教員とも緊密な連携を通して、就職支援の活動を展開している。具体的にはきめ細やかな個別面談を通して学生それぞれの働くことへの意識と志望職を明確化させ、学生の人生にとってきわめて重要なキャリア形成を支援し就職活動をサポートしている。入学後、基礎ゼミナールでは、担当教員が進路を把握し、総合支援課と連携し、進路指導計画に基づき学生ひとりひとりに対するキャリア形成サポートを実施している。

就職支援活動として、学生の進路希望調査、全学生の面談、就職ガイダンス、就職マナ

一講座等を実施している。また「基礎ゼミナール」、「総合ゼミナール」、「総合演習」、「保育教職実践演習」という演習形式の授業の中でも、就職指導を行っている。

就職のための資格取得、就職試験対策等の支援は、総合支援課教職員と専攻教員との連携を通して行っている。その一環として、総合支援課主催により自由参加型の「自分の将来を考える会」の講座を開催している。学生それぞれが将来について考え自己分析し、具体的な情報を得、社会人となるための基礎的な力を涵養することを目的としている。学生が卒業後の進路について自らの希望する進学や就職を実現するための一助として開催している。令和5年度は下記の項目で実施した。

#### 令和5年度「将来を考える会」スケジュール

4月3日～5月31日	アセスメントテスト「GPS-Academic」実施
5月10日～31日	進路希望調査
5月22日	「GPS-Academic」結果のフィードバック
5月23日	進路ガイダンス
	・自分の方向性を明確にするガイダンス
	・業種・職種・求人票の見方について
6月5日～23日	個人面談
7月4日	進路選択相談会
7月10日～14日	履歴書チェック期間
7月18日～21日	プレ面接
7月25日	こころと姿の身だしなみ講座
9月26日	進学希望者説明会
	・指定校推薦編入学について

終了後の進路ガイダンス参加者アンケートをとる予定であったが、令和5年度は在籍者が少なく、継続して参加した学生は4名であったため、意見交換会を実施して「将来を考える会」を受講した学生からの聞き取り調査を行った。学生から「主体性の形成」「計画力と実行力」「自己分析」といったキャリア教育的な内容については、「ためになった」「もっとじっくりと腰を据えて考えたい」という意見が多かった。「履歴書の書き方」「求人票の見方」といった就職支援的な内容については、「すぐに役立っている」という意見があった。

卒業時の就職状況について、本学では、卒業時にのみ就職状況が報告されるだけでなく、週に1度行われる「専攻会議」「事務連絡会議」等で、随時報告し、全教職員が学生の就職内定状況を共有している。各専攻は、学生の就活状況や内定状況の情報を分析、検討し、必要に応じて総合支援課教職員と連携し個別面談、模擬面接等を行っている。保育専攻では、毎年5月頃に卒業生を招き、学生時代の就職活動や職場での業務内容等を在学学生に直接伝えてもらう特別講座を設けている。直接卒業生ともコミュニケーションがとれ、学生たちの就職意識の向上に役立っている。卒業時に学生の進路調査を行っており、本学の過去3ヶ年の専門就職率は下記の通りである。

令和3年度… 100%      令和4年度… 88.5%      令和5年度… 93.8%

進学、留学に対する支援について、本学では、学生本人の向学心を尊重し、学生の資質

を伸ばし、専門職従事の可能性をひろげるため、大学編入学を積極的に推奨している。具体的には、進学ガイダンスや個別の進路相談を通じて、指定校推薦の出願方法や、受験対策指導を行っている。志望校のオープンキャンパスへの参加だけでなく、公開講座や入学事前学習会への参加を呼びかけている。その結果として、春学期の早い段階から具体的な行動に出る学生が増えてきている。オリエンテーション時のガイダンス、インターンシップの紹介、進路選択についての自由参加型の講座「自分の将来を考える会」の実施、進路選択アンケート等により、学生には将来の進路選択について考える機会を多く与えている。これにより、春学期から進路選択に向けての活動を始める学生が増加した。

### ＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

学生・教員ともに、授業評価アンケートに対する意識の向上が求められる。授業評価アンケートは教職員での利用に止まらず、授業を理解し改善することに繋がるのが大切である。したがって、学科・専攻・FD 委員会等でアンケート結果を踏まえた教育改善についての議論が必要とされる。従来、集計結果を担当教員には開示してきたが、他の教職員には開示されていない。教員の評価する方法や全学的に開示する方法の検討が課題である。

現状の教員による FD 活動は、教員の教育内容・方法の改善、学生の授業に取り組む姿勢・意欲の向上を図るべく、FD 委員会がしっかり機能することが今後の課題である。初年次教育における問題として、現在多くの大学で課題となっている学生としての「主体性の欠如」「基礎学力の不足」「学習意欲の不足」等に、本学においても、どのように取り組み、改善策を策定し学生の教育成果に繋げることが課題である。基礎学力が十分でないと考えられる学生や進度の早い学生に対する学習上の配慮は、現在は各教員に委ねる面が多く、今後は大学としての対応方針の位置付けの検討をし、対応したい。

学生が主体的に活動するサークルにおいては、継続的な活動を積極的に行えるところもあれば、年度によって活動サークル数に差があり、メンバーの意欲や活力によって活動評価が分かるところである。学生の主体的な活動をどのように評価し、成長できるようにサポートできるかが、検討課題である。

コロナ禍で海外からの留学生が減ったが、今後は留学生の増加が見込めるが、留学生の宿舍の確保への対応が必要となってくる。安価な家賃で安全性の確保を満たせるような新たな業者とも提携し、良い物件を学生に提供できるさらなる努力を行っていくことが課題である。

入学定員の充足率が3年続けて80%を下回り、修学支援制度の対象機関から外れてしまったので、令和6年度からスタートする新学科では入学定員を確保できるようにしたい。また、奨学金については、本学独自の奨学金や日本学生支援機構以外で学生の生活支援ができる他の奨学金確保に向けて取り組む必要がある。地方公共団体の奨学金、公的融資制度などを利用して、学生の生活支援ができる体制づくりに努めたい。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動）の中で、大学としても地域との交流を深め、求められる地域貢献を見だし、地域と自分たちの役割を認識し検討していく必要がさらにあると考える。また学生に対しては短大生として時間的余裕が十分ではないが、ボランティア活動の意義や理解を深める機会をつくり、積極的な活動の素地を形成することにも取り組ませたい。これらの体制を充実した上で、学生たちの活動をさ

らに多くの教職員や地域住民に知らせ、次のステップに繋がりたい。

学生の進路に対する意識も徐々に向上しつつあるが、全ての学生が進路決定に向けて積極的であるとは言えない。多くの学生の積極的な就職・進学への研究と活動が課題である。本来段階的に実施すべき「キャリア教育」と「就職活動支援」を並行して実施したために、これらを整理し、段階を追って実施すると、より効果的に学生に影響を及ぼせると考えられる。総合支援課の方向性は明確であるが、現在それらを明文化したものがない。進路選択に関するガイドブックを作成する必要があると考えている。卒業生に対する追跡調査、進路先の状況調査を十分に実施することが課題である。

### <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

「オフィスアワー」は教学事項を中心に先生方をお願いしていたが、小さな短期大学の特性で、専任教員のほとんどが学生支援に関わっており、学生生活上の問題についても対応している。

令和6年度からスタートした新学科の入学者は、入学定員90名に対して79名で、定員充足率86%であり、修学支援制度の対象機関として復活の足掛かりとはなった。

### <基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

#### (a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

##### 【前回の行動計画】

「PDCA サイクルに反映させる教育課程と学生支援の行動計画として、カリキュラム・ポリシーに基づいて策定された教育課程において、科目担当者によるシラバスを作成する(Plan)。学習成果を達成するためにシラバスに沿った授業を実践する(Do)。学位授与率、生成期状況の確認、卒業生の進路状況、資格・免許・検定の取得状況、FD活動や学生による授業評価等、学習成果の点検を教学委員会で行う(Check)。全シラバスは各専攻、教学課、教学委員会等でチェックし、改善が必要な科目については、改善策を次年度シラバスに反映させる(Action)。」

教育課程と学生支援の行動計画は、教学委員会を中心とし、PDCA サイクルに基づいた改善策に取り組みたい。そして、PDCA サイクルに伴う業務を行い、教学課程や学生指導のあり方を常に見直し、改善に繋がるよう大学として努めたい。

##### 【実施状況】

教育課程と学生支援の行動計画は、教学委員会を中心とし、PDCA サイクルに基づいた改善策に取り組み、小さな短期大学の特性を活かし、各コースの教育が怠りなく実施されるように、担任・副担任を配置して、学生への支援を行っている。

各授業科目のシラバスチェックは専任教員を中心に行い、前回の行動計画で示したとおりPDCA サイクルに基づいて取り組んでいる。また、各コースでは、欠席回数が目につく学生がいれば欠席状況の報告してもらうように授業担当教員に求めており、授業の出席状況の把握に努め、担任・副担任や各部署との連携により学生の意欲の低下や心身の不調への手立てを講じるなど、学習成果を獲得するためのサポートに取り組んでいる。学生の学習成果の獲得状況について成績評価を通して把握し、学生の既修得単位数及び成績評価、履

修科目、修得予定単位数、卒業要件充足の状況を把握している。また、資格取得のための説明会を実施し、資格取得に向けた支援を行っている。このように、教学組織及び事務組織は、自らが所掌する教育関連活動について教育の向上、充実に向けての取り組みを行い、PDCA サイクルを機能させている。

FD 研修会で取り上げた「教職員の言葉遣いと学生指導、対話のあり方」については、当時と情報の伝え方も異なってきており、また、教職員、学生に建学の精神・理念が浸透してきたこともあり、現時点での教職員・学生間でのコミュニケーションの取り方については問題となることほとんどなくなった。しかし、近年は留学生を多く受け入れていることもあり、留学生の日本語力の格差が大きく、日本語学習法についての研修会を行っている。

#### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

- ・ 学位授与率の向上への取り組みとして、進路変更や学習意欲の低下で退学する学生の状況をしっかりと把握し、対応の仕方を検討したい。
- ・ 共生社会学科となり、教育目標に対応する授業科目のシラバスについても、社会的要請の変化にも対応できているか、改正を行うごとに教育目標の理念と齟齬がないよう確認を行う。そしてそれらの方針が PDCA サイクルに位置づけられているかを点検し改善をしていきたい。
- ・ 入学者受け入れの方針は、学科・コースごとに定めて明記されているが、入学者には「入学までに何をどの程度学んでほしいか」を具体的に明示することを検討していきたい。
- ・ 新学科では、学習成果の獲得に主眼を置いた教育課程の編成が整備されており、本学の学位授与の方針に適合した卒業生の輩出に努めたい。学位授与率、資格取得率、専門就職率の向上を図るために各部署、各コース、との連携を緊密にし、全学的な取り組みを検討、実施していく。
- ・ 卒業生評価取り組みについては、卒業生への組織的な情報収集が十分に出来ているとは言い難い。今後は卒業生に対するよりの確なアンケート調査の検討・実施をしていきたい。
- ・ 授業評価アンケートは教員個人の利用に留まらずに専攻・FD 委員会等で結果を踏まえた教育改善のための方策を検討する。現状の教員による FD 活動は決して十分とは言えず、教員の教育内容・方法の改善を、学生の授業に取り組む姿勢・意欲の向上を図るべく、FD 委員会を機能させることの検討を、FD 委員会や教学委員会等で論議を行う予定である。

様式 7-基準Ⅲ

#### 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

## [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

本学の専任教員は学長以下、教授 5 名、准教授 4 名の計 9 名であり、教員数及び職位は「短期大学設置基準」に定める規程を充足している。教員の採用・昇任手続きについては、「京都西山短期大学 教員選考手続」(提出資料-規程集 30)に則し人事委員会、教授会を経て適正に行っている。また、補助教員等は配置していないが、専任教員及び非常勤教員をそれぞれの教育及び研究領域の専門性から、仏教学専攻、仏教保育専攻に適切に配置している。教員への研究支援については、週で曜日を設定し研究日を設け、研究室を確保している。

専任教員の研究活動については、研究活動を行う時間が少ない中、多くの教員が意欲的に取り組んでいると評価している。研究成果を発表する場として「西山学苑研究紀要」を年 1 回刊行している。教育に関しても、FD 活動として全ての科目につき、学生による授業評価アンケートを春学期・秋学期それぞれの学期末に行い、アンケート結果を当教員に返し、教員からコメントシートの提出を受け、授業の改善を促している。各教員の研究業績は専門分野によって差が見られるものの、大学教育の根本の一つには、教員が研究して得た知見を学生には還元することであると考え、教員の研究活動と実績は重要であり、今後もより意欲的に研究活動に勤しむことのできる環境を整えたい。

事務職員は、「京都西山短期大学事務局事務分掌規程」(提出資料-規程集 1)に基づき、各部署で業務を遂行し、短大の全ての部門において専任教職員と共に教育・指導に携わる教育的職員として、その役割と責任は極めて大きく、これらの事務を誠実に果たしているが、短大運営の基本的な運営改善方策改善方策である「学習成果を焦点にした品質保証のためのサイクルである PDCA サイクルの取り組みを平成 28 年度よりはじめたところであり、改善課題を提起し、本学独自の教育の充実に PDCA サイクルを活用し続けることをこれよりの課題としている。

図書館は、適切な本学の規模にふさわしいスペース (313 m<sup>2</sup>) を有し、仏教学、幼児教育等の教育研究に十分な条件を整え、研究、学習の場としてよく機能している。本学の物的資源については、「短期大学設置基準」の規程を充足する校地面積 (7,162 m<sup>2</sup>) に三棟の校舎を有している。

防火・防災対策については「京都西山短期大学 防火・防災管理規程」(提出資料-規程集 12)を整備し、全学生、教職員を対象とした防災訓練を年に 1 回実施し、防災意識の向上につとめている。

経営において厳しい財政状態にある、本学の運営において学生数が定員充足せず厳しい財政状況の中、限られた予算内で緊急を要する事業を除き経費を制限している現状にある。入学者数の伸びが横ばいで、学納金の一部減免等により、短大の財政基盤となる帰属収入も充分とはいえない。今後は学生定員確保による財政の充実により、中長期計画で本館校舎の整備事業を実施したい。

### <根拠資料>

## 提出資料-規程集

- 備付資料 23. 専任教員の個人調書、教育研究業績書
- 備付資料 24. 非常勤教員一覧表
- 備付資料 25. 専任教員の年齢構成表（令和6年5月1日現在）
- 備付資料 26. 西山学苑研究紀要 [令和3年度～令和5年度]
- 備付資料 27. 教員以外の専任職員の一覧表（令和6年5月1日現在）
- 備付資料 28. FD 活動記録 [令和3年度～令和5年度]
- 備付資料 29. SD 活動記録 [令和3年度～令和5年度]

### [区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

### <区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学の専任教員は学長以下、教授5名、准教授4名の計9名で「短期大学設置基準」に定める教員数を充足している。さらに教職課程、保育士養成課程の必要教員数も充足している。各教員は、それぞれの教育及び研究領域の専門性から、下記に示すように共生社会学科に配置している。各専攻では、専攻長のもとに建学の精神に基づく各コースの教育研究と学生への人間教育による人材育成の目的達成に向けて教員組織を編成している。

専任教員数（令和6年5月1日現在）

	教授	准教授	講師	計
共生社会学科	5	4	0	9

本学専任教員の平均年齢は令和6年5月1日現在、教授65歳、准教授59歳で全体では62歳である。

教員の採用・昇任手続きについては、選考基準に基づき「京都西山短期大学 教員選考手続」（提出資料-規程集 30）に則し人事委員会、教授会を経て適正に行っている。そして、補助教員等は配置していないが、専任教員及び非常勤教員はそれぞれの教育及び研究領域

の専門性から、年度毎にカリキュラムの見直しを行い仏教学専攻、仏教保育専攻に適切に配置している。

専任教員の研究活動については、専任教員は事務局各部署に配属されていることもあり研究活動を行う時間が十分に確保できない現状にあるが、意欲的に取り組んでいる。教員の研究の成果を学生はもとより、社会へ還元すべき大切な課題である。多くの専任教員に地域社会、公共機関、幼稚園、保育所等より講義、講演会の依頼があり、これに応えている。研究成果を発表する場として「西山学苑研究紀要」（提出資料-規程集 52）を年 1 回刊行し、ウェブページでも公開している。また、全ての科目につき、学生による授業評価アンケートを春学期・秋学期それぞれの学期末に行い、集計結果を教員に返し、教員からコメントシートの提出を求め、授業の改善を促している。

非常勤講師の採用については、京都西山短期大学 非常勤講師講師規程（提出資料-規程 29）に基づき、各専攻課程会議及び人事委員会において適格性を審査し、教授会で採否を決めている。

#### **[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]**

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
  - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

#### **<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>**

専任教員が研究を行う個室もしくは共用の研究室を整備しており、適切なスペースを確保し、研究等を行う時間として原則として平日に週 1 日の研究日を設けている。出校日は、授業と学生指導の多忙なスケジュールをこなし、出校日以外は精力的に研究活動を行っている。研究成果を発表する機会として『西山学苑研究紀要』を 1 年に 1 回刊行しており、学内紀要の「西山学苑研究紀要」に 4 編の学術論文が掲載された。令和 5 年度の研究業績は、著書 16 件、学術論文 6 件、学術論文以外の学術的著述は 2 件で、合計 24 件の学術的著述があり、学会発表は 2 件であった。令和 5 年度の科学研究費補助金の獲得については、

6件申請したものの採用には至らなかった。

教員が研究活動を行う上で、不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するため、研究機関において研究倫理教育を確実に実施することなどにより、研究者倫理を向上させることが重要であることは言うまでもない。本学では研究倫理の確立と厳正な運用のため、研究に携わる者が常に自覚的に遵守すべき規範として「京都西山短期大学 研究倫理規程」(提出資料-規程集 51)を制定し、「京都西山短期大学 研究倫理委員会」(提出資料-規程集 25)を設置している。そして、日本学術振興会が公開している「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—【日本語テキスト版】」を図書館で閲覧できるようにし、また、専任教員に対して日本学術振興会の「研究倫理 eラーニング」を任意ではあるが個人として受講することを促している。そして、毎年事務担当者が科学研究費助成事業の説明会後に、研究費等の支出に関わる説明会を教員対象に開催し、本学におけるコンプライアンス教育が実施され研究倫理を遵守するための取り組みを実施している。

また、専任教員は、学習成果を向上させるために本学の関係部署や各種委員会と連携し、教育環境の整備に関して、必要に応じて総務課及び教学課と速やかに連携して改善を図っている。また、正課外教育として、入学前事前学習、キャリア教育を総合支援課と連携して実施している。

地域社会貢献事業として、緘黙児と保護者へのワークショップの取り組みである、「緊張や不安の強い子どもへのワークショップ」～場面/選択制緘黙(かんもく)児へのカラダ・こころあそび支援プログラム～を継続して実施している。最近では、身体の動きやココロ遊びを通じた親子プログラムや保護者との面談や交流によるサポートを行い、参加者から好評を得ている。

FD活動については、「京都西山短期大学FD委員会規程」(提出資料-規程集 61)を整備し、専任教員全員が参加できるような時間帯に研修会を設定して実施しており、非常勤講師にも積極的な参加を促している。

専任教員にはFD研修会への参加を義務づけており、令和3年度から令和5年度にかけて、留学生の日本語力向上と一般学生の英語力向上に向けて効果的なカリキュラム、授業の方法のほか、令和6年度からスタートする共生社会学科のコースでの学びに関連する講演会等をFD研修会として実施した。また、FD活動の一環として、開学記念式典の様子を動画化し、建学の精神・理念をより深く理解するため全教職員に視聴を義務づけ、ウェブサイトで非常勤の教員に見てもらうようにした。

#### **[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]**

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

#### <区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

本学の事務組織は「京都西山短期大学 事務局事務分掌規程」(提出資料-規程集 1)に基づき定め、教学部(教学課・総合支援課・学生相談室)、事務局(総務課、経理課、健康管理室、留学生管理課、宗教教育課、入試広報課、図書館、企画室)を設置している。事務関連の諸規程は以下のとおりである。

- 「京都西山短期大学 稟議規程」(提出資料-規程集 2)
- 「京都西山短期大学 文書取扱規程」(提出資料-規程集 3)
- 「京都西山短期大学 文書保存規程」(提出資料-規程集 4)
- 「京都西山短期大学 公印取扱規程」(提出資料-規程集 5)
- 「学校法人京都西山学園経理規程」(提出資料-規程集 44)
- 「学校法人京都西山学園経理規程施行細則」(提出資料-規程集 45)

これらの事務関係の諸規程に沿って責任体制を明確に、業務を行っている。事務組織の責任体制は、事務局長が事務の所掌業務の一切を主管し、事務職員は事務局長、総務部長、教学部長、図書館長の指示の下で、職員の職務遂行に必要な専門的知識の習得と大学人としてふさわしい事務能力の向上、新たな資質・能力の獲得及び事務組織の活性化を図っている。専門的な職能を得られるよう、日々の事務にあたっている。本学の事務体制は専任教員、専任事務職員、嘱託・非常勤事務職員により組織し、全専任教職員による体制をとっている。そしてこのような組織により常に教学、学生支援について関係事務及び専攻課程と連携を図り、学生の学習成果の向上につながるようにしている。

事務局に関わる事務関係諸規程を例規集として「組織・委員会」「教育・学生」「服務・人事」「給与・福利厚生」「管財・庶務」等の領域に各々規程を成文化し、共有のフォルダで保管管理し専任教職員が確認できるようにしている。事務局内の連携については、月に1度の専任教職員による「事務連絡会議」を行い、各部署や専攻から業務報告・連絡等、大学業務の現状と、各部署の業務を相互理解する会議として機能している。

事務局は学生の利便性や外部機関、事業所等との関係などを考慮し、1階に配置し大学事務として学生に対応、指導し、また対外的な対応も行っている。情報機器や備品などに関しては必要に応じて機器を更新し、事務処理の迅速化と効率化を図っている。

SD活動に関しては、「京都西山短期大学 SD委員会規程」(提出資料-規程集 14)を整備し、各種団体が主催する研修会にも参加し、事務職員としての能力開発を行っている。令和4年度には教職員によってグループウェアの使い方に差があったことから、個人情報の取り扱い方やグループウェアの使い方の研修を行った上で、NI collabo 360を導入した。その後、NI collabo 360の業務での活用方法を含めて日頃のコミュニケーションの取り方などの研修を行った。また、令和5年度の年度替わりには教職員の異動が多かったことから、引継ぎも兼ねて全職員で機能的な事務の在り方についてグループワーク形式で研修を行った。

防災対策については、「京都西山短期大学 防火・防災管理規程」(提出資料-規程集 12)

基づき、学長を自衛消防隊長、事務局長を副隊長とし、専任教職員を各部門の責任者とする自衛消防組織を編成している。また、授業に支障のない日程で年1回、全学対象の防災訓練を行っている。

**〔区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。〕**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

**＜区分 基準Ⅲ-A-4 の現状＞**

教職員の勤務、就業に関する規程は以下に示すとおり整備している。

- 「京都西山短期大学 就業規則」(提出資料-規程集 26)
- 「京都西山短期大学 就業規程細則」(提出資料-規程集 27)
- 「京都西山短期大学 嘱託事務職員就業規程」(提出資料-規程集 28)
- 「京都西山短期大学 非常勤講師規程」(提出資料-規程集 29)
- 「京都西山短期大学 事務職員再雇用取扱規程」(提出資料-規程集 32)
- 「京都西山短期大学 定年規程」(提出資料-規程集 33)
- 「京都西山短期大学 退職規程」(提出資料-規程集 34)
- 「京都西山短期大学 給与規程」(提出資料-規程集 36)
- 「京都西山短期大学 教職員退職金規程」(提出資料-規程集 37)
- 「京都西山短期大学 出張旅費規程」(提出資料-規程集 38)
- 「京都西山短期大学 育児休暇及び育児短時間勤務に関する規程」(提出資料-規程集 39)
- 「京都西山短期大学 介護休暇及び育児短時間勤務に関する規程」(提出資料-規程集 40)
- 「京都西山短期大学 子どもの看護休暇規程」(提出資料-規程集 41)
- 「京都西山短期大学 母性健康管理の措置に関する規則」(提出資料-規程集 42)

諸規程は、新任者には、事務局長がガイダンスで説明を行い、就業に関する諸規程を含む「例規集」は共有のフォルダに保存管理し確認できるようにしている。

**＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞**

非常勤講師採用に際しては、研究業績に加えて専攻ごとのニーズに合致した人材であるかどうかを基準とし、専攻課程及び人事委員会で選考を行い、教授会で採用の可否を決定している。学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用する旨を内規に定めていないので、規程を整備する必要がある。

専任教員の研究活動の活性化及び科学研究費補助金・外部研究費等の獲得を目指しているが、科学研究費補助金を申請はするものこの3年間獲得できていない。積極的に申請に関する情報を教員に発信しているが、申請件数も少ないため、専任教員の研究活動を促進するための制度化を検討している。

専任教員の個人研究費については、令和5年度は経営改善のため4万円としている。令

和6年度には教員評価を行う予定であり、その際、大学運営への関わり方や、科研費等に取組状況に応じて個人研究費を流動的に支給できるようにし、個人研究を活性化するよう制度を検討している。また、個人研究費については、領収書の提出が義務づけているが、備品購入費、図書費、研究旅費等費用科目ごとの上限は制限されていない。自由である研究費の科目、及びそれぞれの上限額を定める等、研究費の位置づけを明確にして管理し、専任教員の研究活動の促進に供するものとして検討している。

本学は現規程の適正な管理、運用に努めている。採用時の新任教職員への勤務についての説明が年度により、遅れることがあったため、任用日に説明会を持ち、教職員として労働条件の早期の理解が得られるようにしている。

#### <テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし

#### [テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

##### <根拠資料>

備付資料 30. 校地、校舎に関する図面

備付資料 31. 京都西山短期大学 図書館利用案内 2023

#### [区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
  - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。

- ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

#### <区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学の校地面積は 7,162 m<sup>2</sup>であり、また、校舎の面積は 3,980 m<sup>2</sup>でいずれも短期大学設置基準の規定を充足している。

本学図書館は、校地の南東にあり、図書館棟の 2 階と 3 階部分を占め、2 階が閲覧室と事務室、3 階が書庫となっており、43,000 冊以上を数える図書と 150 種以上の学術雑誌、AV 資料 390 点を収納している。特に本学においては、建学以来の仏教書、ことに浄土学関係の書物は充実している。閲覧室の席数は、37 席である。

運動施設としては、グラウンドと体育リズム室、多目的室があり、適切な広さを確保している。校舎には、本館にリフト、1 階と 2 階にはみんなのトイレ（車いす使用者対応）、入口にはスロープ、階段には手すりを設けている。

#### [区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

#### <区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

本学の施設・設備は「学校法人京都西山学園固定資産及び物品管理規程」（提出資料-規程集 47）「学校法人京都西山学園資産運用規程」（提出資料-規程集 48）を整備し、適正に管理運営を行っている。また、財務については「京都西山短期大学「学校法人京都西山学園経理規程」（提出資料-規程集 44）「学校法人京都西山学園経理規程施行細則」（提出資料-規程集 45）を整備し、適正に行っている。

防火・防災対策については、「京都西山短期大学防火・防災管理規程」（提出資料-規程集 12）、「京都西山短期大学危機管理委員会規程」（提出資料-規程集 12）を整備している。火災・地震対策として、学長を自衛消防隊長、事務局長を副隊長とし、専任教職員を各部門の責任者とする自衛消防組織を編成している。消防設備の点検と防災訓練は、年 1 回、学生、教職員の避難訓練を実施している。

コンピュータシステムについては、セキュリティ対策を専門業者に委託し、その支援によりウィルス感染防止に取り組んでいる。授業を行う情報処理教室及び学習支援のために

必要な学内 LAN を整備している。ハードウェア及びソフトウェアは専門業者に委託し定期的に更新を行い、維持・向上を図っている。

省エネ及び地球環境保全対策については、夏季・冬季について、「省エネルギー対策の実施」を行っている。夏季は、クールビズ期間を5月1日から10月31日に設定しており、空調機器使用については、夏季冷房使用期間（7月1日～9月30日）、冬季暖房使用期間（12月1日～3月15日）は、運転についてのガイドラインの設定（冷房 28℃、暖房 23℃）を促している。また節電の徹底と早期退館（帰宅）の励行を促し、教職員等への理解と周知に努めている。令和3年度に、夏季の猛暑対策及び省エネ効果を高めるため、冷暖房設備の段階的に更新し、照明器具については令和5年度に10教室 LED 化を図り、教育環境整備と環境対策への対応を行った。

#### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

学内施設のバリアフリー化整備は、平成32年度以降の中長期事業計画をもって取り組んでいるが、財政的な問題もあり完全なものではない。

本学は長岡京市の「災害時の避難所」指定されているため、長岡京市と協議して、災害時のライフラインの確保を図りたい。

#### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし

### [テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

#### <根拠資料>

備付資料 32. 学内 LAN、情報機器等の敷設図

### [区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよ

- う、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
  - (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
  - (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

#### <区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

本学では、学習成果を向上させるために、パソコン等の情報機器を用いた授業が増加している。そのため、ほとんどの講義室においてビデオ、DVD の機器を設置し、持ち運び可能なプロジェクター、スクリーン、パソコンを準備している。

教育課程編成・実施の方針に基づき、基礎教育科目として仏教学専攻、仏教保育専攻の 2 専攻共に「情報処理演習Ⅰ・Ⅱ」を開講している。この科目を履修することにより現代の情報化社会に必須であるコンピュータやネットワークに関する基礎的知識の理解と、文書作成、表計算のソフトウェアを活用する技能を習得することとしている。また、情報処理演習室のパソコンを授業時間以外は、学生に開放し、より多くの学生が利用できるようにしている。

情報処理演習室のパソコンを令和 5 年度に入れ替え、ハードウェア及びソフトウェアを一押し、教育設備の向上・充実を図っている。

教育課程とその実施の方針に基づいて、授業や学校運営に活用できるよう、ほぼ全員の教職員にパソコンを貸与している。また、非常勤講師が授業に供する資料の確認や配布資料の出力、シラバス作成時の利用できるよう、非常勤講師控室に 2 台のパソコンを設置している。令和 3 年度にソーシャルメディアの利用に関するガイドライン、「京都西山短期大学ソーシャルメディア利用規程」（提出資料-規程集 9）、「京都西山短期大学ソーシャルメディアの利用に関する内規」（提出資料-規程集 10）を制定し、教職員及び学生によるソーシャルメディアの適正な利用を促している。

#### <テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

コンピュータ等機器の適切な更新維持に努めていかなければならない。本学では情報関連技術を全教職員が有効に活用するには至っていないため、FD、SD 活動の中で、教職員向けの情報機器活用のための研修が必要である。

#### <テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし

#### [テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

## ＜根拠資料＞

- 提出資料 15. 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）  
提出資料 16. 事業活動収支計算書の概要  
提出資料 17. 貸借対照表の概要（学校法人全体）  
提出資料 18. 財務状況調べ  
提出資料 19. 資金収支計算書・消費収支内訳表 [令和3年度～令和5年度]  
提出資料 20. 活動区分資金収支計算書 [令和3年度～令和5年度]  
提出資料 21. 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 [令和3年度～令和5年度]  
提出資料 22. 貸借対照表 [令和3年度～令和5年度]  
提出資料 23. 京都西山短期大学 令和5年度 事業報告書  
提出資料 24. 京都西山短期大学 令和6年度以降 事業計画書/令和5年度予算書
- 備付資料 33. 財産目録及び計算書類 [令和3年度～令和5年度]  
備付資料 34. 経営改善計画

## 【区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
- ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
  - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
  - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
  - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
  - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
  - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
  - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
  - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
  - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。
  - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
  - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
  - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
  - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
  - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
  - ③ 年度予算を適正に執行している。
  - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。

- ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

#### <区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

##### (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

- ① 令和2年度までは、均衡していたが、令和3年度から令和5年度までマイナスとなっている。
- ② 事業活動収入は、令和元年度までは、留学生を中心とした学生数の確保を行えたが、コロナ禍によって学生生徒等納付金収入及び補助金収入の減収により、令和3年度より支出超過が続いている。
- ③ 貸借対照表の状況については、純資産構成比率が、令和3年度 85.59%、令和4年度 74.53%、令和5年度 72.53%で推移している。
- ④ 令和元年度まで事業活動収支は均衡していたが、令和2年度よりマイナスとなっている。
- ⑤ 令和2年度より大学改革を行ってきており、教育と学生募集の見直し、学内体制の再構築に取り組んできた。入学者も、令和4年度の40名を底として、令和5年度45名、令和6年度77名と進捗しており、また、別科日本語専修への入学者も、令和4年度の36名、令和5年度76名、令和6年度41名と秋入学者を予定しており入学者の安定によって、学生生徒等納付金収入も増収となっている。また、支出についても、令和3年度より業者の支出の見直しを図るなど経費の削減することによって、存続を可能とする財政を維持している。
- ⑥ 退職給与引当金については、期末退職金要支給額を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入れ調整額を加減した額の100%を適切に計上している。
- ⑦ 資産運用については、京都西山学園固定資産管理規程、物品管理規程に定められており、適正に管理している。なお、現在、金融商品の資産運用はない。
- ⑧ 令和3年度 42.1%、令和4年度、39.0%、令和5年度 35.1%といずれも20%を超えている。
- ⑨ 過去3年において、教育施設設備については、カリキュラム改革に基づく額を計上しており、学習資源（図書等）については、必要額を計上している。
- ⑩ 公認会計士への監査意見に対しては、事務局長及び経理課の担当者が適切に対応している。
- ⑪ 寄附金の募集は、現在、耐震に伴う調査の特別寄附を募集している。一方、一般寄付の募集も随時ホームページ等で行っている。新たな寄附金については、理事会、評議員会で承認を得、適切に行っている。
- ⑫ 入学定員充足率は、令和3年度 75.0%、令和4年度 40.0%、令和5年度 45.0%であり、収容定員は、令和3年度 76.5%、令和4年度 57.0%、令和5年度 43.0%である。入学定員確保に向けての取り組みを現在全学で行っている。
- ⑬ 支出の財務体制の見直しを令和3年度より行っており、雇用形態の見直しによる人件費の削減、管理経費の見直しを行い、財務体質を維持している。

##### (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

- ① 令和5年度～令和9年度の経営改善計画に基づき、予算編成を行っている。策定に

については、教育は学科長、事務は事務局長が意向を集約し、事務にて計画書案を作成している。その後、学長、役職者が出席する経営改善会議で協議した後、理事会、評議員会へにおいて決定している。

- ② 事業計画が決定した後、速やかに全体会議を開催し、各関係部署に指示を出している。
- ③ 翌年度の予算は、3月の理事会、評議員会にて審議決定される。補正予算については、5月、11月、3月の理事会、評議員会において審議決定されている。
- ④ 日常の出納業務については、経理課担当者が京都西山学園経理規程に則り、経理事務責任者である事務局長が管理している。事務局長は、会計システム、資金残高を確認し、適正に管理しており、経理責任者である学長、及び理事長へ報告している。
- ⑤ 京都西山学園固定資産管理規程に則り、固定資産台帳を作成して管理している。資金は、通帳残高を確認している。出納については、京都西山学園経理規程に従って会計処理を行い、安全かつ適正に管理している。
- ⑥ 事務局長は、月初に前月の資金繰越表を作成し、経営責任者である学長、及び理事長へ報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
  - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
  - ② 人事計画が適切である。
  - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
  - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成27年度～」のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

令和5（2023）年度時点での京都西山学園の経営状態は、日本私立学校振興・共済事業

団の経営判定指標の C3（イエローゾーン）に位置しており、同年 3 月に集中経営指導法人と判断されました。4 月に日本私立学校振興・共済事業団の経営相談があり、文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受け、9 月に令和 5 年度から令和 9 年度までの経営改善計画を作成し提出した。また、毎月、月次資金収支報告書を作成し、文部科学省へ提出しており、常任理事会を開催して改善計画の進捗を確認している。経営改善計画の方針は、学生・生徒・園児数の確保によって、経営を立て直すこととしており、その実現に向け、本法人の総力を挙げ鋭意取り組んでいる。（備付資料 34）

この改善計画において、短期大学では 仏教学科を共生社会学科に名称変更し、コースの改編と入学定員の見直しを行い、次の 6 つの改善項目を立てて改善することとしている。

1. 学生確保の方策
2. 補助金確保の方策
3. 教職員の適正配置および人件費抑制の方策
4. 教育内容の充実・見直しの方策
5. 事務事業等の見直しの方策
6. その他（認証評価を含む）

#### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

本学の安定した経営基盤を築くために、令和 6 年 4 月から仏教学科から共生社会学科に名称変更し、入学定員も 100 名から 90 名に削減して再スタートする。

経営再建には、収容定員の充足が不可欠であり、入学定員 90 名の充足による財務状況の安定化並びに強化を図ることが近々の課題である。

安定した財務状況を確保するには、京都西山高等学校の全日制・通信制との高大連携を強化し、協定する高等学校や日本語学校を増やして進学者を確保し、収容定員充足による学生生徒等納付金の確保が不可欠である。幅広い世代に目を向けた募集計画とその活動を実施しているが、卒業生の子弟や子女に対しても新たな選抜方式を導入し、社会人、外国人留学生にも、継続的に入学数を確保する方策を検討していく。特に、外国人留学生については、学費減免のあり方や経費の削減を検討することにより、どのように収入増を図っていくかが課題である。

#### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし

#### <基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実

## 施状況

### 【前回の行動計画】

本学の財務状況は、人件費等経費の節減を継続することで収支の均衡を図っており、また、長期借入金の返済が続く中、校舎等施設の改修計画を具体化するには至っていない。中でも昭和 45 年竣工の本館については、耐震検査の実施により差し迫った危険性はないものの、耐震補強工事の必要性が認められる。また、本館内の各教室については、机、椅子等教育設備の入れ替え時期ともなっている。さらに、現在ある中型・小型 2 台のスクールバスについても修理・メンテナンスに相当な経費を投入していることもあり、できる限り早い時期の入れ替えを検討することが必要である。

このように現在本学には教育・財的資源ともに改善計画の策定が必要であるが、これらの実現には、まず、健全な経営状況を維持すると同時に、余裕資金を確保することが求められる。学生生徒等納付金の安定確保はもとより、外部資金の獲得、とりわけ本学専任教員に対する科学研究費等の競争的資金への申請を活発化させること、さらに現在も実施している同窓会や後援会よりの教育支援金の充実を図りたい。

### 【実施状況】

人件費等経費の節減については継続して実施し収支の均衡は図られており、教育設備の入れ替えについても段階的に進めている。しかし、経費負担の大きいものは未達成のものがあり、特に本館の耐震補強工事については、耐震検査の実施により差し迫った危険性はないものの、工事の必要性が認められおり、できる限り早期に着手しなければならない。そのためには入学定員を充足させ、学生生徒等納付金の安定確保しなければならない。

令和 6 年に仏教学科から共生社会学科に名称変更して再建計画をスタートさせ、令和 6 年度の入学定員は充足できなかったものの、定員充足率は 86%まで回復した。

### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

- ・今後も安定した学生生徒等納付金収入を確保するためにも定員の充足率を高めることに努めたい。また、経常費等補助金収入については、特別補助の申請項目が年々減少することもあり、本学の特色をどのように発揮していくべきかを検討し、補助金の獲得に結びつけたい。さらに、競争的資金の獲得としては、科学研究費等の獲得にも努めなければならないが、日常の教育活動に意識が注がれ、個々人の研究活動までに余裕がない状況にあるとも言え、本学教員の教育・研究活動の環境改善をも課題として、科研費等の競争的資金獲得に向けた研究活動が行えるよう環境整備を策定していきたい。
- ・本学の学科は仏教学科であり、仏教学・仏教保育両専攻を有するが、以前からの改善計画でも学科名変更が検討されてきた。しかしながら、仏教を前面に押し出すことこそが、本学の特色といえることから、専攻設置の折にも仏教精神に基づいた仏教保育専攻とした。しかし、一般的な現役高校生に受け入れ安いとは考えにくいことから、令和 6 年度から共生社会学科に名称変更し、仏教精神を取り入れたカリキュラムの編成についての説明等、学生募集対策の中での高校訪問や、オープンキャンパスの実施を通じて、高校生やその保護者、高校教員にまで理解してもらえるよう情報発信を図って行きたい。
- ・本法人内の京都西山高等学校とは、既に高大連携を継続しているが、同一法人設置校の強みは活かした取り組みを行うことにより、進学説明会・オープンキャンパスを通じて

一層の進学率向上を目指したい。

- 共生社会学科には、こども保育コース、メディア IT・ビジネスコース、仏教コースの3コースを設置し、さまざまな資格を取得し、取得した資格を基に将来の進路に結びつけ、地域や社会の発展に貢献できる人材育成を目指す。資格の取得率の向上も含め、入学者の確保による財務状況の改善につなげたい。

様式 8－基準Ⅳ

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

## [テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップ]

### <根拠資料>

提出資料 25. 学校法人京都西山学園 寄附行為

提出資料 26. 理事会議事録（写し）[令和3年度～平成5年度]

備付資料 35. 理事長の履歴書（令和6年5月1日現在）

備付資料 36. 学校法人実態調査表（写し）[令和3年度～平成5年度]

備付資料 37. 学校法人京都西山学園 令和5年度以降 中期事業計画書

### [区分 基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

#### ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
  - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
  - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
  - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
  - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
  - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
  - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
  - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
  - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
  - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
  - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
  - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
  - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

### <区分 基準IV-A-1の現状>

現理事長は、平成28年10月1日に西山浄土宗の宗務総長就任に伴い理事に、また、同日、理事会互選で理事長に就任した。本法人の理事長は学校法人京都西山学園寄附行為 第5条第2項の「理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の理事の議決により選任する。」とあることにより選出された。このため理事長は本学学則に謳う「仏教学の教養に重きを置く大学教育を施すことを目的とし、仏教精神をふまえ、広く社会の福祉に貢献す

る人物の育成をめざすことを使命とする。」という建学の精神・理念・目的を十分に理解し、本学のみならず併設の高校や幼稚園の入学式や卒業式など学園内の主要な行事に出席し、学生生徒だけでなく教職員に対しても建学の精神やその基本となる仏教精神について話すなど、建学の精神を学園全体に浸透させてきた。

現理事長は本法人理事長就任以前の令和 24 年より西山浄土宗教学部長を務めており、本学の仏教精神に基づく教育を十分に理解すると共に、とりわけ仏教学専攻仏教コースが西山浄土宗の教師（僧侶）資格取得を目指す学生を中心とするコースであることから、本学のカリキュラムと資格取得科目に関する宗門との協議を含め、深く関わってきたところである。

理事長就任後は、日常的には隣接の総本山光明寺執務長室において宗門業務を遂行するが、年間の学校行事時のみならず、ほぼ毎週、本学事務局を訪れて教職員とのコミュニケーションを図っている。

また、理事長は、寄附行為の規定に基づいて本法人の最高意思決定機関としての理事会を定期的に招集し、議長となり、寄附行為実施規則に基づく学園の業務、すなわち、学園及び学園が設置する学校の組織及び運営に関する基本方針、予算、借入金、重要な資産の処分に関する事項、事業計画、決算、理事会が行う理事・理事長及び評議員の選任、京都西山短期大学長・京都西山高等学校長・向陽幼稚園長他人事のうち重要と認めるもの、学則及び教授会規則その他理事会の定める諸規則の制定及び変更、その他重要事項について審議し議決している。（議事録参照）

理事会の運営については、理事会の招集は、各理事に対し会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により会議の7日前までに通知している。なお、欠席理事については議案毎の委任を求め、或いは賛否の意思表示を求めることとし、理事会が終了した後その結果を通知している。

理事長は、寄附行為第5条第3項「理事（理事長を除く）のうち、若干名を常任理事とし、理事総数の過半数の議決により選任することができる。」の規定により、常任理事3名を招集し、常任理事会を開催し、寄附行為実施規則によって理事長に委任された業務について諮問し、決定している。なお、専務理事については、平成29年5月より任用を行っていない。

本法人の決算は毎年5月の定例理事会で審議され、その後の評議員会において承認されており、その結果は教育研究上の情報、修学上の情報や事業報告とともに決算・財産目録等の財務状況として本学ホームページ上に掲載し、情報の公開に努めている。

理事の構成については、私立学校法及び寄附行為第5条に基づき、11人の理事が選任されている。11人のうち常勤は学園教職員（京都西山短期大学長・京都西山高等学校長・向陽幼稚園長）を含めて4人である。なお、寄附行為第12条に規定する理事の選任区分は次の通りである。

第1号理事 西山浄土宗宗務総長

第2号理事 京都西山短期大学長

第3号理事 京都西山高等学校長

第4号理事 向陽幼稚園長

第5号理事 評議員のうちから評議員会の互選によって選任した者2人以上3人以内

第6号理事 理事会において選任した者3人以上4人以内  
以上のように理事長と「学内理事」の4人は、宗門及び学校長等所属長で、「学外理事」の7人は学識経験者から選出されている。いずれも本法人の建学の精神を良く理解し、経験豊富な見識の高い人物で構成されている。

評議員会は、私立学校法並びに本法人寄附行為第20条に基づき構成され、理事会の諮問機関として適切に運営されている。今後も引き続き関係法令を遵守し厳格に運営して行く事が重要だと認識している。

#### <テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

特になし

#### <テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

法人の理事長は、慣例として西山浄土宗の宗務総長が就任しており、必然的に総長の任期である4年毎に交代することとなっており、中・長期的展望の策定・実現には至らないという課題があった。現理事長は任期終了後も再任となったことで、中・長期的計画に対しても理事長の積極的な提言による策定への参画が可能となった。

#### [テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

### <根拠資料>

提出資料 6. 京都西山短期大学 学則

提出資料 27. 教授会議事録写し（令和3年度～令和5年度）

備付資料 38. 学長の個人調書、教育研究業績書（令和元年度～令和5年度）

備付資料 39. 教学委員会、人事委員会、図書館委員会、経営改善協議会の議事録

### **[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

- ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
- ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
- ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
- ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
- ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
- ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

(2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
- ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
- ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
- ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
- ⑤ 教授会の議事録を整備している。
- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

### <区分 基準IV-B-1 の現状>

現在の学長は令和2年度就任以来2期目を向かえており、本学の運営に関して全般的なリーダーシップを発揮するとともに、ガバナンス体制の充実を図っている。学長のガバナンスのもとリーダーシップが発揮できるように平成27年度に「京都西山短期大学教授会規程」を見直し、教授会の位置づけを学長の諮問機関とし、教授会の協議を受けて学長が

最終的決定を行うこととした。本学の学長は、「京都西山短期大学学長選出規程」第2条に「学長になる者は、本学の建学精神を体する者であって、学識にすぐれ、人格が高潔なる者でなければならない。」とあることに基づくとともに、同規程第4条の「学長候補者は、西山浄土宗教師、浄土宗西山禅林寺派教師、浄土宗西山深草派教師にして、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。(1) 本学の専任教授 (2) 前号に適任者がいない場合は、本学にゆかりのある学識経験者」を承けて選任された。また、西山浄土宗の僧籍ある者として「仏教学の教養に重きを置く大学教育を施すことを目的とし、仏教精神をふまえ、広く社会の福祉に貢献する人物の育成をめざすことを使命とする。」という建学の精神・理念や目的を十分に理解するとともに、優れた人格を有し、学識にも秀でた人物であり、教学面、運営面全般にその責任者としての職務を遂行している。とりわけ、教学面では、仏教学科仏教学専攻の教授として、釈尊の教え、浄土宗祖法然上人、派祖證空上人の教えによる建学の精神に基づいた教育に長年に渡り携わっており、その建学の精神をさらに具現化した「学仏大悲心」に見る「智恵と慈悲」に根ざした教育を学生、教職員に説き続けている。

学長は「京都西山短期大学学則」第45条の規定に基づき教授会を開催し、教育研究に関する重要な事項や短期大学運営についての審議を求めている。教授会は月に1回、学長が審議事項を事前にNIcolaboで周知しうえで招集し、また、議長として順調に審議、決定がなされている。なお、学長は教授会が意見を述べる事項をグループウェアNI Collaboを通じて事前に周知している。

学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び教育研究に関する重要事項、学生に対する懲戒は学則に定め、教授会の意見を聴取し学長が決定している。教授会の構成は、「京都西山短期大学学則」第46条に「学長、教授をもって組織する。2前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、教授会に准教授その他の職員を加えることができる。」とする規定により、学長をはじめとする専任の教員で構成され、事務局長が事務局統括者として必要に応じてオブザーバー参加している。学則上は教授のみによる教授会とも言えるが、現状は准教授等を含めた拡大教授会である。なお、教授会では議事録を作成するが、その議題については、次回の教授会冒頭に教学部長が報告と確認を行い、議事録の正確さを期している。教授会は学科各専攻で検討し決定した学習成果及び三つの方針「入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)」「教育課程・編成の方針(カリキュラム・ポリシー)」「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」について認識をし、これらに基づいた教学面の運営がなされている。

令和5年度の教授会開催状況は次表のとおりである。

回	開催日	内 容
---	-----	-----

1	令和5年 4月25日	<p><b>第1号議案 科目の閉講の件</b> 「科目の閉講の件」</p> <p><b>第2号議案 2023年度春入学別科生の件</b> 「2023年度春入学別科生の件」</p> <p><b>第3号議案 2023年度特別開講科目の件</b> 「2023年度特別開講科目の件」 「教職論」開講について（お願い）」</p> <p><b>第4号議案 2023年度研究計画書の件</b> 「2023年度研究計画書（案）」</p> <p><b>第5号議案 規程改正及び基本方針制定の件</b> 「京都西山短期大学教員選考基準」 「京都西山短期大学 内部質保証の方針」 「京都西山短期大学 アセスメント・ポリシー」</p> <p><b>第6号議案 学校推薦型選抜の指定校の選定の件</b> 2024年度 学校推薦型選抜の指定校の選定の件」</p>
2	5月23日	<p><b>第1号議案 別科規程改正の件（審議）</b> 「別科規程改正の件」</p> <p><b>第2号議案 2023年度 別科教員採用の件（審議）</b> 「2023年度 別科教員採用の件」 回覧資料「履歴書および教育研究業績書」</p> <p><b>第3号議案 京都西山短期大学研究倫理規程の改正及び研究倫理委員会規程新設の件（審議）</b> 「京都西山短期大学研究倫理規程（案）」 「京都西山短期大学研究倫理委員会規程（案）」</p>
3	6月20日	<p><b>第1号議案 学籍の取り扱いの件（審議）</b> 「学籍の取り扱いの件」</p> <p><b>第2号議案 2024年度 別科生特別選抜募集要項の件（審議）</b> 「別科生特別選抜募集要項の件」 「2024年度別科生特別選抜募集要項」</p> <p><b>第3号議案 京都西山短期大学研究倫理規程の改正の件（継続審議）</b> 「京都西山短期大学研究倫理規程（案）」 「京都西山短期大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程（案）」</p> <p><b>第4号議案 2023年度別科秋入学オンライン面接試験合格者の件(審議)</b> 「2023年度別科秋入学オンライン面接試験合格者一覧」 「2023年度別科秋入学オンライン面接試験合格者内訳」</p> <p><b>報告事項1 2023年度大学コンソーシアム京都受講生の件</b></p>

4	7月11日	<p><b>第1号議案 学籍の取り扱いの件（審議）</b> 「学籍の取り扱いの件」回覧資料「休学願」</p> <p><b>第2号議案 非常勤講師採用の件（審議）</b> 「非常勤講師採用の件」回覧資料「『履歴書』及び『教育研究業績書』」</p> <p><b>第3号議案 京都西山短期大学長期履修制度の改正の件（審議）</b> 「京都西山短期大学長期履修学生に関する規程」（案） 「2024年度長期履修制度〈総合型選抜 自己推薦・特別支援〉募集要項」 「2024年度 こども教育コース長期履修生モデル 受講」（案）</p> <p><b>報告事項1 京都西山短期大学給付奨学生採用の件</b> 「京都西山短期大学給付奨学金申請書」回覧資料「無給証明書」</p>
5	8月22日	<p><b>第1号議案 卒業判定の件（審議）</b> 「卒業判定の件」</p> <p><b>第2号議案 非常勤講師採用の件（審議）</b> 「非常勤講師採用の件」回覧資料「『履歴書』及び『教育研究業績書』」</p> <p><b>第3号議案 規程改定の件（審議）</b> 「京都西山短期大学授業料等減免奨学規程」 「京都西山短期大学学長選考規程」</p> <p><b>第4号議案 2023年度秋別科延長の件（審議）</b> 「2023年度別科延長の件」</p> <p><b>第5号議案 京都西山短期大学長期履修制度の改正の件（審議）</b> 「2024年度長期履修制度（総合型選抜自己推薦特別支援）募集要項」</p> <p><b>第6号議案 学位に付記する専攻分野の名称の件（審議）</b></p> <p><b>報告事項1 9月卒業者への卒業証書授与式の件</b>「卒業に関するご案内」</p>
6	9月19日	<p><b>第1号議案 学籍の取り扱いの件（審議）</b> 「学籍の取り扱いの件」回覧資料「退学願」</p> <p><b>第2号議案 京都西山短期大学別科留学生スピーチ大会企画書の件（審議）</b> 「京都西山短期大学 別科 留学生スピーチ大会企画書（案）」</p> <p><b>第3号議案 本学の教育方針の再確認について（審議）</b> 「本学の教育方針の再確認（お願い）」</p> <p><b>第4号議案 2023年度別科カリキュラムの件（審議）</b> 「2023年度別科カリキュラムの件」</p> <p><b>第5号議案 卒業保留者の取り扱いの件（審議）</b> 「卒業保留者の取り扱いの件」回覧資料「事情書」</p> <p><b>第6号議案 京都明德高校 2023年度スカラシップ(大学講義体験)企画の件（審議）</b>「京都明德高校 2023年度スカラシップ(大学講義体験)企画」</p> <p><b>第7号議案 京都西山短期大学給付奨学生採用の件（審議）</b> 「京都西山短期大学給付奨学生採用の件」 回覧資料「京都西山短期大学給付奨学金申請書」・「奨学詳細情報」</p> <p><b>第8号議案 2023年度開学記念式典の件（審議）</b>「式典のご案内」</p>

7	10月17日	<p><b>第1号議案 学籍の取り扱いの件</b> 「学籍の取り扱いの件」 回覧資料「休学願」</p> <p><b>第2号議案 科目の閉講の件</b> 「科目の閉講の件」</p> <p><b>第3号議案 非常勤講師の採用の件</b> 「非常勤講師の採用の件」 回覧資料「履歴書」</p> <p><b>第4号議案 2024年度指定校推薦編入学試験希望者の件(龍谷大学)</b> 「2024年度指定校推薦編入学試験希望者の件(龍谷大学)」 回覧資料「指定校推薦編入学試験受験申請書・人物証明書・単位修得簿」</p> <p><b>第5号議案 別科カリキュラムの変更の件</b> 「別科カリキュラムの変更の件」</p> <p><b>報告事項1 客員教授の招聘の件</b> 「客員教授の招聘の件」</p>
8	11月14日	<p><b>第1号議案 学籍の取り扱いについて(審議)</b> 「学籍の取り扱いについて」</p> <p><b>第2号議案 2024年度カリキュラム(案)について</b> 「2024年度 カリキュラム(案)」</p> <p><b>報告事項1 2023年度秋学期学年暦(別科)について</b> 「2023年度秋学期学年暦：別科(新入生)」</p> <p><b>報告事項2 学位に付記する専攻分野名の変更について</b></p>
9	12月19日	<p><b>第1号議案 学生生活満足度調査アンケートの実施の件(審議)の件</b> 「学生生活満足度調査アンケート(案)」</p> <p><b>第2号議案 2024年度入学者選抜の判定結果の件(審議)</b> 「2024年度入学者選抜の判定の件」</p> <p><b>第3号議案 経営改善計画書に沿った2024年度の教育方針(審議)</b> 「経営改善計画書に沿った2024年度の教育方針」</p>
10	令和6年 1月30日	<p><b>第1号議案 教員採用の件(審議)</b> 「教員採用の件」</p> <p><b>第2号議案 2024年度カリキュラムの件</b> 「2024年度 共生社会学科 カリキュラム(案)」 「2024年度 共生社会学科 カリキュラム(案)新旧対照表」 「2024年度 共生社会学科 開講科目」</p> <p><b>第3号議案 2024年度学年暦</b> 「2024年度学年暦」</p>

11	2月5日	<p><b>第1号議案</b> 2024年度 共生社会学科カリキュラムの件（審議）  「2024年度 共生社会学科 カリキュラム（案）」  「2024年度 共生社会学科 開講科目一覧（案）」  「2024年度 仏教コース カリキュラムツリー」</p> <p><b>報告事項1</b> 2024年度入学者選抜の判定結果の件（報告）  「2024年度入学者選抜の判定結果の件」  回覧資料「2024年度入学者選抜 採点集計表（2024年1月21日実施分）」</p>
12	2月13日	<p><b>第1号議案</b> 2023年度卒業判定の件  「2023年度卒業判定の件」  「2023年度卒業対象者一覧」</p> <p><b>第2号議案</b> 2024年度 入学者選抜 留学生追加募集の件（審議）  「総合型選抜 自己推薦 要項の写し」  「総合型選抜 自己推薦 要項からの変更要件一覧」  「日本語学校向けチラシ案」</p> <p><b>第3号議案</b> 別科科目名変更の件（審議）  「別科科目名変更の件」  「別科規程改定案」</p> <p><b>第4号議案</b> 2024年度入学者選抜の判定結果の件  「2024年度入学者選抜の判定結果の件」  回覧資料「2024年度入学者選抜 面接採点票」</p> <p><b>第5号議案</b> 教員採用の件  「教員採用の件」  回覧資料「履歴書等」</p> <p><b>報告事項1</b> 2月22日実施 入学前オリエンテーションについて</p>
13	2月27日	<p><b>第1号議案</b> 学籍の取り扱い異動の件（審議）  「学籍異動の件」  回覧資料「退学願」</p> <p><b>第2号議案</b> 卒業証書授与式における学生表彰の件（審議）  「卒業証書授与式における学生表彰の件」</p> <p><b>第3号議案</b> 2024年度入学者選抜の判定結果の件  「2024年度入学者選抜の判定結果の件」  回覧資料「2024年度入学者選抜 採点集計表」</p> <p><b>第4号議案</b> 2024年度カリキュラム（案）の件  「2024年度カリキュラム（案）の件」  「2024年度 共生社会学科 開講科目一覧表」</p>

14	3月12日	<p><b>第1号議案</b> 学籍の取り扱いの件（審議） 「学籍の取り扱いの件」</p> <p><b>第2号議案</b> 2023年度卒業判定および修了判定の件（審議） 「2023年度卒業判定および修了判定の件」 「2023年度卒業予定者および終了予定者一覧」</p> <p><b>第3号議案</b> 2024年度カリキュラムの件（審議） 「2024年度カリキュラムの件」 ←仏教学専攻からの提案</p> <p><b>第4号議案</b> 非常勤講師採用の件（審議） 「非常勤講師採用の件」 「2024年度開講科目一覧」 回覧資料「履歴書等」</p> <p><b>第5号議案</b> 規程等の変更および新設の件（審議） 「規程等の変更および新設の件」 「京都西山短期大学学則（案）」 「京都西山短期大学学位規程（案）」 「京都西山短期大学長期履修学生に関する規程（案）」 「京都西山短期大学入学者選抜規程（案）」 「京都西山短期大学危機管理規程（案）」 「京都西山短期大学危機管理委員会規程（案）」</p> <p><b>第6号議案</b> 2024年度入学者選抜の判定結果の件 「2024年度入学者選抜の判定結果の件」 「2024年度入学者選抜 面接採点票」</p>
----	-------	---

学長は本学の教育・運営上に必要な委員会についてリーダーシップを発揮して、教授会等の下に次表の13の委員会を設置し、各委員会はそれぞれの規程に基づき運営されている。委員会の長は事務局長、学科長、各部署部長、図書館長等が兼任しており、規程等にしながら協議・運営を行っている。

部局長会	短大業務の円滑な遂行を目的とし、事務組織・管理運営全般に関する重要事項の審議及び事務の連絡調整をはかる
自己点検・評価委員会	教育・研究活動等の状況を自ら点検し、本学の教育目的の達成をはかる
経営改善協議会	学長及び人事委員会のメンバーにより教育活動及び運営体制等を協議する
教学委員会	教育課程その他教務上に必要な事項及び学生生活を支援するための事項を協議し、遂行する
図書館委員会	図書館利用を積極的に推進し、その他図書館の適正な運営をはかる
入試広報委員会	学生の募集及び入学試験業務の運営をはかる
FD委員会	教員の資質向上を協議し推進する
SD委員会	事務職員の資質向上を協議し推進する
大学協議会	短期大学の教育・運営に関し、教職員と学生の相互理解と叡智をはかり協議する場とする
人権委員会	建学の理念に則り、人権教育・啓発事業その他人権に関する必要な事項を審議する
人事委員会	短期大学組織における人事の運営、すなわち事務組織・管理 運営全般に関する重要事項の審議をはかる
研究倫理委員会	「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に基づき、個人の尊厳、人権尊重及び個人情報の保護などの倫理的配慮が適切になされているかどうかの審査をする
危機管理委員会	発生することが想定される様々な事象に伴う危機に、本学の学生および職員等の安全確保を図るとともに、大学の社会的責任を果たす

＜テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題＞

学則や教授会規程の改正により学長は教育運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っており、学長のリーダーシップのもとに学科の専攻ごとの学習成果を検討し実施してきたが、中でも仏教学専攻は3つのコースから成るため各コースに十分な専任教員を配置することが困難な状況にある。また、学習成果や三つの方針についても仏教学専攻での検討となり、3コースそれぞれに複数の専任教員を配置しそれぞれのコースの専門教育を検討するところまで到達させることが課題であり、特に専攻会議の提言は教学委員会や教授会での重要な教学運営に関わる議題となっており、提案・議案が教学の改善につながっているかが課題である。学長の下に現在13の委員会が設置されているが、教員が事務職を兼務していること、また、事務職員数についても小規模校の本学では、一人あたりの委員会所属数が多く、所属委員会への出席、検討項目の遂行など大きな負担ともなっているため、委員会の統合整備を含め改善することが課題である。

＜テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

課題となっている委員会数は、前回の認証評価を受審した平成29年度と比べて、統廃合により4つ減らしている。令和5年には集中経営指導法人と判断され、経営改善計画を作成し報告を行っているが、学長のリーダーシップのもと、仏教学科から共生社会学科へ名称変更し、再建計画を立てて実行している。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

＜根拠資料＞

提出資料 28. 評議員会議事録（令和3年度～令和5年度）

備付資料 40. 監事の監査報告書（令和3年度～令和5年度）

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

#### ＜区分 基準IV-C-1の現状＞

監事は、寄附行為第13条に「監事は、この法人の理事、教職員又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」の規定により2名の学外者が選任されており、学校法人の業務並びに財産状況について監査をしている。監事は令和5年度に開催された理事会と評議員会のすべてに出席し意見を述べている。監事は寄附行為第14条に掲げる職務を行っている。すなわち、本法人の業務の監査、財産状況の監査を実施し、その業務並びに財産の状況について、毎会計年度終了後、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。監事は当該年度内に法人事務局並びに短期大学をはじめ所属各校を訪問し、事業予算執行状況、学校運営や学生募集計画等を直接に調査するとともに、同席の学長等に対しては事業内容に対する忌憚のない意見を述べている。なお、毎年度決算時期には公認会計士との連携による監査を実施している。

#### 【区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

#### ＜区分 基準IV-C-2の現状＞

本法人における令和5年度の評議員会は評議員23名で組織しており、内16名は学外者である。評議員は、寄附行為第22条の定めにより、次のとおり選任されている。

第1号評議員 この法人の設置する学校の教職員のうちから、

理事会において選任した者 5人

第2号評議員 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものの中から、

理事会において選任した者 7人

第3号評議員 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 8人

第4号評議員 この法人の設置する学校の在学者の保護者のうちから、

理事会において選任した者 2人以上 3人以内

合計 22人以上 23人以内

評議員会の運営は私立学校法及び本法人寄附行為第20条に基づき、本法人内の重要案件である予算等に関してあらかじめ理事会の審議前に理事長から諮問を受けている。

私立学校法第42条及び本法人寄附行為第20条に定める重要事項は次のとおりである。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）、基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併

- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会又は理事長において必要と認めるもの

また、寄附行為第 31 条第 2 項により理事会で決議された決算や事業の実績は、毎会計年度終了後 2 月以内に理事長が監事の意見を付して評議員会に報告し意見を求めている。これらの事から評議員会は理事会の諮問機関として適切に運営されている。

**[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

**<区分 基準IV-C-3 の現状>**

受験生、在学生、保護者及び地域の人々が必要とする学園全体の情報については、ウェブページにおいて広く公表している。教育情報については、ウェブページ、大学案内等において公開を行っている。特に教員の情報としては、それぞれの専門分野の紹介にとどまらず、これまでに著した論文、著書等について公表し、担当授業等についてわかりやすい記載している。

カリキュラムについては、2 専攻の 4 コースの持つ特性や専門基礎科目、専門教育科目、基礎教育科目について説明し、さらに取得可能資格、卒業後の就職先の事例を多く公表している。学納金の種類や金額、奨学金・学費サポートの情報も公表している。学生生活に関する情報としては、キャンパス施設、スクールバスの運行状況、卒業後の進路情報として就職実績、就職企業情報、4 年制大学への編入実績等を紹介し、学生の進路支援を行っている。

私立学校法に定められている財務情報公開については、学園本部財務課が中心となり、収支計算書、貸借対照表、財産目録、事業報告書、監事による監査報告書をはじめ、会計項目の用語解説を含めた分析資料を、会計年度終了後速やかにウェブページにおいて公表している。

情報の閲覧に関しては、寄附行為第 40 条に定めてあり（規程集 1）、事務局に備付し、閲覧できる体制をとっている。

ガバナンスコードでも情報公開の充実を定めており、今後もより一層情報開示の充実を図っていく。

**<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>**

令和 2 年 4 月施行の私学法の改正により、監事の監査範囲が財務部門だけでなく、学校の運営・学生募集計画など教育的な面を含む学園の業務の執行状況の監査に加えて、理事の業務執行状況も監査対象となるなどガバナンスの強化が大きな課題となったが、学園

及び理事の業務が法令・寄附行為に準拠し適正に執行されているか執行監査が実施される。さらに、不正行為等があった場合には文部科学省への報告及び理事会招集等の理事への牽制機能強化が図られることとなった。これを受けて、監事の監査を支援するための事務体制、内部監査の組織については、今以上の管理運営を実施していくためにも、これら組織の整備・充実が課題である。

#### <テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特になし

#### <基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

##### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

###### [前回の行動計画]

京都西山高等学校普通科の「こども夢コース」は本学の仏教保育専攻仏教保育幼児教育コースとの間で、幼児教育を通じて5カ年の高大一貫教育を目指し、平成21年度より「基礎音楽」と「児童文化」の2科目に本学の幼児教育コース専任教員が持ち出し授業を行うことにより、単位を認定し、短大教育への理解と今後の単位履修の一助となるよう高大連携を図っている。また、向陽幼稚園には同コースの学生が資格取得のための実習先として関係を築いているが、今後は理事長と学長がさらに連携し、学園全体の教育面の振興をはかっていく計画である。仏教保育専攻では開設当初より定員の充足に至らないものの過去3年間の入学者は徐々に定員確保に近づいており、これには京都西山高等学校普通科の「こども夢コース」からの進学者が大きく影響しているため、理事長 学長のリーダーシップのもと、平成30年度にも仏教保育幼児教育コースの定員充足率を高めることによって経営の安定化を図りたい。

###### [実施状況]

京都西山高等学校普通科の「こども夢コース（現、総合進学コース保育系）」と本学の仏教保育専攻仏教保育幼児教育コースとの間での高大連携は図り、一時的には成果があったものの、恒常的な定員充足には結びつかず、令和5年には集中経営指導法人と判断されるにいたった。しかし、判断されたことにより法人全体に危機感が共有され、令和6年度の入学定員は充足できなかつたものの、定員充足率は86%まで回復した。

##### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

文部科学省に報告している経営改善計画に基づき、仏教学科から共生社会学科への改組により再建計画を実行する。